「電波政策ビジョン懇談会 中間とりまとめ(案)」に対して提出された意見と懇談会の考え方 【意見募集期間:平成26年6月10日(火)~平成26年6月30日(月)】

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
1	全般 電波ビジョン懇談会の中間答申(案)として全体として、非常によくできていると思います。既に国民一人に1台以上普及した携帯電 話(スマホ)やタブレット端末だけでなく、誰でもが簡単に無線を使うことで便利に過ごせる国を目指して欲しいのです。 完全に空いた周波数はVHFのテレビの空きチャンネルくらいしかないと思うのです。ここをうまく使って既存の周波数を再編するのが 一番簡単で効果的です。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	「公共ブロードバンド移動通信システム」を防災行政無線や消防・教急無線だけでなく、防災無線兼無線化した固定電話の機能を付けたら、国民は安く固定電話や防災行政無線を使えます。 ふくそう時に公共的な無線を優先したら、何の問題もありません。画像通信も行えます。それに無線LANの機能も付けてテレビとも コンはよともには、マミントはナイル・フェール	
	つなげるようにして置くととても便利になります。 「公共プロード・バンド移動通信システム」に今ある150MHz帯や400MHz帯を使っている無線局のほとんどを移して、空いたところ に新たな用途の無線局を作るのです。2MHz程度の帯域を割り当てても320チャンネルも割り当てられるのです。これならば電波の 使用を規制する理由はなくなると思うのです。 また、通信の多角化という意味で、防災情報を伝えるラジオも含めてデジタル化を考えてほしいです。 私の願いは電波を安く惟でも簡単に使えることです。それが実現しないと日本はやはりうまくいきません。	
	東京オリンピックまでに5Gができる状態を作ってほしいです。それが日本の情報通信を強くする方式です。 準天頂衛星も使いNーSTARを置き換えることも可能です。 M2Mを使って高齢化した国民が一人暮らしても困らない状況を作ることで、介護費用や医療費の削減にもつなげられると思うので す。当然に公共事業の構造物の劣化の測定にも用います。 これからはNTT等の戦後を支えていたシステムが変わろうとしているのです。それをどのように役所に依存しない民営会社(完全民	
	営化)にするかということです。 それが考えることが成長戦略でもあるのです。今までの方法では経済成長が難しいです。 これは電波に限らないことですが、最後に他国や他人(相手)を思いやる心だと思うのです。自分の国だけが良くなるのではなく、どの国も同じように豊かに生活ができるようにすることが平和につながるのだと思うのです。	
	【個人②】	
2	提出文書のフォーマットですが、意見募集であれば真正性の保持が必要ではないでしょうか。 Word等でなくせめてPDFでの提出もできるようにすべきであると考えます。 【個人⑥】	提出文書のフォーマットをWord形式で掲載しているのは、意見提出者の方々の御負担を軽減する趣旨です。PDFでの提出を妨げている趣旨ではございません。
3	 当社は、「雷波政策ビジョンの検討に向けた検討課題等に対する意見募集」の際、以下の意見を	 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
	提出しました。	इ .
	『2050年には、世界人口は現在の70億人から90億人へ増加します。同時に都市化率も70%になることで、必要とされる水、食料、エネルギーは人口増加以上に拡大すると予想され、これまで築き上げてきたインフラの2倍近い能力が必要です。それをあと30年余りで整備する必要があります。	
	が、従来と同じやり方で作り上げることは時間や資金の観点から無理があります。 ICTは、リアルタイム、ダイナミック、リモートという価値を持っており、社会インフラの効率化・高度 化に対して非常に大きな貢献が可能であるとともに、従来にない新しい価値を生みだすものと考え ます。それこそが日本が世界に対して、主体的に貢献できる領域だと考えます。	
	このICTによる社会インフラの高度化を実現するうえでも、電波利用は非常に重要かつ必要不可欠なものです。こうした将来を見据えた電波政策の立案を期待します。』	
	今回の意見募集の対象である「中間取りまとめ(案)」には、上述の原案の内容が記載されており、電波政策に関してスピード感を持った対応と将来の発展が大いに期待できるものと認識しております。	
	【日本電気(株)】	
4	下記の項目について、明確にされる事を要望するものです。 なお、電波放験は、陸上・海上・航空・衛星・放送とあらゆる分野にまたがっていることと併せ、ITU等の国際協定・規則にも依拠するもので何らかの 記述が必要と思われます。 記 1. 三位一体となった電波政策の推進・展開 ユーザーからのニーズ、メーカーからのシーズ、役所(総務省の電波部門)における電波監理の三位が一体となっての電波政策の推進・展開を望む ものです。	11において頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 2において頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 3において災害時における通信手段について頂いた御意見は、中間 とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。なお、新たな仕組 みに向けての周波数割当てについて頂いた御意見は、今後の検討
	2. デジタル化の推進政策 デジタル先進国を目指し、携帯電話以外の公共業務用、一般業務用等の無線局についても、デジタル化の推進に向けての展開についてロードマップを含めた推進政策の策定を望むものです。なお、周波数割り当てのペースは6.25KHzを望むものです。	の際の参考として承ります。 4において頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 5において頂いた御意見は、本意見募集の対象に対する直接の御意
	3 電波を利用した安心・安全な社会基盤の構築 東日本大震災以降においては、南海トラフ巨大地震等の発生を見据えつつ、安心・安全な社会実現に向けての社会的要請が益々高まる中で、多 種多様な連絡手段に対してのニーズはより強く電波の利用は不可欠と言われておりますが、東日本大震災から3年が経過する今日においても電波 利用による新たな仕組みのシステムは存在していない状況に有ります。 特に今回の東日本大震災の教訓は、情報の空台地帯が生じない、ネットワークに依存しない、広域な地域の機関相互の情報伝達、自助・共助の重	見でないため参考として承ります。 6において 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	付付し、日回の東日本人民人の歌劇は、「情報の三日に他が上しない、インドノーノ」に取けしない。山東は地域の城県市自立の情報伝達、自動・天明の理構などが挙げられます。また、津波、土砂炎害、洪水、火山等の自然炎害では、被災地域に時間差が生じることから電波を利用した通信手段の役割けま率に重要と云えます。 これ等に対処する方策としては、ネットワークに依存せず独立して機能を発揮するトランシーバーで、かつ、住民相互間(車・車間、住民対車等含む。)及び圏域等を超えた情報伝達に対応し、緊急連絡のホットラインを有するシステムの構築が考えられるもので、五窓に頼る自助・共助からの脱	
	皮にも繋がるものです。 災害は待ってくれません。電波を利用した安心・安全な社会基盤の構築に向け早急に検討を進める事を切望するものです。 なお、新たな仕組みに 向けての周波数割り当ては、地デジの周波数の跡地(170~202.5MHz)も含めることを望むものです。 参考「災害時における住民間情報伝達ネットワークのモデル化の検討」 群馬大学 片田敏孝他	
	4、4K/8K超高精細度テレビジョン地上放送への展開 地デジ後の新たなTV放送の展開で、衛星から地上放送に向けての動きは国際的にも非常に重要な位置づけを占めるものと思われ、新たな周波数割り当ての必要の可否を含め取り上げる内容と思われます。	
	5. 電波の見える化の推進 「電波有効利用の促進に関する検討会」でも議論された内容でもあり、現状を含め将来に向けての方策を記述すべきと思われます。	
	6. M2M等の電波利用 M2M等の電波利用については、免許、登録、特小、微弱の免許形態そして使用周波敷帯について、どの様になるのかの明確な記述が殆ど見受けられないのですが、その一つとして既に標準化が決まっていますM2M用無線通信規格Wi-SUN IEEE802.15.4g/4eが日本発の新たな動きとして有るようですので、それらをフォローする面からも具体的に取り上げ記述する必要があるものと思われます。	
-	【アイコム(株)】	
5	はじめに このたびは電波政策ビジョン懇談会 中間とりまとめ(案)に対する意見を提出する機会をいただい たことに感謝します。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	電波政策は、携帯電話をはじめとする移動体通信の需要増に対応する周波数資源の確保に重要な政策ですので、着実に進めていただくことを要望します。	
	【イー・アクセス(株)】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
	第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来 (1) 2020年以降の電波利用の姿 ① モバイルコミュニケーションの質的・量的な拡大	
6	① モバイルコミューケージョンの員的・重的な拡入 「光ファイバー並みの通信速度」とありますが、無線では固定ブロードバンドと異なり、同時接続数などにより通信速度が影響を受けること、また総務省でも実効速度の測定の検討が進んでいることから、あたかも光ファイバー並みの通信速度が期待できるかのような表現は改めるべきと考えます。	第4世代移動通信システム(4G)は、技術的に最大1Gbpsの超高速通信を実現可能な技術であり、現在の光ファイバー(100Mbps程度)並の高速通信を実現することは技術的に十分可能です。一方、消費者保護の観点等から個別のサービスの広告表示等における適切な表示に向けて、ご指摘いただいた実効速度の測定の検討が行われているため、事実関係を脚注として追記します。「なお、利用者が適切な情報に基づきインターネット接続サービスの契約を行うことが可能な環境を整備するため、実効速度等のサービス品質計測等の在り方について検討を行う「インターネットのサービス品質計測等の在り方について検討を行う「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」が平成25年11月より開催されており、今後、個別サービスの通信速度等についてはこの検討結果なども踏まえ適切に表示されることが期待されている。」
	【イー・アクセス(株)】	
	第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来 (1) 2020年以降の電波利用の姿 ③ 高精細度映像の利用の進展・通信サービスとの融合	
7	③ 高相相及吹塚の利用の連展・塩信サービスとの配合 公衆無線LANの増設を求めます。 そうすれば利用者が通信料を少なくネットができるからではないかと思います。 またラジオが聞き取りずらい人のための聴取の対策をもっと充実するべきではないかと思います。 テレビに関する話題では4Kテレビで騒がれていますが、それよりも放送番組のバリアフリー化をしてほしいです。既存のテレビ番組(地上波とBSの無料放送)での字幕放送と解説放送の充実を望みます。BSの番組でも字幕放送と解説放送を実施してほしいです。 NHKが運営している動画サイト「NHKオンデマンド」での福祉を題材にした番組(ハートネットTVとバリバラなど)を視聴料を無料にして配信し、さらにBSでも福祉を題材にした番組を週末の昼間に放送してより広く放送を通して視聴者に福祉に関する情報を得やすくしてほしいです。	本意見募集の対象に対する直接の御意見でないため参考として承ります。
	【個人③】	
	第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来 (1)2020年以降の電波利用の姿 ⑤ 公共分野における緊急ライフラインや通信手段の確保	
8	災害時などの情報提供手段として電波を利用した「放送」は非常に有用であり、いわばライフラインの役割を果たしているため、公共性の高いサービスとしての「放送」についても記載願います。 <修正案> ⑤公共分野における緊急ライフラインや放送および通信手段の確保 災害時などの緊急ライフラインや放送および通信手段の確保などの公共性の高いサービス提供 の確保のためには、電波の利用が必要不可欠である。 【日本テレビ放送網(株)】	
	第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来	
9	(2) 電波利用の推進による経済社会への貢献 多様な電波利用の実現により、無線通信利用の発展に伴う利便性の向上、社会経済活動の活性 化、国際競争力の強化等を図っていくのみならず、災害時や緊急時等に無線システムが利用でき なくなった場合の社会的影響を考慮して、レジリエンスの確保も必要とされていることにつき賛同い たします。また、災害時や緊急時には急な周波数確保等も必要となること、周波数割当の際には 経済合理性のみならず通信による安心安全の確保・実現といった観点も必要であること等を考慮 した制度設計をしていただくことを要望いたします。	
	【スカパーJSAT(株)】第1章 新しい電波利用の姿2 我が国における電波利用の将来	
10	(3) 2020年以降に実現が期待される無線システム 新しい無線システムを国内展開するにあたっては、該当する国内標準が世界標準の中で特異なものとなることのなきように、世界の標準化動向を見据えて行う必要があると考えます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】 第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来 (3) 2020年以降に実現が期待される無線システム ②全ての「モノ」がワイヤレスでつながるM2Mの普及の進展	
11		M2Mシステムの普及拡大に関する御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。なお、M2Mシステムには様々な形態が想定されること、通信料金については競争環境の下で通信事業者が設定していくものであることから、その通信料金について現段階で一律に見通しを行うことは困難であると考えますが、そうした点も含めて今後の検討の参考として承ります。
	【在日米国商工会議所】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
	第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来 (3) 2020年以降に実現が期待される無線システム ③ 超高精細度テレビジョン放送等の実現	
12	本件とりまとめ案第1章にあるように、今後電波利用は、飛躍的に拡大すると見込まれます。このため、同案「今後の検討に向けて」にあるように、周波数ひつ迫にどのように対応していくかという課題は、世界各国に共通した重要な課題だと思います。そこで、我が国において、世界に先駆け、テレビ放送を電波で行うことをやめて全て有線化するという抜本的な電波利用改革を行うべきだと思います。その理由は、次のとおりです。確かに、テレビ放送が開始された初期においては、現代のような光ケーブル網等がありませんでした。このため、散在する多数の視聴者に対して同時に同じテレビ番組を放送するためには、電波を利用することが有効であったと思います。しかし、光ケーブル網等が出現した現代においては、単に散在する多数の視聴者に対して同時に同じテレビ番組を放送するためには、必ずしも電波を利用する必要がなくなっていると思います。このため、このような現代における電波の利用価値は、端末が自由に移動できるという点に移っていると思います。ところが、テレビ受信機は、電波を利用する場合であっても、住宅等に設置されたアンテナに接続するケーブルに接続され、固定されて利用されています。このため、このような和用形態では、電波を利用せずに有線で放送するのと利便性に差がなく、このような電波の利用価値を生かすことができていないと思います。その上、同案第1章2(3)〇3にあるとおり、今後テレビ放送は、ますます超高精細度化していくと見込まれます。このため、このように超高精細度化していくテレビ放送を電波で行っていたのでは、周波数を著しくひっ迫させることになると思います。そして、現在、我が国においては、光ケーブル網等が比較的整備されており、テレビ放送を全て光ケーブル網等で行うことは、十分可能だと思います。よって、前記のとおり、我が国において、世界に先駆け、テレビ放送を電波で行うことをやめて全て有線化するという抜本的な電波利用改革を行うべきだと思います。	されたテレビ放送に関しては大容量伝送を可能とする電波が必要になるため、頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
13	UHDTVの放送および素材伝送に関する検討状況と課題が、簡潔かつ適切に記載されたものと受け止めております。 こうした現状認識のもと、先の意見募集およびヒアリングで民放連などが指摘した、①2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける放送業務による電波利用、②放送分野におけるイノベーションのための周波数確保、の2点については、今後も検討を深めていくべきと考えます。 【(一社)日本民間放送連盟】	
14	オールジャパンで取り組んでいる8Kスーパーハイビジョンの2020年本放送実現に向けて、8Kの素材伝送を可能とする制度整備への取り組みや、周波数有効利用を図る圧縮伝送技術の開発の必要性が明記されており、適切と考えます。 【日本放送協会】	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
15	2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、日本の放送技術の先進性をアピールする絶好の機会であり、海外諸国の期待も非常に大きいことを踏まえ、放送事業で利用する電波、周波数帯域の確保について検討していくべきと考えます。	放送事業は、災害時に迅速かつ的確に必要な情報を提供し国民の 安全安心、生命財産を守るために重要であるという観点から周波数 を引き続き確保する必要があると考えます。また、2020年東京オリン ピック・パラリンピックやイノベーションのための放送業務への周波数 確保に関して頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承りま す。
16	【(株)テレビ朝日】 ・UHDTVの放送に向けてはロードマップが示されていますが、ご指摘の通り更なる加速化、および課題解決のための具体的な検討が必要と考えており、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて官民合わせての協力が必要と受け止めています。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける放送業務における電波利用に関しては、海外からの持ち込み機器も多く、事前の入念な準備が必要とのご指摘の通りです。ただしこの持ち込みの機器に関しては、運用の地域も限られ、臨時の運用となるため、新たに周波数確保するのではなく、共用で対応するなど柔軟な施策が必要と考えます。 【(株)TBSテレビ】	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
17	超高精細度テレビジョン放送(UHDTV)の早期実現に向けては、既に「4K・8Kフォローアップ会合」におけるロードマップの具体化、加速化の検討、及び「衛星基幹放送及び衛星一般放送における超高精細度テレビジョン放送に係る技術的条件」の電波監理審議会への諮問・答申が行われているところではありますが、将来の4K・8Kの多チャンネル化の進展など新しい技術・サービスを取り込んでいくためには、既存システムとの両立が必要であり、大幅な帯域の確保が必須となります。このような状況を踏まえると、衛星基幹放送の左旋円偏波を利用することが望ましいと思料いたします。これら議論結果も踏まえた着実なロードマップの推進や、必要に応じた柔軟かつ充分な議論が引き続き行われることを期待いたします。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
18	超高精細度テレビジョン放送(UHDTV)において移動中継を行うためには、無線による大容量素材 伝送を実現させる新たな周波数帯域の確保が必要となります。 また今後の検討により地上波放送においても超高精細度テレビジョン放送(UHDTV)等の放送 サービスの高度化を行う場合には、放送波ネットワークおよび中継回線網を構築するための新た な周波数帯域の確保等、早急な検討が不可欠であると考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
19	すでに衛星による「Channel4K」放送がスタートしているが、4K番組を制作し供給する上で4Kコンテンツの素材をFPU等で伝送することも必要になってくることが予想され、周波数帯域の確保とともに新たなFPU機器の開発と低コスト化が求められる。また周波数が逼迫する中、周波数確保と共にさらなる使用帯域圧縮のための技術開発が必須となることから、映像圧縮技術や伝送技術の開発を加速化する必要がある。 【関西テレビ放送(株)】	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
20	マルチデバイスに対する配信技術としてエリア放送波を使用したIPDC配信技術があるが、既にエリア放送を利用する4Kについても配信実験が行われており、今後の利活用が期待できる。現行の周波数共用制度を前提として、将来のエリア放送の高度化に向けて活用できるように規格の具体化などの制度整備をお願いしたい。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
21	【関西テレビ放送(株)】 UHDTVの放送及び素材伝送に関する検討状況と課題が適切に記載されています。これらを踏まえて、今後の電波利用、周波数確保についての議論を進めるべきと考えます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
L	【朝日放送(株)】	

である。既に用放牧利り当てが完了してジシルに移行している原物であるが、現代システムよりとす。 明常及することを制作します。 「(ITTアドバンステクノロン(地) 25	番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
第1章 新しい電源制度の姿 2 表が回ぶせが企業利用の4		を日本放送協会様が予定していると聞き及んでおります。また、「感動の拡大」の一環としてパブリックビューイングなども計画されるものと予想されるところであり、素材伝送のための8K用FPUなど必須となる無線装置等を含めたロードマップ実現に向けた総務省様の更なるご指導ご支援を要	
2 数が回に対する複数利用の何条 (3 2000年以上に実践が利用の対象が大力が必要性・多形化 20 回から変もの連絡の対象が大力が大力が必要性・多形化 20 回から変もの連絡の対象が大力が大力が必要性を表現を表現とないます。 21 回から変もの変数との対象が大力が大力が必要性を表現を表現というでは、 22 回からないの方を範囲の内面性ステス(2018年)、原業者は、の変もの自身数を引き続きます。 23 回からないの方を範囲の内面性ステス(2018年)、原業者は、の変もの音がよりが表現の自動に関わないます。 24 つから、ちいに需要を利してのディーデッタル・移行している場合であるが、前がつかます。 25 回転の高別、公共プロード・レト・移動連信とンステムに同しては、こに方式の機能を重めるページと、 26 回転の高別、公共プロード・レト・移動連信とンステムに同しては、こに方式の機能を重めるページと 27 一般に対象が大力が大力が大力が大力が大力が表現に関いては、対しているとの受け方と上で行能制してが多。 27 一般に対象が大力・シャンの助決しては、労用ではいくしま。 28 一般に対象が大力・シャンの助決しては、労用ではいくない。 29 「実践に対象が大力・シャンの助決しては、労用ではいくない。 20 回転の高別、公共プロード・レト・の助決しては、労用ではいくない。 20 回転の方面が大力・シャンをから向きが大力・ジャンの助決しては、労用を指したの大力・シャンの大力・シャンのよりのストンのを対象が大力・シャンのあった。 27 一次カール・シャンののよりが大力・シャンの助決しては、労用ではいくない。 28 一般に対象が大力・シャンのの参加をよるのような、大力・対象が大力・シャンをから向きが大力・シャンをからのようないます。 29 「実践で関連による、実践の対象を分が関連するとしま、原因の安全をのいらかにた大型要素であった。 29 「実践で関連による大力を表現を表が対象が大力・対象が大力を対			
23 国民の安全安心、生命制産を守る改造ガティアの重要化と、改造業育に必要な周没数を引き続き 1 日本放送協会 1 日本放送会会 1 日本放送会会 1 日本放送会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会		2 我が国における電波利用の将来 (3)2020年以降に実現が期待される無線システム	
24		確保する必要性について明記されており、適切と考えます。	इ ं
26 「保家の通り、公共プロード/シイを動通信システムに関しては、LTE方式の検討を進めるべきだ。		Public Safetyの対象範囲は国内の無線システム(警察、消防、防災行政無線等)を包含する内容である。既に周波数割り当てが完了しデジタルに移行している段階であるが、現行システムよりも安価で映像も送れることが期待されます。今後、Public Safetyの在り方を十分に検討して頂き、早期普及することを期待します。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
「森木に養成い子に生す。	25	ご提案の通り、公共ブロードバンド移動通信システムに関しては、LTE方式の検討を進めるべきだと思います。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
22	26	原案に賛成いたします。 パブリックセーフティ向けブロードバンドの動向としては、米国に加え、欧州、豪州、中東、中国、シンガポールなど多くの国々がLTE 採用の方向で動いており、国際標準の採用により、インフラ、端末、アプリケーションなどのコストの低減が図れるものと考えられます。 また、周波数をパブリックセーフティ専用に割り当て、これを関係省庁間等が共用することで、更に	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
情報伝播方は、災害時において機帯電話などの無線強化トラヒックの触和抑止に大い「本効です。 次差素別に必要な「別数数を充分確保することは、国民の安全・安心のためにも大変重要であると考えます。 また、「国籍特組度ナービジュン放送等の実現」のために周波数帯域の確保などが言及されていることも高、評価します。当社がにわまでのパブリックコメントでも述べてきた通り、地上路幹放送でも 周波数帯域の確保や拡大が必要と考えます。	27		
探国ではFirstNetにおいて、このUTE技術の導入が進んでいる26。] 探国ではFirstNetにおいて、このUTE技術の導入が進んでいる26。] 探国ではFirstNetにおいて、このUTE技術の導入が進んでおり26。 整国ではFirstNetにおいて、このUTE技術の導入が進んでおり26。 2017年(平成29年)までにPublic Safety LTE順を全国に構築することを決定している。 (課金)最近の動きを追加 7253GPPはパブリックセーフティー機能の標準化を進めており基本的な機能は2014年(平成26年)9月に 完成予定。今後LTE技術をペースにしたものの導入が欧米等で進むと考えられる。」 で		す。放送業務に必要な周波数を充分確保することは、国民の安全・安心のためにも大変重要であると考えます。 また、「超高精細度テレビジョン放送等の実現」のために周波数帯域の確保などが言及されていることも高く評価します。当社がこれまでのパブリックコメントでも述べてきた通り、地上基幹放送でもUHDTVのニーズが高まることが考えられ、また大容量のUHDTVの映像素材伝送を可能にする周波数帯域の確保や拡大が必要と考えます。	
採国ではFirstNetにおいて、このLTE技術の導入が進んでおり26、韓国では資客船の次没事故を機に 2017年(平成20年)まで「Public Safety LTE網を全国に構築することを決定している。」	28		3GPPによるパブリックセーフティーの基本的な機能の標準化につい
完成予定。今後LTE技術をベースにしたものの導入が欧米等で進むと考えられる。」を を 「253GPPはハブリックセーフティー機能の標準化を進めており基本的な機能は2014年(平成26年)12月に 完成予定。ETSIはWRC2015に700Mは番利用の提案を検討中。今後LTE技術をベースにしたものの導入が 欧米等で進むと考えられる。」 に修正する。 (理由)最新の情報に更新 「26米国は2012年(平成24年)に商務省を中心にFirstNet設立。」 2014年(平成26年)16月にコロラド州アダムス都で、同国初となるPublic Safety LTE網の構築が開始され た。」 に修正する。 (理由)最新の情報に更新 [個人(5)(12者連名)] 29 本目的においてもLTEシステムを導入する場合は、導入コスト・普及の促進を考えると3GPPにおいて標準化された技術を採用することが肝要である。すなわち周波数帯域(Operating Band)について標準化された技術を採用することが肝要である。すなわち周波数帯域(Operating Band)について も3GPPの定義の一部であり、導入の際には十分な検討が必要である。平時にも利用すべきといち 観点からもことさら端末の製造コストは重要な課題となる。 [モトローラ・ソリューションズ(株)] 30 現行の「公共プロードバンド移動通信システム」にLTEを導入することを計画する場合、この帯域が 現状では3GPPで定義されていないことに留意しなければならない。基本となら技術がLTEであって も3GPP未定義の周波数帯域となる場合は、製造メーカも限定的となることが予想されるため海入 コストとその後の普及対策にコいて十分な議論が必要である。公共用途であることを鑑み、開発・ 普及に関わる費用について国からの補助支援策を含めて検討すべきである。 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 第末た、共同利用型とする場合の防災無線ネットワークの要求条件についても再検討が必要である。 また、共同利用型とする場合の防災無線ネットワークの要求条件についても再検討が必要である。 また、共同利用型とする場合の防災無線ネットワークの要求条件についても再検討が必要である。 また、共同利用型とする場合の防災無線ネットワークの要求条件についても再検討が必要である。		<u>2017年(平成29年)までにPublic Safety LTE網を全国に構築することを決定している。</u> 」 に修正する。	成予定とされておりますので、原案のままとさせて頂きます。 また、その他のパブリックセーフティー機能に関して頂いた御意見
に修正する。		完成予定。今後LTE技術をベースにしたものの導入が欧米等で進むと考えられる。」 を 「253GPPはパブリックセーフティー機能の標準化を進めており基本的な機能は2014年(平成26年) <u>12月</u> に 完成予定。 <u>ETSIはWRC2015に700MHz帯利用の提案を検討中。</u> 今後LTE技術をベースにしたものの導入が	
を 「26米国は2012年(平成24年)に商務省を中心にFirstNet設立。 2014年(平成26年)6月にコロラド州アダムス郡で、同国初となるPublic Safety LTE網の構築が開始された。」 に修正する。 (理由)最新の情報に更新 【個人⑤ (12者連名)】 29 本目的においてもLTEシステムを導入する場合は、導入コスト・普及の促進を考えると3GPPにおいて標準化された技術を採用することが肝要である。すなわち周波数帯域(Operating Band)についても3GPPの定義の一部であり、導入の際には十分な検討が必要である。平時にも利用すべきという観点からもことさら端末の製造コストは重要な課題となる。 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 (モトローラ・ソリューションズ(株)】 30 現行の「公共プロードバンド移動通信システム」にLTEを導入することを計画する場合、この帯域が現状では3GPPで定義されていないことに留意しなければならない。基本となる技術がLTEであっても3GPP未定義の周波数帯域となる場合は、製造メーカも限定的となることが予想されるため導入コストとその後の普及対策について十分な議論が必要である。公共用途であることを鑑み、開発・普及に関わる費用について国からの補助支援策を含めて検討すべきである。 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。現立たとその後の普及対策について日からの補助支援策を含めて検討すべきである。 また、共同利用型とする場合の防災無線ネットワークの要求条件についても再検討が必要である。 平時からの利用と必要なサービスエリアをカバーするために基地局が相当数必要になることを考		に修正する。	
2014年(平成26年)6月にコロラド州アダムス郡で、同国初となるPublic Safety LTE網の構築が開始された。」 「体正する。 (理由)最新の情報に更新 【個人⑤(12者連名)】 本目的においてもLTEシステムを導入する場合は、導入コスト・普及の促進を考えると3GPPにおいて標準化された技術を採用することが肝要である。すなわち周波数帯域(Operating Band)についても3GPPの定義の一部であり、導入の際には十分な検討が必要である。平時にも利用すべきという観点からもことさら端末の製造コストは重要な課題となる。 【モトローラ・ソリューションズ(株)】 30 現行の「公共ブロードバンド移動通信システム」にLTEを導入することを計画する場合、この帯域が現状では3GPPで定義されていないことに留意しなければならない。基本となる技術がLTEであっても3GPP未定義の周波数帯域となる場合は、製造メーカも限定的となることが予想されるため導入コストとその後の普及対策について十分な議論が必要である。公共用途であることを鑑み、開発・普及に関わる費用について国からの補助支援策を含めて検討すべきである。 また、共同利用型とする場合の防災無線ネットワークの要求条件についても再検討が必要である。平時からの利用と必要なサービスエリアをカバーするために基地局が相当数必要になることを考		「26米国は2012年(平成24年)に商務省を中心にFirstNet設立。」 を	
29 本目的においてもLTEシステムを導入する場合は、導入コスト・普及の促進を考えると3GPPにおいて標準化された技術を採用することが肝要である。すなわち周波数帯域(Operating Band)についても3GPPの定義の一部であり、導入の際には十分な検討が必要である。平時にも利用すべきという観点からもことさら端末の製造コストは重要な課題となる。 【モトローラ・ソリューションズ(株)】 30 現行の「公共プロードバンド移動通信システム」にLTEを導入することを計画する場合、この帯域が現状では3GPPで定義されていないことに留意しなければならない。基本となる技術がLTEであっても3GPP未定義の周波数帯域となる場合は、製造メーカも限定的となることが予想されるため導入コストとその後の普及対策について十分な議論が必要である。公共用途であることを鑑み、開発・普及に関わる費用について国からの補助支援策を含めて検討すべきである。 また、共同利用型とする場合の防災無線ネットワークの要求条件についても再検討が必要である。 平時からの利用と必要なサービスエリアをカバーするために基地局が相当数必要になることを考		2014年(平成26年)6月にコロラド州アダムス郡で、同国初となるPublic Safety LTE網の構築が開始された。」 に修正する。	
30 現行の「公共ブロードバンド移動通信システム」にLTEを導入することを計画する場合、この帯域が 現状では3GPPで定義されていないことに留意しなければならない。基本となる技術がLTEであって も3GPP未定義の周波数帯域となる場合は、製造メーカも限定的となることが予想されるため導入 コストとその後の普及対策について十分な議論が必要である。公共用途であることを鑑み、開発・ 普及に関わる費用について国からの補助支援策を含めて検討すべきである。 また、共同利用型とする場合の防災無線ネットワークの要求条件についても再検討が必要であ る。 平時からの利用と必要なサービスエリアをカバーするために基地局が相当数必要になることを考	29	本目的においてもLTEシステムを導入する場合は、導入コスト・普及の促進を考えると3GPPにおいて標準化された技術を採用することが肝要である。すなわち周波数帯域(Operating Band)についても3GPPの定義の一部であり、導入の際には十分な検討が必要である。平時にも利用すべきという観点からもことさら端末の製造コストは重要な課題となる。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
る。 平時からの利用と必要なサービスエリアをカバーするために基地局が相当数必要になることを考		現行の「公共ブロードバンド移動通信システム」にLTEを導入することを計画する場合、この帯域が現状では3GPPで定義されていないことに留意しなければならない。基本となる技術がLTEであっても3GPP未定義の周波数帯域となる場合は、製造メーカも限定的となることが予想されるため導入コストとその後の普及対策について十分な議論が必要である。公共用途であることを鑑み、開発・	
平時からの利用と必要なサービスエリアをカバーするために基地局が相当数必要になることを考			
思 ジンロニ、ファテ朮电前尹未行ニンソメニクテラႮル似数カヤータメピロがし快計ダペロ゚ンのる。			
【モトローラ・ソリューションズ(株)】	1 '	1	1

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
31	地上テレビジョン放送、ラジオ放送、衛星放送などを通じた災害情報等の伝達は有用性について、ご理解頂き感謝するとともに、非常時対応など今後いっそう放送としての使命を達成できるよう引き続き努力します。 災害時のネットワークの多層化も重要な方策だと考えます。ここで「公共プロードバンド移動通信システム」は現 状共用条件に基づく運用となっています。例えば商業利用による平時運用の多層化などは否定するところではあ りませんが、帯域を拡張すべきではなく、今ある周波数帯の中で運用し、他周波数に影響を及ばすことの無きよ う慎重な検討が必要であると考えています。	対する賛同意見として承ります。
32	【(株)TBSテレビ】 放送メディアが担う重要な役割、それを実現するために必要な周波数の確保について明記したことは、極めて適切であると考えます。 地上テレビジョン放送は基幹メディアとして良質な番組提供だけでなく非常災害時における重要情報提供により、国民・視聴者の安心安全、生命財産の保護に寄与しています。それには、非常災害時の被災確率、迅速復旧を考慮し有線ではなく、無線(電波)での回線構築が必要不可欠です。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	【(株)テレビ東京】	
33	"我が国においても、平時にも利用できるLTEを活用したシステムの導入について検討を推進していく必要がある"事について賛同する。 そして、「公共ブロードバンド移動通信システム」(170-202.5MHz)を用いる事で、地域BWAが導入された目的(当該地域の公共の福祉の増進に寄与)が果たせるのではないだろうか、と考える。	I具いた側息見は、中間とりまとの(条)に対する貧同息見として承ります。
	なぜならば、"災害時における防災目的だけではなく、平時から様々な目的にも利用できるようにすること"で、公共目的・民間目的双方における整備コスト・維持コストを抑えると共に、有限な電波資源を活用できると考えられるからである。また、日常時の利用において、地域BWAが導入された目的を果たせるカバレッジを有する事で、災害時における救助活動の適切な実施を果たせるカバレッジを有する事も果たせると考えられる。何よりも、電波法第1条には、「この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」とある事からも、どの電波帯域であっても、その能率的な利用の確保に加え、その公共の福祉を増進する為の運用に欠かせないコスト面からも目を背けるべきでは無い。	
	以上の事から、本部分は、「第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (2)地域用周波数の有効活用」と合わせて、今後 の検討が必要とされると考えると共に、本中間中間とりまとめ(案)の本文、および注28に示される 通り、その整備・維持・運営における方法について、検討される事を提言申し上げる。	
	【個人⑧】	
34	ケーブルテレビ無線利活用促進協議会は、地域BWAの普及促進に努めております。地域BWA制度の趣旨でもある「地域の公共の福祉の増進に寄与」することで地元自治体との関係を築いていく点では、この「公共ブロードバンド移動通信システム」制度と近い関係にあるものと思われます。 既にTD-LTE互換方式への高度化議論を終えている地域BWAでは、複数の地域事業者で自治体向けに提供中の防災WiMAXのマイグレーションの問題が始まっております。 免許人の条件など制度の立ち位置が異なる両免許制度ですが、自治体から見た場合はどちらも有用な手段となりうるものです。自治体向け利活用については、利用者目線の立場に立って、差別なく、両制度の普及を促進していくことが適当であると考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、地域BWAは、公共ブロードバンド移動通信システムのように単 に自治体業務の遂行のためのシステムではなく、住民向けサービス を想定したものであると考えます。
35	【ケーブルテレビ無線利活用促進協議会】 VHF-High 帯(170~202.5MHz)の公共ブロードバンド移動無線システム(200MHz 帯広帯域移動無線通信	
33	システム)は、同じ周波数帯において防災機関や地方公共団体等が別々に異なる技術方式を用いるよりも、電気通信事業者が全国単位の免許を取得して全国ネットワークを整備し安定的にシステムが稼動する役割を担い、地方公共団体等の防災機関等がこのネットワークを利用することによって、全国を同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とするべきであると考えます。この帯域は地上テレビジョン放送のデジタル化で空いた貴重な周波数であり、この32.5MHz 幅を有効活用にするには、周波数有効利用の観点から、国・地方公共団体等の他に電気通信事業者等も割当て可能となる免許方針を策定していただくことを要望致します。また、VHF-High 帯の公共プロードバンド移動無線システムの技術基準は、新たな技術方式等が開発された場合は、技術の進歩に合わせ柔軟に追加で導入していただくことを要望致します。例えば、TDD システムにおいては、数年前はWiMAX が世界的な主流でしたが、現状はTD-LTE に移行している状況であり、TD-LTE をこの帯域に導入できる技術条件を策定するべきであると考えます。	
36	地域BWAIこLTE技術を導入することにより、高度な防災無線ネットワークの提供をするとともに、多目的な活用を検討したい。 【(株)ZTV】	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
37	災害時に備え、通信手段につき携帯電話とともに、衛星通信や業務用無線などのネットワークの 多様化・多層化を行い、災害時にも途絶しない無線通信を確保することにつき賛同いたします。 移動通信システムにおいては、既に災害により無線基地局や光ファイバーなどの地上通信回線が 損傷した場合に備え、衛星回線の利用もなされているところですが、2015年頃の第4世代移動通信 システムの実用化、及び2020年以降の新たな移動通信システムの実現に関しても、大規模災害 発生時に通信の途絶することのないよう、確実な通信手段の確保を行うために、非常時には柔軟 かつ迅速に設置可能な地球局(移動地球局を含む)を移動システムの基地局として、衛星回線を 利用し、安定的な通信を実現できるような環境を整備することが必要であると思料いたします。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
38	【スカパーJSAT(株)】 技術が確立されたLTE技術をPublic Safetyに利用することは、インフラは端末設備の提供面にお	 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	以前が確立されたことは関うためにはSaletyに利用することには、インフラは端末設備の提供面において大きなスケールメリットがあると考える。 さらに平時利用も可能とすることにより運用面においても投資コスト回収などのメリットが期待される。	
	上記メリットを享受するためには、展開される周波数は3GPPにて標準化されている一般的な帯域 (エコバンド)である必要があるため、今後検討を進めていく際には留意が必要と考える。 【ノキアソリューションズ&ネットワークス(株)】	
39	非常災害時に国民の安全安心、生命財産を守るため、放送による情報伝達が有用である旨、さらに放送業務に必要な周波数を引き続き確保する必要がある旨が記載されたことを評価いたします。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	【日本テレビ放送網(株)】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
	地上テレビジョン放送・ラジオ放送・衛星放送を通じた災害情報伝達の有用性が強調され、そのた	
	めの周波数を確保する必要がある旨明記したことは、極めて適切であると考えます。	す。
41	【朝日放送(株)】 本内容趣旨について、賛同致します。 2020年代の実用化に向け、新たな技術動向を見据え、安心安全の確保のための共同利用型防災無線ネットワークとしてLTE 方式の導入検討は、有益であると想定しております。導入検討にあっては、国際協調周波数割当の可能性、あるいは、AWG等におけるPPDRとしての位置付け等々の多面的な国際連携の視点からの検討とともに、例えば、国内VHF帯においては現行システムとの周波数共用検討等を含めた総合的な議論が求められるところ	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。なお、導入検討における共用等について 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	と考えます。 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたシステム構築の実現に向け、多岐に亘る課題に対し、多様な検討の場が求められるものと想定され、システム開発に向けた総務省様の財政支援を含めたご指導・ご支援を要望、期待致します。	
	【(株)日立国際電気】 第1章 新しい電波利用の姿	
42	2 我が国における電波利用の将来 (3) 2020年以降に実現が期待される無線システム ⑤ ワイヤレス電力伝送など通信以外の電波利用の進展 大の意見募集における民放連の意見をふまえて、的確な技術基準の策定と、その遵守のための	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
42	取り組みが必要である旨を明記したことは、極めて適切だと考えます。	す 。
43	【(一社)日本民間放送連盟】 自動車用ワイヤレス電力伝送システムについて、既に行政において実用化に向けた環境整備を 進めて頂いておりますが、世界中で使用される自動車向けシステムの実用化、普及に向けた国際 標準化は大変重要であり、今後の高度な技術開発に向けた産学官連携はもとより、更なる国際連 携のもとでの制度化、研究開発を進める必要があると考えますので、総務省殿をはじめとする関 係行政の積極的な推進をお願い致します。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
44	【トヨタ自動車(株)】 ワイヤレス電力伝送の実用化に向けて、様々な取組が行われていますが、同一帯域や隣接帯域で運用している既存の無線システムへ有害な干渉を与えないよう、適切な技術基準の策定を行うだけではなく、運用において、基準が確実に遵守されていることを担保する枠組みが必要と考えます。今後の、法制度整備の中でこれらの仕組み策定を着実に行っていただくことを希望します。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。なお、技術基準が適切に遵守されるような取組みについては今
A F	【(株)NTTドコモ】 今後の高度な技術開発に向けた産学官連携はもとより、更なる国際連携のもとでの制度化、研究	
45		す 。
	第1章 新しい電波利用の姿	
46	3 2020 年以降の主要な移動通信システム ETC のサービスは、電波干渉によってETC システムで通信不良が起きた場合、正常で安全な サービスが維持できなくなる可能性があります。 また、その影響の規模は、(1)普及済約4,600 万台のETC 車載器、(2)整備済ETC レーン約4,000 箇所であり、ETC の利用台数が約700 万台/日であることから、非常に大きいと考えられます。 このような状況より、ETC で利用している周波数帯と他システムとの共用化は、十分な技術検証、 実地におけるあらゆる角度からの検証を行い、安全であることが証明されたうえで、行っていただきたいと考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、頂いた御意見も踏まえ、ETCやITSスポット等のサービスに影響を与えないことを前提に、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。
	【(一社)道路システム高度化推進機構】 第1章 新しい電波利用の姿	
	3 2020 年以降の主要な移動通信システム (1) 移動無線通信トラヒックの拡大	
47	需要とトラヒック推計との差異を明確にするために、「需要が1000倍以上に増えていくため、供給面に於いて」を挿入した以下の文が適切である。 無線通信トラヒックの推計は、固定通信からの置き換えや移動通信固有のトラヒック増などにより 需要が1000倍以上に増えていくため、供給面に於いて人口当たりの移動通信トラヒックは10年で 100~1000 倍という目標を掲げることが妥当であるという意見も多くあった。 【ソニー(株)】	
48	"最後の足回りは無線、その近くまでは光ファイバーで伝送するなど光ファイバーのバックボーンと	
	なお、このバックボーンとなるのは、光ファイバーに加えて、CATVケーブル設備も期待されると考えるが、その一方、例えばKDDIグループ殿(KDDI殿の光ファイバーに加えて、J:COM殿のCATVケーブル等)は、自社のみの利用に留まり、かつ貸出制度の範疇から除外されている。	
	確かに、NTTグループ殿は、市場シェアが多く、今後も非対称規制や料金認可制度の適用等による公正競争要件の確保が絶対的に必要とされるが、だからと言って、採算性のある都区部だけを整備されておられるKDDIグループ殿に開放義務が適用されない合理的理由は存在せず、また放送法によって地域独占が認められているCATV事業者殿の敷設網が、無線LAN事業者等への相互接続や卸業務提供を含むインターネット活用面において開放されておられない事には全く合理性が無い。その合理的・合理性の無さによって市場競争が低迷すれば、結果として公共の福祉を損なう事にも成りかねない点から、我々は目を背けるべきでは無い。	
	以上の事から、NTTグループ殿だけでなく、KDDIグループ殿やソフトバンクグループ殿、電力系 FTTH殿、地域CATV会社殿の固定設備における設備貸出を、公平・公正なルールの下で具現化 する事で、移動体通信事業者各社および無線LAN事業者各社に対し、オープンかつ切磋琢磨な競 争環境を用意する事が必要である、と提言申し上げる。	
	【個人®】	

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 移動無線通信トラヒックの拡大に対応するため、今後、移動系、固定系のいずれもトラヒック処理能力を高めるための 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 設備投資が必要となることから、<u>運用全体の最適化(最適なトラヒック処理のあり方等)を検討するにあたっては、各</u> 事業者間の公平な設備コスト負担のあり方についても併せて検討する必要があると考えます。 現在、携帯電話事業者がオフロードを推進することにより、固定通信網へ大量のトラヒックが流入していますが、この トラヒック増加に対応するための設備投資、コスト負担の多くは、固定通信事業者やISP事業者等の自助努力によっ てまかなわれています。 <u>将来、これまでとは比較にならないほど大量のオフロードトラヒックが、固定通信網へ流入する可能性があり、そのよ</u> うな状況になれば、従来のように固定通信事業者やISP事業者等の自助努力のみでは対処できず、当該事業者が設備コストの負担増加に耐えられなくなる恐れがあります。 <u>MILIA (1945年) 日本田川 明 2742年、ならになれ</u>がのかより。 接帯電話事業者は、利用者に対して無線LAN基地局を無償提供することでオフロードを推奨し、携帯電話網で受け 入れるトラヒックを減少させることで、自らの設備投資を抑制する一方、視点を変えれば、固定通信網にトラヒック負担 を押し付けている(フリーライド)と見なすことができ、オフロード量が過大となれば、公正競争を阻害する要因になりま 工の課題は、「無線LANビジネス研究会報告書」(平成24年7月20日公表)において指摘されており、同報告書「第3章 無線LANの課題に対する対応、1 増大する移動通信トラヒックへの対応」において、今後の対応(総務省殿の取組事 項)として、「オフロードトラヒックの実態把握」、「携帯電話事業者以外の事業者に与える影響の検証」が挙げられて が必要ですが、固定通信事業者やISP事業者等ではオフロードトラヒックの実態を把握することができないため、各携 帯電話事業者がこれに協力し、オフロードトラヒックの実態を明らかにすべきと考えます。 その上で、オフロードが移動系、固定系ネットワークの双方に与える影響(設備コスト負担の軽減効果(移動系)と増 大効果(固定系)等)について検証いただき、その結果を踏まえ、必要に応じて、公正競争確保のための公平な設備 コスト負担のあり方について整理すべきと考えます。 また、各事業者間でトラヒック負担の公平性を確保するため、例えば、周波数割当の際、モバイル事業者に対して、オフロードに係る次の義務を課すことも考えられるところです。 トラヒックのオフロード計画の策定 トラニックのカノロートalmの来た 終務省線への定期的なオフロードトラヒック量の実態報告 自社網以外へオフロードしたトラヒック量に応じた処理コストの負担 (公平な設備コスト負担のための基金の創設 等) 【(株)ケイ・オプティコム】 「割当て可能な周波数帯を増やす努力が必要不可欠」については、適切な取り組みと考えますの 頂いた御意見は、今後の検討における参考として承ります。 で、3GHz以上の帯域だけでなく、より移動通信事業に適した1.7GHz等の国際的に調和の取れた周 波数帯域の掘り起しも積極的に取り組むことを記載すべきと考えます。具体的には第2章第1項に て記載します。 【イー・アクセス(株)】 第1章 新しい電波利用の姿 3 2020 年以降の主要な移動通信システム (2) 第4世代移動通信システム(4G)の円滑な導入と普及に向けて 当社は、第4世代移動通信システムに関する公開とアリング(2014年1月23日)及び電波政策ビジョン懇談会第3回(2014年3月25日)において、従来の「エリアの広さ」(実人ロカバー率)のみを評価 頂いた御意見は、第4世代移動通信システムへの周波数の割当てに 係る開設指針が検討される際の参考として承ります なお、人口カバー率については、これまでも割当てに際し、電波の有 指標とするのではなく、スポット的に発生する膨大なデータトラヒックを処理する「エリアの厚み」の 効利用を促進する観点から、サービスの提供エリアの広さ(人口カバー率)を評価の対象としており、今後の割当てに際してもこうした方 評価を重視すべきと意見して参りました 周波数特性を考慮すれば、携帯電話の不感地の解消等、サービスの提供エリアの広さの対策に ついては、第4世代技術を既存周波数帯に導入することで、公共の福祉の増進に寄与できるもの 向性は維持することが適当と考えます。 と考えられます。割当が予定されている3.5GHz帯については、拡大を続けるデータトラヒック対策 用として使い始めることがユーザ利便性の観点でも効果的であることから、当社は都市部を中心と するデータトラヒックの混み合った地域から順次サービス提供を開始する計画であります サービスの提供エリアの広さ(「人口カバー率」)を3.5GHz帯に係る開設指針の審査基準とすること は、効率的なネットワーク整備に影響を与えかねず、評価指標として適用すべきではないと考えます。しかしながら、本懇談会の検討結果に基づき、サービスの提供エリアの広さ(「人ロカバー率」)を審査基準の指標とすべきとなった場合には、前述したような周波数特性及びネットワーク整備の 効率性の観点を踏まえつつ、公共の福祉を増進する効果を開設指針において明確にすべきと考 えます。 携帯電話トラフィックは、都心等の超高トラフィックエリアを中心に急増を続けており、特に、これら 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま の地域において大きなイベント等が行われる際には、局所的に非常に膨大なトラフィックが発生し ています。弊社は、このような地域、状況においても安定的にサービスを提供すべく、あらゆる手法 (より周波数利用効率の高いLTEシステムへの積極的なマイグレーション、小セル化の促進など)で対応を行っておりますが、第4世代(以下、4G)システムをこれらの超高トラフィックエリアへ展開 することは極めて有効なトラフィック対策であるとともに、お客様のご要望の高い高速サービスを提 供するための手段として非常に有効であると考えております。超高トラフィックエリアでの安定サービスの提供、高速サービスの提供というお客様へのご要望に応えるためにも、計画通りに追加周 波数が割り当てられることを期待します。 今後の周波数割当てにおいて「一体運用」の概念を取り入れ、申請時や、周波数逼迫度の算定の 際にこれを考慮することは、公平な競争環境を維持するために適切であると考えます。また、異な る免許人におけるキャリアアグリゲーションについて、周波数割当てにおいて「一体運用」の概念 導入と合わせて解禁するという主旨は適切であると考えますが、逆に、周波数割当て時に「一体運 用」として取り扱わない免許人の間のキャリアアグリゲーションは、公平な競争環境維持の観点か ら許可されるべきではないと考えます。 地域活性化を目的とした地域BWA帯域に既存全国BWA事業者や、その関連事業者が参入するこ とは、公平な競争環境維持するという観点で問題があり、報告書に記載の方策は適切であると考 【(株)NTTドコモ】

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
53	図表1-3-2に示された、携帯電話の不感地域の解消の必要性に賛同する。 その一方で、この不感地域の解消は人口カバー率の範疇に留まるべきでは無いと指摘したい。な ぜならば、この計測範疇は地方公共団体の役所・役場や自宅のカバー率だからである。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、御指摘の図表1-3-2に示した不感地帯の人口カバー率の計算方法は、 メッシュ方式(全国を500メートル四方メッシュに区切り、メッシュの面
	「2 我が国における電波利用の将来(1) 2020 年以降の電波利用の姿」に示されている様に、物や機械・装置が全てネットワークにつながる、loT (Internet of Things) やウェアラブル、M2M の普及等の潮流を踏まえたワイヤレス・インフラ整備を図るのであれば、車椅子やロボットスーツ等による外出先サポートや、農業・畜産業・株業等の第一次産業、建設・運輸等の第二次産業等の屋外活動用途を支えていく必要がある。 また、道路トンネル内、鉄道トンネル内などを含む条件不利スポットは、防災・減災に加えて、渋滞	
	時やラッシュ時への対応面も含めて、より積極的な解決が必要とされるだろう。 加えて、第6回議事要旨3項の多賀谷座長殿のご指摘にもある通り、都区部においても、高層ビル を要因とする電波遮へい問題や、日常的なトラヒック混雑に対する、その小セル化対応における基 地局設置場所が乏しい事からも、ルーラル部と同様に条件不利スポットが点在する事を見逃して はならない。これは今後割当の3.5GHz帯超の帯域における電波浸透度の観点や、無電柱化や景 観条例の観点から考えても、その適切な基地局設置場所が乏しくなる事が容易に予想されるから である。	
	以上の事から、携帯電話の不感地域の解消においては、第5回議事要旨3項の三友構成員殿のご指摘である、「単にビジネスとしての電波利用だけではなく、社会政策としての電波利用、あるいは電波利用の社会的責任ということを、ぜひ考えていただきたい。」も踏まえれば、「国民活動のカバー率100%」を目指すと共に、その到達コスト抑制の為には、各移動体通信事業者間における社会的目的達成の合意に基づく共同アンテナや、音声呼&データ・ローミングの仕組み作りが必要である、と提言する。また、その共同アンテナや、バックボーンにおいては、ITS用途等とも合わせて整備する事で、公共目的・民間目的双方における整備コスト・維持コストを抑える事が望ましい、と提言申し上げる。	
	【個人®】 第1章 新しい電波利用の姿 3 2020 年以降の主要な移動通信システム	
54	(3) 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化から導入に向けて 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化については、増大する移動通信のトラフィック を収容するための重要な検討課題として、スモールセル化技術、無線帯域の広帯域化、ミリ波周 波数帯域の活用、AAA: Adaptive Array Antenna, MIMOの高度化等のアンテナ技術や無線アクセ スの高速伝送を支えるFronthaul, Backhaul等についての光・無線の連携・融合技術などがあり、そ の範囲は非常に多岐にわたります。このため、これらの技術開発を産学官の協力によって進める 推進体制を早期に実現することは非常に重要と考えます。また、第5世代移動通信システムに向け た周波数帯の確保にあたっては、国際間で共通利用可能な帯域を確保することも念頭に、国際標	寸 。
	準化・国際協調を推進していくことが重要と考えます。 【富士通(株)】	
55	2020年代の膨大なトラフィックへ対応するためには5Gの早期実現が必要不可欠です。そのため、弊社は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおいて5Gを実現することにチャレンジすべく、研究開発を促進していく予定です。5Gの実現には、産官学が連携して、研究開発を進めて行くことが非常に重要であり、報告書に記載されているような日本国としてのロードマップの策定や、様々な検討体制の確立は非常に有効であると考えます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	一方で、5Gを実現するには、3GHz以下の既存周波数帯域の拡張だけではなく、SHF、EHF帯のような、これまでよりも高い周波数帯域を新規開拓することが重要となっています。これらの新規帯域については、研究開発の促進だけではなく、積極的な国際標準化を進めることにより、国際的に調和のとれた適切な周波数帯域を確保することが重要です。	
	2020年に向けて、国際的に協調のとれた適切な周波数帯域が確保されるよう、日本国として主導的に国際標準化を推進していくことが重要と考えます。	
	【(株)NTTドコモ】 第1章 新しい電波利用の姿	
	3 2020 年以降の主要な移動通信システム (3) 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化から導入に向けて ② 5Gに求められる性能	
56	原案記載の内容に賛同致します。 10年後に推定される1,000倍のモバイルトラヒックをコアネットワークやIMS、その他ネットワークアプライアンスが対応するためには、サーバーで一般的になりつつある仮想化をキャリアネットワークにも幅広く適用することがCapEx/OpExの観点で不可避と考えられます。原案にある2020年東京オリンピックにおける5G商用化を確実なものにするためには、後述する無線アクセスの高度化のみならず、ネットワークの仮想化(NFV)の幅広い実用化も積極的に推進すべきと考えます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	【インテル(株)】 第1章 新しい電波利用の姿	
	3 2020 年以降の主要な移動通信システム (3) 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化から導入に向けて ③ 5Gの円滑な標準化と導入に向けた課題 ア) 周波数帯の確保	
57	所謂5Gの運用検討においては、従来の周波数帯よりも高い周波数帯も採用候補に含めて、その運用周波数帯、バンド幅、適用の仕方について検討を進めることは、グローバル的観点からしても望ましいものと考えます。高い周波数の電波直進性、伝播特性、広帯域性やコンパクトな波長サイズといった特性を活かしつつ、国際的汎用性を視野に入れながら運用バンドや運用方法を検討し開拓していくことは、5Gをにらんだ課題として適切なものであると考えます。	
	またその際には、例えばp.36-37(図2-2-2)で紹介されている手法(LSA/ASA)などを用いて、地理的空間的分離や用途別分離による動的あるいは静的な周波数共有と無線システム共存をはかる仕組みも、場合によっては参考になると思います。	
	【華為技術日本(株)】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
58	原案記載の内容に賛同致します。 10年後に推定される1,000倍のトラヒック需要に対応する移動通信ネットワークを構築するための無線アクセスにおける技術的手法は大きく3つに集約され(①周波数利用効率の向上、②情報源符号化の効率化、③周波数帯域の拡大)、そのうち①と②によるネットワーク容量の拡大は高々10倍程度と想定されることを鑑みると、③の手法による移動通信サービス(携帯電話サービス)への新周波数の割当てが不可欠と言えます。一方で、原案記載のようにこれまで移動通信に用いられてきた3GHz以下の周波数帯の通りといる状況を踏まえると、センチ波やミリ波などより高い周波数帯の確保という手段による③の実現が5Gの国際的議論の動向(ミリ波に関する技術開発の進捗も考慮の上)を踏まえると極めて現実的であると考えます。そこで、原案にある2020年東京オリンピックにおける5G商用化を確実なものにするためには、これらのより高い周波数帯における移動通信システムの技術開発や国際標準化を加速する必要があり、何よりもこの分野で主導的な役割を果たす日本が国際的に協調した周波数帯の確保を先導することが強く求められます(周波数帯の特定が行われない状況で最適な技術の開発を促進することは非常に困難であるという一般論を前提とし、WRCにおける議論で日本の意見が十分な説得力を有し、結果議論を主導することで、5Gの技術開発・国際標準化で日本が世界をリードすることを想定し、早期の周波数帯の特定に向けて主体的な役割を担うことが強く求められます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
59	【インテル(株)】 2010年(平成22年)11月に発表された「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクショ ンプラン」において、2020年(平成32年)には、4Gの導入等のため、1500MHz帯幅を超える周波数	
	確保を図ることが基本方針として示されているところ、また、5Gの円滑な標準化と導入に向けての周波数確保も課題となっているところですが、これら4G、5Gの周波数スペクトラムの確保については、既存システムとの両立性にも考慮し、中長期的な対応を検討していただくことを要望いたします。 【スカパーJSAT(株)】	
60	5Gの導入による移動通信の高度化に対する大きな異論はありませんが、使用する周波数に関しては、既存および今後の放送サービスに必要な周波数帯、帯域幅を十分検討したうえで、お互いに影響が発生しないような周波数割り当てを実施すべきと考えます。	移動通信の高度化について頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。また、周波数の確保について頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	【日本テレビ放送網(株)】	
	第1章 新しい電波利用の姿 3 2020 年以降の主要な移動通信システム (3) 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化から導入に向けて ③ 5Gの円滑な標準化と導入に向けた課題 イ) 5G要求条件を満たす通信技術実現に向けた研究開発	
61	原案記載の内容に賛同致します。 5Gの技術開発を進めるEUのMETISや5GPPPとの密接な連携や5Gネットワークを用いる多様なサービスを想定した幅広い業界の協働を積極的に推進するために原案にある推進協議会(仮称)が中心的な役割を担うことを期待します。 【インテル(株)】	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	第1章 新しい電波利用の姿 3 2020 年以降の主要な移動通信システム (3) 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化から導入に向けて ③ 5Gの円滑な標準化と導入に向けた課題 ウ) 国際的協調の推進とWRC2018対応	
62	第一項の意見に記載の通り、WRCにおける議論で日本の意見が十分な説得力を有し、結果議論を主導することで、5Gの技術開発・国際標準化で日本が世界をリードするために、早期の周波数帯の特定に向けて日本が主体的な役割を担うことを強く期待します。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	【インテル(株)】 第1章 新しい電波利用の姿	
	3 2020 年以降の主要な移動通信システム (3) 第5世代移動通信システム(5G)の研究開発・標準化から導入に向けて ④ 我が国における推進体制確立の必要性 イ) 2020年(平成32年)に向けた5Gロードマップ	
63	2020 年(平成32 年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、世界に先駆けて5Gを実現し、事業化に向けて進めるには、産学官が連携して取組みを強力に推進していく必要があると考えます。 【KDDI(株)】	व ं 。
64	第二項の意見に記載の通り、5GPPPなど国際的な組織と密に連携し、2020年の東京オリンピックの商用化に向けて推進協議会(仮称)が主導的な役割を担うことを期待します。国際的な連携を推進し、技術開発の主導的な役割を担うためにも、推進協議会(仮称)が広く開かれた国際的な議論の中核的組織になることを期待します。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	【インテル(株)】 第1章 新しい電波利用の姿	
	3 2020 年以降の主要な移動通信システム	
65	(4)無線LANへのオフロードについて 無線LANの使用周波数帯拡張については、国内の周波数割当てとの整合性に十分配慮すべきと 考えます。他システムとの共用可能性の検証を行う際には、隣接周波数帯の無線局を含めて、既 存業務を適切に保護することが必要と考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
66	【(一社)日本民間放送連盟】 無線LANへのオフロード周波数として、TVホワイトスペース等における利用可能性を検討される にあたっては、視聴者への影響が無いように地上デジタルテレビジョン放送の保護をしっかりと保 障することが必要と考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
L	【日本放送協会】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
67	ご提案の通り、早期に技術基準を整理して東京オリンピック・パラリンピック等までに使用できるよ	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
	うに検討を進めるべきだと思います。	す。
	【NTTアドバンステクノロジ(株)】	
68	注釈53として記載されていますが、5.8GHz帯はETCやITSスポットで使用しています。この帯域を無線LANに開放すると電波干渉が懸念されます。ITSスポットは、ETCとは違い有料道路以外に、道	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、頂いた御意見も踏まえ、ETCやITSスポット等のサービスに影響を与えな
		いことを前提に、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と
	確認実験や、民間活用を目指して駐車場決済やドライブスルー等の実証実験も行っています。ITS	考えます。
	スポット対応車載器は年間20万台を超える台数で普及しています。平成25年度は自動車への標 準装備も進み今後も年間普及台数の増加が見込まれます。街中で展開されるこのようなサービス	
	に影響が出ないよう技術面・運用面ともに十分な検討をお願いします。	
	【(一社)ITSサービス推進機構】	
69	2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、大容量の放送素材伝送可能な無線システム の必要性が高まってきていることから、無線LANの利用増加に対応した使用周波数帯拡張につい	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	ては、慎重に検討すべきと考えます。	
	ホワイトスペース等における利用可能性の検討は、隣接周波数帯も含めて、既存システムに影響を及ぼさないことを大前提に行うことが必要と考えます。	
	【(株)テレビ朝日】	
70	平成26年3月「電波政策ビジョンの検討に向けた検討課題等に対する意見募集」へ意見提出させていただいた内容の再掲とともに、「電波政策ビジョン懇願会中間とりまとめ(案)」(以下、中間とり	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、頂いた御意見は、今後では、「ストン教育を表する」と
	ていたにいた内谷の再省とともに、「竜波収束にション窓線会中间とりまとめ(条)」(以下、中间とり まとめ(案)という。)に関しまして意見を提出いたします。	た岬息見も踏まれ、E10や115人小ツト寺のサービスに影響を与えな いことを前提に、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と
	5.8GHz帯DSRCは現在、ETCやITSスポット等のサービスに利用されており、その利用者は年々増	考えます。
	え続けています。特にETCは車載器のセットアップ件数が約4500万台、ETCレーンが全国に約 4000箇所、一日あたりの利用台数が約730万台(H25年3月)と産業、生活の手段として定着してい	
	る基幹システムです。また、高い通信信頼性を要求されるシステムであり、それを損なうことは料金	
	徴収システムに対する利用者の信頼を失墜させ、利用者からの反発は免れられないのみならず、 ETCゲート開閉の不具合による追突事故も危惧されます。	
	今回公表されました「中間とりまとめ(案)」の24頁脚注53に「5.8GHz帯については、既にETC及びI	
	TSスポットにおいて利用されていることに十分に留意する必要があることが指摘される。」とあります。この留意においては運用中のETCシステムに対して電波干渉などを要因とする不具合が及ば	
	ないことを確実に検証すべきであるとともに、その検証にあたっては確実な料金収受及び安全な車	
	両走行を担うシステムとしての要件、料金所構造や道路構造などの実環境条件を配慮すべきと認 識しており、必要であれば実フィールドの提供などの協力をしてまいります。	
	【東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、	
71	阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)(6者連名)] オフロードや無料公衆無線LAN以外の目的に使用される無線LANについて一切無視されており、	 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
/ '	このビジョンでは底が抜けている事を証明している。実態調査をしている立場から見れば、オフ	I具いた脚思光は、予後の検討の際の参考として承りより。
	ロードはあくまでの通信事業者の都合でしかなくある通信事業者は開いている自社が取得した周波数帯域に自社の公衆無線LANのデ	
	灰剱市域に自社の公永無線LANのア 一タを転送して基地局に流しているという一体何のためと考えなければならない事例がある。オフ	
	ロードとい言葉を使い、空間の占拠を進めて経済価値を持たせる事が透けて見えており、オフロー	
	ドよりも自社のネットワークの中でトラフィックを吸収する事を原則とし、過密となった2.4GHzへのオーフロードを原則禁止と言う方向に持っていけないだろうか。2.4GHz帯は通信事業者が占有する周	
	波数ではないし設置場所も法律で規制されるものではない。今は力による空間の占拠と言うべき	
	状態であり、これをオフロードという言葉で正当化しているだけにしか聞こえない。繰り返すがISM バンドは通信事業者が免許を受けた周波数ではないし設置場所を占有する保証もない。	
72		
	ると考えています。よってその扱いに関しては、既存業務を適切に保護し必要な対応に留め、臨時	
	運用も考慮すべきと考えています。 	
70	【(株)TBSテレビ】	
73		頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま す。
	と考えます。 また、店舗・施設等エリアオーナーが設置するアクセスポイントの運用に関する指針や啓蒙活動の	
	取り組みも重要と思われます。	
	今後予想される無線 LAN 利用の増加に対応するため、5.2GHz帯 ~ 5.3GHz 帯の屋外使用や 5.4GHz 帯及び 5.8GHz 帯の追加割当など無線LAN 使用周波数帯の拡張に向けた対応が必要と	
	3.4GHZ 帝及び 3.8GHZ 帝の追加剖ヨなと無縁LAN 使用周波数帝の拡張に向けた対応が必要と 考えます。	
74	【無線LAN ビジネス推進連絡会】	
74	5.8GHz帯は、現在、我が国の道路交通社会に広く浸透しているETC、ITSスポットにおいて利用されており、一層の普及や高度化利用の検討が進んでおります。従いまして、無線LANの急速な普	
	及に伴う5GHz帯無線LAN用周波数の拡張についての検討は、国民の安心・安全に深く寄与する	いことを前提に、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と
	既存の社会システムの成立性や共用の可能性等について十分な議論を行い、進めて頂きたいと 考えます。	考えます。
	【トヨタ自動車(株)】	
75	無線LANの使用周波数帯拡張については、国内の周波数割当てとの整合性、既存業務の重要性を十分に配慮して慎重に対応すべきです。他システムとの共用可能性の検証を行う際には、隣接	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	を十分に配慮して 関連に対応すべきです。他システムとの共用可能性の検証を行う際には、解接に 周波数帯の無線局を含めて、既存業務の確実な保護が必要です。	
	【(株)テレビ東京】	
76	無線LANの使用周波数帯拡張に向けた対応については、推進すべきと考えます。	 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
		す 。
	【KDDI(株)】	

7	出された意見(概要) 懇談会の考え方	番号
無線LANへのオフロードについて(P24)	において、無線LAN用の新規周波数帯として5GHz帯が検 JTG4-5-6-7会合を中心に、地球探査衛星業務(既に と無線LANとの周波数共用検討が行われているところであ 川に干渉軽減策を講じない限り、地球探査衛星業務との共 り状況を踏まえ、上記原案部分の「5.4GHz帯」への脚注とし から行われている。」	77 世 訪 5. る 用 て
TO4-5-6-7全合の質益結果を確認する必要がある。 【後)宇宙航空が交開発機構 T35	の追加割当可能性(他システムとの ら込みが想定されるためアクセスポイントの整備を推進する 準向上を図っていく必要が指摘される。 球探査衛産業務の保護を十分に留意する必要がある。	-無 - 共 () 52 必 ま 53 54 55
### 位代TSO字規Lで向けて、この帯域の組続維持をお願いします。	る必要がある。	
 79	死に利用されており、一層の普及や高度化利用の検討が 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、頂いた御意見も踏まえ、ETCやITSスポット等のサービスに影響を与えないことを前提に、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	進
法の標準化の確保である。と考える。 その内、ログイン方法については、EPA - SIM方式と、Hotspot 2 の方式が候補になると共に、オリンピック・パラリンピックを含かた海外からの来訪者の利便性を確保する為に、国際的事業者団体であるWin-Fi AllianceやWineless Broadband Alianceに対し、技術面と利用者利便性の両輪を確保する為への意見聴取があると良い、と考える。 Wi-Fi CERTIFIED Passpoint http://www.wi-finengr.discover-wi-fi/wi-fi-certified-passpoint Global Trend in Public Wi-Fi MBA Wi-Fi Industry Report 2013 http://www.wi-finence.com/resource-center/wba-industry-report/ 80 5GHz帯無線LANIは、電波有効利用の促進に関する検討会資料によると出荷合数が平成21年から 3年間で約5.6倍になる等爆発的に伸びています。また、5GHz帯無線LANは未得まにおける新たな利田ニーズに対応するため、チャネルの帯域側の拡大(40Htwielを80Htwill-will-mi-Mi-Mi-Mi-Mi-Mi-Mi-Mi-Mi-Mi-Mi-Mi-Mi-Mi	R、②5.4GHz 帯及び5.8GHz 帯の追加割当可能性(他シス トスペース等における利用可能性などについても検討の 準化に関して頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。	テ 必
[個人®]	ーSIM方式と、Hotspot 2.0方式が候補になると共に、オリンの来訪者の利便性を確保する為に、国際的事業者団体でd Allianceに対し、技術面と利用者利便性の両輪を確保すさる。 -fi-certified-passpoint	法そピある Wht G
日本テレビ放送網(株) 第1章 新しい電波利用の姿 3 2020 年以降の主要な移動通信システム (5) 次世代ITS の実現に向けた電波利用の推進 (3) 今後の対応 次世代ITS の導入に関しては、車車間通信などにより、これまで以上に膨大な数の無 760MHz帯安全運転支援システムにおける車車間通線局が開設され、既存の無線システムとともに街中を電波が飛び交うことになります。すでに自動 信、79GHz帯高分解能レーダー等と既存の無線システムとともに街中を電波が飛び交うことになります。すでに自動 信、79GHz帯高分解能レーダー等と既存の無線システム	【個人®】 記進に関する検討会資料によると出荷台数が平成21年から ています。また、5GHz帯無線LANは将来における新たな利	80 50 33 用伝 〜 激 こそ 50 尚 で
82 ホワイトスペースを検討する場合は地デジのほか、ラジオマイクも同じ周波数帯域で共用している にとを鑑みて利用可能性の検討をすべきと考えます。	gけられたWi-Fiスポットも事業者間で共用を進めるべきで 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。	
第1章 新しい電波利用の姿 3 2020 年以降の主要な移動通信システム (5) 次世代ITS の実現に向けた電波利用の推進 ③ 今後の対応 83 次世代ITSの導入に関しては、車車間通信、路車間通信などにより、これまで以上に膨大な数の無 760MHz帯安全運転支援システムにおける車車間通線局が開設され、既存の無線システムとともに街中を電波が飛び交うことになります。すでに自動 信、79GHz帯高分解能レーダー等と既存の無線システムとともに街中を電波が飛び交うことになります。すでに自動 信、79GHz帯高分解能レーダー等と既存の無線システムとともに街中を電波が飛び交うことになります。すでに自動 信、79GHz帯高分解能レーダー等と既存の無線システムともに街中を電波が飛び交うことになります。すでに自動 信、79GHz帯高分解能レーダー等と既存の無線システムともに街中を電波が飛び交うことになります。すでに自動 信、79GHz帯高分解能レーダー等と既存の無線システムにおります。すでに自動 信、79GHz帯高分解能レーダー等と既存の無線システムにおります。すでに自動 信、79GHz帯高分解能レーダー等と既存の無線システムを記載しませ	ごジのほか、ラジオマイクも同じ周波数帯域で共用している 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。	-
83 次世代ITSの導入に関しては、車車間通信、路車間通信などにより、これまで以上に膨大な数の無 760MHz帯安全運転支援システムにおける車車間通線局が開設され、既存の無線システムとともに街中を電波が飛び交うことになります。すでに自動 信、79GHz帯高分解能レーダー等と既存の無線シス・	ステム	
線機器が使用されているところです。 論いただき、共存可能との結論を得ており、これを踏	とともに街中を電波が飛び交うことになります。すでに自動 「では、79GHz帯高分解能レーダー等と既存の無線システムとの間の共 存可能性については、必要に応じ、これまでに情報通信審議会で議 論いただき、共存可能との結論を得ており、これを踏まえ、総務省に おいて電波法関連の制度整備を既に終えているところです。 ム(地上デジタル放送、AM, FMラジオ、携帯電話等)に影 を求めるなど、他の無線機器への影響を最大限に考慮し ことを希望します。	紛 車 紛 車 脳響

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
84	自動走行システムのようなリモートコントロールを実現するには、極めて高いモビリティ性を持つ周波数帯と、大容量化を実現するe-bandのような高い周波数帯をどのように利用していくかが重要と考えます。	
	考えます。 本中間とりまとめでは『79GHz帯高分解能レーダー』の記載がありますが、大容量化の観点でのE- Bandの活用検討も必要と考えます。 【日本電気(株)】	
85	【ロ本电気はか) 見通しの悪い交差点での出会い頭の衝突事故や、大型車の陰からの対向直進車との右折時の衝	
03	実事故等の防止に有効であるとしてITS専用に割り当てられた760Mは同じ生とのも別的の早期実用にに同け、2014年度総務省予算(2.1億円)、内閣府SIP予算による取組みを含め産学官連携で進めているところであるが、安全で快適な道路交通社会の早期実現に向け、相互接続性やセキュリティ確保のための技術的検討や運用体制の構築を更に加速する必要があると考えます。将来のより高度な運転支援システムの実現に向けても、世界に先駆けた社会システムとしての電波を活用した次世代ITSの普及を目指し、国際協調を図りつつ、関係行政の取組みの一層の加速を期待します。	व ं 。
	【トヨタ自動車(株)】	
86	ITS専用に割り当てて頂いた760MHz帯については、有効活用を検討して参ります。 官民ITS構想・ロードマップおよびSIP自動走行システムにおいて期待されている自動走行システムレベル2の期待実用化時期が2017年、レベル3の期待実用化時期は2020年代前半と定められています。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	これらを実現するためには、高度化された情報通信システムの利用が必須となり、複数の通信 チャネルが必要になると考えております。	
	現在ITSに利用されている5.8GHz帯を欧米の協調型ITSとも整合のとれる高度化された方式で利用して行きたいと考えます。 【(一社)日本自動車工業会】	
87	ACCJでもたびたび意見を述べてきたが、700Mhz帯においてITSを運用する事は当該技術の普及	
	い700Mhz帯をITSに割当てする国は存在したとしても非常に少ないと考える。産業の競争力を重視する日本政府が海外における導入の可能性が低い事が既に分かっている700Mhz帯システムを日本でこれから開発し導入するのは得策ではない。本報告書でも海外において他の帯域で利用できるように追加のシステム開発を行う事を既に想定しているようだが、技術的に他帯域で同様の性能で運用が可能なのであれば最初から700Mhz帯以外の帯域でシステム導入を行った方が総合的	場合、共通的な機器製造が可能となるため、関係者の間で国際協調の取組等を進めることが重要と考えられます。
	に考え日本にとって最大価値を生む可能性が高い。 過去の経緯を考えても元々ITSは2.5Ghz帯への導入を想定していたはずだが、その当時モバイル 利用があまり考えられていなかった700Mhz帯の割当てに変更されたと理解している。700Mhz帯が	
	モバイル用に再編され、モバイルの急激な普及により電波が逼迫している現在、700MhzをITS用に使用するのは経済合理性を欠く。	
	【在日米国商工会議所】 第1章 新しい電波利用の姿	
	第1章 制しい電波利用の妥 3 2020 年以降の主要な移動通信システム (5) 次世代ITS の実現に向けた電波利用の推進 ④ 国際調和と国際展開	
88	が、国内外の動向として下記に示す具体的な事例ついても記述し広く認識されるようにするべきと	頂いた御意見を踏まえ、P27の脚注71の文末に以下の記述を追加致します。 「その際、欧米における協調型ITSの実現に向けた取組、5.9GHz帯で
	考えます。	「での際、欧木にあける協調型ITSの美現に向けた取組、5.9GHZ帝で 「の協調型ITSと無線LANの共存に係る技術的検討の動向等について
	1. 国際的な協調と将来のサービス拡張性を視野に入れた5.8GHz帯の狭域通信システム(DSRC) 高度化技術に関して技術試験事務が行われ、新たな通信方式による新たなサービスの概要検討 と通信性能評価、新たな通信方式による新たなサービスと既存システム/サービスの干渉評価が 公表され導入の可能性が示されています。	も留意すべきである。」
	http://mic-its-conference.net/	
	2. 米国においては、DSRCの商用化に向けて官民の取り組みが加速しており、下記のように Department of Transportationからの発表や、最近の海外での発表等(たとえばSMART AMERICA EXPOやCOMPUTEX TAIPEI 2014)も活発になされ実用化に向けて着実に前進しています。 5.9GHz帯については、需要の拡大している無線LANとDSRCの共存条件についての技術的検討も なされています。	
	Department of Transportationの発表 http://www.nhtsa.gov/About+NHTSA/Press+Releases/2014/USDOT+to+Move+Forward+with+V ehicle-to-Vehicle+Communication+Technology+for+Light+Vehicles	
	SMART AMERICA EXPO http://smartamerica.org/teams/smart-vehicle-communication/	
	COMPUTEX TAIPEI 2014 http://techon.nikkeibp.co.jp/article/EVENT/20140609/357301/?n_cid=nbptec_r_NAT&rt=nocnt	
	【クアルコムジャパン(株)】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
89	次世代ITSには、"安全な道路交通社会の実現、および自動走行車の実現"に加えて、ロボット分野(例:介護面や物流面における、歩道部分や屋内公共通路も含めた安全と安心の確保)においても、非常に期待する。その一方で、760MHz帯の運用を前提とする国際展開は非常に困難である。と認識する。なぜならば、海外は700MHz帯を正下用漁にする事を決定しており、日本の都合でそれをITS用漁にする事は不可能であると共に、仮に日本のシステムが760MHzの特性を活かして開発され、それが我が国で社会的効果を齎したとしても、当該国の規則や慣習に沿っていないシステム輸出は難しく、かつ仮にそのLTE用漁の帯域をITS用漁に変換する必要性が発生したならば、そのLTE帯域を所有する通信キャリアから電波帯域を購入しなければならなくなからである。また、760MHz帯の運用を前提としない場合であっても、自動車やロボットが搭載するアンテナの位置やサイズ、ならびにデザインや素材も、この運用周波数の特性に左右される面が否めない事からも、レイヤー部分は共通化できても、システム面の提案において課題が起きないとは言い切れない。またこれは、我が国の自動車輸出やロボット輸出の面(新品販売だけでなく中古品やレンタル品の流通含む)から見て、不利益が発生しないかについての視点も欠かせない。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	開策においては、車両、信号システム、改札システムが有機的・相乗的に配置されている事に加えて、その国の駅員さん達の職慣習も踏まえた提案がなされているのではないだろうか。これらの面を、当該国の規則や習慣に沿う事に加えて、ISO規格等の国際標準化や、WTOサービス貿易規則に沿って組み立てる戦略や戦術を駆使しているからではないだろうか。	
	また日本のシステム輸出が成功した事例で見ると、地デジが挙げられるだろう。総務省殿の提案が、南米やASEANの各国の政府の賛同を得た結果として、その国を支える基盤として受け入れられたのであろう。	
	このように「技術でも市場でも勝てる」事の実現性を見据えれば、最終的に相手国の事情を我が事の課題のように理解し、その課題解決の為の具現化手段への信用と信頼に基づく期待を、「人として勝ち取る」道筋を、全ての関係者が日々歩んでいるのか、に掛かってくる。ただ単に、市場が伸びるから売上機会があるとか、雇用や利益が得られそうだ。という考え方を動機とする進出ではなく、現地の人々のお役に立つ結果を齎す付加価値創造の対価として売上と利益を得ていく事が、その「市場で勝つ事」の目的の根底に据えられていなければならない。そして、我が国の全ての関係者は、その共通目的を遂行する技術と熱意を日常的に有しているのであり、その成功実現性の鍵は、社会貢献への達成心と挑戦心によって遂行される事だろう。	
	以上の事から、本懇談会における、次世代ITSの展開への議論は、その前提として、例えばアジア太平洋地域の各国と、共通ゴールを設定した上で、日本が日本の意志として貢献したい事・貢献できる事を見極め、我が国におけるその運用周波数の決定や見直しを行う事が望ましい、と提言申し上げる。	
00	[個人⑧]	
90	欧米で検討されている5.8~5.9GHz帯域は国内ではFPUなどでも使用しているため、単純な国際調和としての標準化を図るのではなく、既存の無線局への影響を十分配慮したうえでの周波数割り当てを実施すべきだと考えます。	I具いた御息見は、今後の検討の除の参考として承ります。
	【日本テレビ放送網(株)】 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策	
91	3GHz以下の電波については、その伝搬特性上移動通信に適しており、逆に言えば移動通信のための手段は電波以外に考えられないことから、「ユビキタス環境の実現」という大きな目的のため、その全てを無条件で移動通信に割り当てるべきであると考えます。したがって、CATVや光ケーブルおよび衛星で代替可能なTV放送の地上電波利用については非常時対応等のためのNHK1デャンネルのみとすべきであると考えます。なお、TV放送の方式としては、放送事業者の方からもご意見が出されているように今後4Kや8K対応で広帯域化が予想されることから、ブロードバンドネットワーク上のIP-TVの利用について検討すべきであると考えます。また、ITS用帯域については、当初900MHz帯に導入する際に「国際標準である」としてその周波数帯に導入された経緯があると承知しておりますが、実際にはそれは決定事項ではなく、その後周波数帯を移すことになっています。しかしながら、ITSへの帯域割り当てについては(当時の)電気通信審議会の中立性に対して疑念を生じさせるものであり、割り当てそのものに対してエーズ面等含めて慎重に再検討する必要があるものと考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 1 新たな周波数割当ての目標	
92	周波数オークションに対する記述がありますが、基本的には周波数オークションの導入に賛成します。しかしながら、これだけ周波数の割当てが進み、かつ事業者間の資本関係も入り乱れている状態で欧米と同様の周波数オークションを導入するには公平性と実効性の面で無理があると考えます。この点については総務省殿で主催された「周波数オークションに関する懇談会」の議論は不十分であると言わざるを得ませんし、公平性についてある委員の方は「どうせ世の中不公平だらけである。」と、開き直りにも近い見解を示されたのは残念でなりません。このような現状に鑑み、公正性を確保して電波の有効利用を促進し、報告書にもある「最先端の情報通信技術」をアピールするためには欧米と同様の固定的周波数オークションではなく、すでに割り当てられた周波数帯も含むダイナミックな周波数オークションを採用することを検討すべきであると考えます(参考文献:*1、*2)また、周波数オークションについては「国民の財産を無料で使うのはおかしい」ということで、コンビニの土地使用と同列に議論される向きもありますが、いまや「一人に一合」を起える国民的インフラとなった移動通信システムについては(通信事業者の利益が適切であるかどうかは別として)結局はコストとして国民が負担するものであれば、オークションは国家財政の収入増のための道具ではなく、周波数の公正かつ適切な利用のための手段として位置づけるべきであると考えます。なお、結果的な国家の収入という意味でよるようにすれば、オークションは国家財政の収入増のためのが導定ではなく、周波数の公正かつ適切な利用のための手段として位置づけるべきであると考えます。なお、治療というでは、おり、おり、というでは、おり、というでは、おり、というでは、大きであると考えます。なお、は、相互に不満の残る形で固定的に設定される接続料金よりも納得性の高い料金設定ができるものと考えます。	議院において否決されているところですが、本懇談会においては、周波数割当てにおける市場メカニズムの活用方法として終了促進措置や周波数オークション、インセンティブオークション等について検討を行う予定です。
	【個人⑥】	
	\$ INVIOR	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
93		12 12 11 1
30	検討すべきとの提案に賛同いたします。 また、「高い周波数の利活用のために実現性を見極め、研究開発・実証実験・標準化等を推進することや3GHz帯以下の周波数の利用状況を踏まえての再編や共用なども検討すべき」、としていることについても賛同いたします。衛星通信等の遠距離通信は、大気や水蒸気による減衰の影響をより受けやすいという特性があります。例えば、大気による減衰等のために衛星・地上間の通信には余り適さない高周波帯を短距離通信に活用することで周波数の効率的利用を実現し第4世代移動通信システム及び2020年以降の実現が期待されている第5世代移動通信システムのために追加的に要する周波数帯幅を確保する、利用範囲は限られるが広帯域の高周波数帯と、広い利用範囲を実現することが可能な低周波数帯を組み合わせ、柔軟に切り替えを行う運用とすることでこれら通信の高い信頼性も同時に確保可能とする、等の方策を積極的に検討することを要望いたします。 但し、有限な資源である電波を将来的にも利用していくにあたっては、中長期的には、これら新たな周波数帯の研究開発促進・開拓のみならず、限られた帯域内でのユーザ体験(UX)の向上やビ	च ं 。
	ジネスモデルの改善等により、周波数確保の面で持続可能な状況を創出することも必要であると 思料いたします。	
	【スカパーJSAT(株)】	
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 1 新たな周波数割当ての目標 (1)電波の稀少性・重要性を踏まえた政策形成の重要性	
94	情報通信審議会 2020-ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会は電気通信事業法の範囲での、電波政策ビジョン懇談会は電波法の範囲での議論を行い、両会議は同時に進行している。両会議は連動すべきであるが、『中間取りまとめ(案)』では、基本政策委員会への言及は、「第2章新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当でにおける方向性 (1)周波数割当でにおけるグループ性の扱いについて」中での簡単な記述だけにとどまっている。	
95	【個人④】 社会インフラの一翼を担うテレビジョン放送のデジタル化は、画質の向上や多様な放送サービスを もたらした一方で、一般家庭におけるテレビの買い替え負担や、放送に使用する周波数帯の変更 による新たな難視を生じた側面もありました。 放送事業者にあっても莫大な設備投資により経営基盤に大きな影響を受けました。また国内家電	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
	メーカーにおいては一時的な需要増はあったものの、そのための設備投資の負担と海外メーカーとの熾烈な価格競争の結果、厳しい経営環境に置かれています。一方で地デジ化に当たって実施された国費等によるきめ細かい受信対策やインフラ支援は、日本的な丁寧な施策として高く評価されているところです。今後電波を利用した電気通信や放送の高度化を検討される際には、この項にも記述されているように、これらの社会インフラとしての役割や影響力を考慮した上で、国民目線に立った議論をし、総合的かつ丁寧な施策が確立されるよう努めていただきたいと考えます。 【(株)毎日放送】	
96	新規周波教割当に際し、希少な電波資源である周波数の有効利用を実現し、結果として、安価で高速・大容量の無線接続環境を消費者に提供することを可能にする制度が、「オープンな場で検討」されるべきである。	
	【ソニー(株)】	

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 「利用者視点と産業競争力の両方の視点で政策検討を行い、有限希少な周波数利用について制度面を含めた検討をしていく必要 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま がある。"事に賛同する なお、割当方法及び開設指針に関して頂いた御意見は、今後の検討 なお、現状の開設指針における割当方法においては、最重要項目が加入者数とされている事が見受けられるが、それを理由とする 逼迫は、当該移動体通信事業者の事情に基づくものであり、これは基本的に基地局増設によって解決されるべき問題である、と指摘申し上げる。更に、加入者数の差が追加周波数獲得の要件となれば、これは競争市場におけるドミナンス性の発生最大要因が、 開設指針にある事を顕著に示している、と指摘申し上げざるを得ない。 の際の参考として承ります。 そして、モバイル・インターネット時代における逼く移動体通信事業者において周波数が必要とされる真の理由とは、電波運用はシャ ノンの法則に基づかざるを得ない以上、その受益者への物理的到達性と最大運用速度の実現の為に必要とされるのであり、利用者 と産業競争力の視点を踏まえれば、仮に、移動体通信事業者各社が所有する電波帯域の特性も踏まえた公平性を有せなければ、 我が国において公正な競争は生まれない・育まれない、と指摘申し上げる。 これは、放送事業者に対しては、各社同幅の周波数帯域を有し、その中で各社が切磋琢磨した放送サービス役務を提供している事 からも、移動体通信事業者間におけるサービス役務の切磋琢磨の形成においても、各社同幅の周波数帯域を有する必要性を、本 意見者は認識するものである。 以上の事から、この政策形成に向けては、遍く全国系移動体通信事業者グループにおける割当帯域を可能な限り同幅化し、その割 IXエの争から、この収集が成に向けては、運生国本や到外で適信争来省ブループにおける計画市域で可能な吸り向幅にし、ていま 当条件として公平・公正な競争に資する目的を据え、その目的を果たすべく当該割当帯域における免許要件において、地域BWAの 導入背景であった、「地域の公共サービスの向上に寄与」する事を、全国系移動体通信事業者の役務として義務化し、かつその帯 域運用の結果が地域の収益確保手段に結びつくようMVNO提供を義務化すると共に、条件不利地域におけるエリア化においては、 共通アンテナ化やローミング化を義務化する事で、「地域の公共サービスの向上に寄与」する仕組みを、全国に構築する(ユニバ サルサービス化する)事が望ましい、と提言申し上げる。 加えて、"電波利用については、ビジネスとしての効率性の視点とともに、利用者に提供されるサービス内容等の国民へのメリットや 社会政策・社会的責任の視点からも検討する必要がある。"を踏まえ、これを契機に、割当時における最重要項目を現状の加入者 数とするのではなく、「2 我が国における電波利用の将来(1) 2020 年以降の電波利用の姿とや「日本再規戦略」、「世界最先端口 家創造宣言」、および総務省のICT成長戦略会議等で掲げられる政策が民間事業者の切磋琢磨によって実現するよう、その各政策 への実現提案を当該電波使用の目的提案や目的達成度(KPI)とする事により、電波法第1条「この法律は、電波の公平且つ能率的 な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」を果たす開設指針が導入される事を提言申し上げる。 本懇談会にて周波数オークションについても検討していく必要があるとの事だが、電波オークションの導入 は総務省において2012年の段階で決定され、国会への法案提出も行われていたという事実があるにもか 周波数オークション導入に関する法律案は、平成25年及び26年に衆 議院において否決されているところですが、本懇談会においては、周 かわらず、この文章ではその当時は検討を行わずに法案を国会提出したとの誤解を受けかねない。 波数割当てにおける市場メカニズムの活用方法として終了促進措置 や周波数オークション、インセンティブオークション等について検討を 日本国における周波数オークションの導入は在日米国商工会議所(ACCJ)をはじめ米国政府からも長年に 行う予定です。 わたり要望を続けてきた政策で、ようやく日本政府も世界の流れに同調した方向に舵を切ると理解されていた。ところがその結論は理由も無く反故にされ、さらに検討を続けるという状況に至ったと認識している。し かしながらその時点から「検討」は行われておらず、さらにこの報告書の文言からも、今回も先送りする予 定であると解釈せざるを得ない。 周波数オークションは資本主義国では常識的で公平に電波を割り当て効率的にその電波を活用させるための知恵であり、OECD(経済協力開発機構)のほとんどの国で既に採用されている。この制度を活用する事によって、日本が現在直面し、本懇談会および同時に進行している情報通信審議会2020-ICT基盤政策 特別部会(基本政策委員会)でも議論されている様々な課題が解決されている。 ACCJでは「成長促進のための周波数の有効活用」という意見書を2013年10月に作成し公表しており 本提案とも一致している。 http://www.acci.or.ip/images/1318 Spectrum IETF.pdf 【在日米国商工会議所】 周波数有効利用を早期実現するための終了促進措置は有効と考えます。しかし周波数オークション等に関しては、落札額の高騰や周波数返上による放送サービスの低下など多くの問題が指摘さ 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 れており、新たな制度の導入には慎重な議論が必要だと考えます。 【日本テレビ放送網(株)】 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 1 新たな周波数割当ての目標 (2) 現時点における中期的計画 なお、周波数割当てについては、周波数再編アクションプラン(平成 25年10月改定版)に沿って推進されています。 例えば、1.7GHz帯はLTE(Band 3)として、世界63カ国の120事業者(GSA Evolution LTE Report 2014年3月末)におい て利用されているように、周波数の国際協調が図られた有用な帯域となっています。従って、我が国においても特に この1.7GHz帯に着目して移動体通信への割当をさらに積極的に進めることが国民の利便性向上に資するものと考え ますので、以下3点を強く要望します に、1.7GHz帯の10MHz幅(1744.9~1749.9MHz/1839.9~1844.9MHz)について、割当スキームを早期に実施す べきと考えます 同周波数帯域については、周波数再編アクションプランにおいて、平成24年12月の制度整備により既に確保された 周波数であり、国民の共有財産である周波数の有効利用を進める観点からも、第4世代と同時期の割当てとし2014 年中に割当て完了すべきと考えます。 第二に、周波数再編アクションプランにおいて、東名阪地域に限定されている周波数帯域(1764.9~1784.9MHz/ 1859.9~1879.9MHz)の東名阪以外の地域へ拡張すべく制度整備が予定されています。こちらも上記同様に割当てを 2014年中に完了すべきと考えます。なお、対象地域の全体への拡大に時間がかかる場合には、公共業務との地理的な離隔がとれる場所等から制度整備を行うという形態も検討すべきと考えます。 第三に、現在公共業務に割り当てられている周波数帯域(1710~1744.9MHz/1784.9~1839.9MHz)に関しても移動 体通信への割当の拡大を行うべきです。その際には、上り下りの非対称な割当も国際的に検討されていることも考慮 すべきと考えます。 ットっとちんよっ。 従来、上下対称で割り当てられてきたFDD技術においても、上下非対称のキャリアアグリゲーションといった技術の進展に伴い、下りのみの帯域の割当も現実的なものとなっています。 例えば、韓国では、日本の1.7GHz帯と同じ帯域である韓国1.8GHz帯において、国が利用している周波数の一部を開 放し、民間の移動体通信に利用を拡大しました。開放された周波数は、割当幅が上下非対称となっており、ユーザの利用が高い下りの周波数がまとまっている柔軟な周波数配置となっています。 また、米国向けの3GPP Band 29 (716~728 MHz)は上りでの利用は行わず、下りのみで利用する帯域として割当さ れています。 このように、FDD技術においてもフレキシブルな周波数の利用も可能となってきていますので、韓国等の例も参考にし つつ、現在公共業務に割り当てられている周波数を積極的に開放すべきと考えます。 【イー・アクセス(株)】

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 1 新たな周波数割当ての目標 (2) 現時点における中期的計画 ③ ITUにおけるIMTに対する周波数追加分配	
101	2013年(平成25年)7月のWP5D会合を受け、IMTに適した周波数帯を我が国からも提案しているところですが、国際的な周波数分配/特定については、候補として挙げられている周波数帯の一部において我が国の人工衛星局が海外(特に東南アジア等)において既に事業に利用されていることを考慮し、国際的な分配/特定の範囲について検討していただくことを要望いたします。3600-4200MHz、特に3800-4200MHz帯については、国際的には広い地域で稠密に衛星通信に利用されており、周波数共用は非常に困難であるため、国際的な支持が得にくいものと認識のうえで、検討が行われることを要望いたします。	
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 1 新たな周波数割当ての目標 (3)2020年以降に向けたトラヒック量増加と対応	
102	① の注釈として、以下の文を挿入すべきである。 「①については、従来の多重変調の高度化による周波数利用効率向上に加え、異なる無線通信方式による周波数共用を前提とした周波数有効利用技術の検討が必要となる」	御指摘の点については、同趣旨の内容を「2 電波有効利用の推進 (2)周波数の共用等及び(3)研究開発の戦略的推進」において 記述しておりますので、原案のままとさせて頂きます。
100	【ソニー(株)】	
	表題を、「移動通信トラヒックの需要と供給の将来動向予測」と標記し、 グレーの点線(1000倍予測)を「需要予測」と標記すべきである。 以下に理由を記す。 モバイルトラヒックは、Wi-Fiによるオフロードや、トラヒック制限により左右され、必ずしも消費者の 需要を反映するものではない。高速道路の交通量が、車線規制や通行料金の値上げや並行する バイパスの新設などで減ったとしても、目的地に向かいたい自動車の数が減ったわけではないの と同じで、制限された供給と本来の需要を混同すべきではないと考える。従って、トラヒックの供給 予測とは別に、消費需要から割り出した需要予測が必要となる。なお、ここでいう需要とは、必要な 部分を使用するために、利用しないデータも含めてダウンロードするものも含む。詳細は、文末の 「モバイルインターネットのトラヒック需要の予測」を参照されたい。この試算によると、トラヒックの 需要は1000倍以上になる。但し、ここでは一般消費者のみの需要を計算しており、事業所や自動 車に於ける無線のトラヒック需要を含むと、更に大きな値となると予測される。	
104	米国では、テレビ放送帯域のリパックにより、120MHz幅(572MHz~608MHz)及び614~698MHz)を移動通信用途へ開放することが見込まれています。また、WRC-15に向けて、GSMAではUHF帯(470~694MHz)を移動通信事業者が広帯域利用(80~120MHz幅)することを推奨し、その他にもカナダ、英国、スウェーデン等でも同様にUHF帯(470~694MHzまたは470~698MHz)を移動通信用途での利用を推奨しています。このように、地上テレビジョン放送のデジタル化等で空いた周波数を移動通信用途へ利用することが世界的に進められており、国際ローミングやグローバル端末の観点から日本においても移動通信用途への利用が望ましいため、地上テレビジョン放送(470~710MHz)の周波数開放を検討するべきであると考えます。具体的には、地上テレビジョン放送は限られた周波数を有効活用できるSFNの利点を最大限活かし、この放送帯域を更に圧縮して52CHから42CH(650MHz)以下に再リパックし、空いた10CH分の周波数(650~710MHz)を他のひつ迫したシステムへ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。その際、空いた周波数はホワイトスペース等他の用途と共用するのではなく、単独の用途として利用するべきであると考えます。	
	見込みであり、700MHz帯ITSの利用帯域について、再検討の余地があると考えます。 その際、ITS移行により空いた周波数は、移動通信の国際標準バンドであるBand28であるため移動通信用途とし、下り周波数のサブリメントバンド利用が望ましいと考えます。 【ソフトバンクモバイル(株)】	700MHz帯の電波は、物陰等にも回り込むなど広範囲に確実に情報を伝えられるという優れた伝搬特性を有しており、車両外部との無線通信を活用する協調型ITSの実現のために有効な帯域であることから、安全運転支援システムとして用いるための制度整備を実施済みであり、実用局の導入の動きも進んでいます。なお、ITSでの5.8GHz帯の今後の活用については、中間とりまとめ(案)P27の脚注69に示されている留意事項等を考慮の上、必要に応じて、無線LANへの5.8GHz 帯追加割当可能性の検討と並行して、関係者において所要の検討、対応が図られる必要があると考えます。
	400MHz帯簡易無線局が使用する周波数(465.0375~465.15MHz、468.55~468.85MHz及び467~467.4MHz)は、国際電気通信連合(ITU)が指定しているIMT帯域(450~470MHz)であることから、将来における移動 通信用周波数のひっ迫を考慮し、400MHz帯簡易無線局が使用する周波数は移動通信用周波数として割当てをするべきであると考えます。英国の450~470MHz帯は移動通信用途の需要を考慮し、既存システムの移行が検討されています。移動通信トラフィック量は今後更に増大し、更なる移動通信用周波数の確保等のひっ迫対策が必要です。このひっ迫対策のためには、400MHz帯簡易無線局の移行も例外ではないと考えます。900MHz帯を使用するパーソナル無線がピーク時に2MHz幅で約100万局が収容されていたことを考慮すると、400MHz帯を使用する約49万局の簡易無線局は、350MHz帯を使用する簡易無線局へ移行が可能であると考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
107	無線LANの分野においては、今後、多種多様な端末・コンテンツやM2M等の新しい使い方等による市場拡大が期待されます。利用拡大に伴うトラヒック量増加の対応に向けて、利用可能な周波数帯の拡張を実施することが望ましいと考えます。また、今後、国内にて予定されているオリンピック・パラリンピック等の開催に伴う「局地的」「一時的」「膨大」なトラヒック量増加の対応に向けては、公的な支援を含め、関係者による充分な検討、対策が必要であると考えます。	す。

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 2 電波有効利用の推進 (1)電波の利用状況調査と周波数再編アクションプラン	
108	2月の意見募集時の提出意見のとおり、既存無線システムの設備規模、新たな周波数に適した設備の開発や整備期間の確保を十分に考慮し、周波数再編が確実に実施できる計画策定が必要と考えます。	す 。
109	【日本放送協会】 電波の利用状況調査の方法、およびその際の実際に発射されている電波(周波数)のモニタリング については、既に、昨年度より地域BWAにおいて毎年の調査に移行していることもあり、基本的に 賛同致します。なお、報告書案にも示されているとおり、地域事業者の負担が増大することのない よう、調査内容等について引続き配慮をお願い致します。 一方、地域BWAにおける周波数の有効利用の程度の評価については、エリアカバー率(対象自治 体の数)を否定するものではありませんが、それぞれの地域事業者による地域での活動状況(アプ リケーション、サービス、貢献度等)にウェイトをおいた評価についても考慮をお願い致します。	電波の利用状況調査等に関して頂いた御意見は、中間とりまとめ (案)に対する賛同意見として承ります。 また、地域BWAにおける周波数の有効利用の程度の評価に関して頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
110	【玉島テレビ放送(株)】 重要な帯域について、利用状況調査の間隔を短縮することはより正確な利用状況を把握可能となるとから賛成します。また、利用状況の調査方法については、免許人の負担が増大しないよう配慮いただくことを希望します。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
111	【KDDI(株)】 2020年代のモバイルデータトラフィックは、2010年と比較して1000倍になる可能性があります。このような膨大なトラフィック需要に対応するには、できるだけ早期に、周波数利用率の高い第5世代システム(以下、5G)を実現することが必要不可欠です。5Gは、世界的にも、3GHz以下の既存周波数帯域と、SHF、EHF帯のような、これまでよりも高い周波数帯域とを組み合わせて実現するというコンセプトで検討が進められており、5G実現のためには、これらの周波数帯域の拡張を実現することが重要になります。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	特に、既存周波数帯については、既に様々な業務により稠密に利用されていることもあり、今後、利用可能な帯域を拡張するためには、具体的なアクションプランを策定し、PDCAを高速に回していくことが重要です。具体的なアクションプランとして、例えば、3GHz以下の周波数帯域において毎年電波利用状況調査を詳細に行ない、運用システムごとに周波数有効利用率(例えば、単位周波数帯域あたりの運用率線局数、等)を比較分析し、利用実態に合わせた再配分を行う。あるいは、周波数有効利用率の高いシステムを運用している免許人については、電波利用料の料額を減額することにより、免許人が自ら積極的に最新技術を採用するようなインセンティブを導入する、等も考えられます。また、割当て周波数が捻出できない場合には、災害対策用公共業務のように平時はあまり運用されないシステムについて、干渉による利用者への不利益が発生しないよう留意しつつ、複数システムでの共用・共存の可能性について検討していく等の方策が考えられます。	
	今後、上記のような具体的なアクションプランについて、様々な手法の検討や効果の検証等が行われることを希望します。電波は国民共有の有限なリソースであり、全ての免許人、電波利用者に対して、周波数有効利用度を基にした公平でバランスのとれた手法が確立されることを期待します。 【(株)NTTドコモ】	
112	電波の利用状況調査の方法、およびその際の実際に発射されている電波(周波数)のモニタリングについては、既に、昨年度より地域BWAにおいて毎年の調査に移行していることもあり、基本的に賛同致します。なお、報告書案にも示されているとおり、地域事業者の負担が増大することのないよう、調査内容等について引続き配慮をお願い致します。 一方、地域BWAにおける周波数の有効利用の程度の評価については、エリアカバー率(対象自治体の数)を否定するものではありませんが、それぞれの地域事業者による地域での活動状況(アプリケーション、サービス、貢献度等)にウェイトをおいた評価についても考慮をお願い致します。	電波の利用状況調査等に関して頂いた御意見は、中間とりまとめ (案)に対する賛同意見として承ります。
	【ケーブルテレビ無線利活用促進協議会】	
113	電波の利用状況調査については、地域事業者の負担が増大することのないよう、調査内容について配慮をお願い致します。 地域BWAにおける有効利用の程度の評価については、地域事業者による地域での活動状況の評価をお願い致します。	(案)に対する賛同意見として承ります。
114	【(株)ZTV】電波の利用状況調査の方法、およびその際の実際に発射されている電波(周波数)のモニタリングについては、既に、昨年度より地域BWAにおいて毎年の調査に移行していることもあり、基本的に賛同いたします。なお、報告書案にも示されているとおり、地域事業者の負担が増大することのないよう、調査内容等について引続き配慮をお願いいたします。一方、地域BWAにおける周波数の有効利用の程度の評価については、エリアカバー率(対象自治体の数)を否定するものではありませんが、それぞれの地域事業者による地域での活動状況(アプリケーション、サービス、貢献度等)にウェイトをおいた評価をお願いいたします。 【地域WiMAX推進協議会】	電波の利用状況調査等に関して頂いた御意見は、中間とりまとめ (案)に対する賛同意見として承ります。 また、地域BWAにおける周波数の有効利用の程度の評価に関して頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 2 電波有効利用の推進 (2) 周波数の共用等	
115	TVホワイトスペースのデータベースシステムのような仕組みの導入の可能性について検証される場合は、放送事業者も含めた慎重な議論を行い、視聴者への影響が無いように地上デジタルテレビジョン放送の保護をしっかりと保障することが必要と考えます。	
	【日本放送協会】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 2 電波有効利用の推進 (2) 周波数の共用等 ① ホワイトスペースの有効利用	
116	(1) 先の意見募集およびヒアリングにおける民放連などの意見をふまえて、TVホワイトスペースの	ります。 (2)頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 (3)データベースの導入について頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 (4)頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
117	【(一社)日本民間放送連盟】 (1)日本においては、本年4月よりTVホワイトスペース等利用システム運用調整協議会の元で、TVホワイトスペースのデータベース運用が開始され、この仕組みによって、一次業務である放送に対して厳格な保護基準が適用されております。既に運用されているエリア放送、特定ラジオマイクと同様に、将来制度化が予定される二次業務システムや、現在実証実験が行われている二次業務システムもこの仕組みに適合することが必要です。 (2)欧米においてはデータベースに基づき免許不要の無線システムを利用できる仕組みが構築されている旨の記載がありますが、中間とりまとめ(案)概要に「ライセンスバンドにアンライセンスが混在するとライセンス側が責任をとれなくなる点から、ホワイトスペース利用は慎重にすべき」という指摘が掲載されています。これは極めて適切な指摘と考えます。 (3)先の意見募集およびヒアリングにおける民放連などの意見を踏まえて、TVホワイトスペースにおける日本と米国の条件の違いが明記されていることは、極めて適切と考えます。	(1)頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 (2)頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。 (3)頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
118	【(株)フジテレビジョン】 (1)TVホワイトスペースの利用については、視聴者保護の観点から地上デジタルテレビジョン放送に影響が及ばないよう十分に研究を行った上で検討をすることが必要と考えます。 (2)欧米のようなTV ホワイトスペースのデータペースシステム構築を検討する場合は、我が国と欧米の環境、条件の違いを十分の踏まえた上で、行うべきと考えます。	
	【(株)テレビ朝日】	
119	TVホワイトスペースの活用において、わが国と米国等との条件の違いを考慮することが明記されていることは極めて適切であると考えます。また、TVホワイトスペースはエリア放送や、特定ラジオマイクのほか、災害向け通信システム(災害対応ロボット・機器用)やセンサーネットワークなど、多岐にわたる用途が想定されているところですが、地上デジタルテレビジョン放送の保護を最優先項目として、また、地上放送でも超高精細度テレビジョン放送の導入のための研究用の帯域確保などの諸事情を充分に考慮した上で、活用策が進められていくことを改めて希望します。 【(株)毎日放送】	
120	・TVホワイトスペースを有効かつ正しく使用するために先行するシステム(エリア放送、特定ラジオマイク)に関してはTVホワイトスペース等利用システム運用調整協議会を立ち上げ、データベースを用いた運用調整を始めたばかりです。今後制度化が予定されているシステムに関しても、地上デジタル放送への影響が及ばぬよう運用の遵守を求めます。 ・日本特有の地上デジタル放送の直接受信と高密度の配置に関し理解いただけたと評価します。その上で欧米におけるデータベースシステムのような仕組みの導入の可能性を検証するのであれば、まずは現行の規格の元で行うことを求めます。現状TVホワイトスペース帯での免許不要局の運用や移動運用に関しては、視聴者保護の観点、またラジオマイク等々ライセンス局の運用からは認め難く、テストであっても丁寧かつ慎重な対応が必要と考えます。 【(株)TBSテレビ】	前段で頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。また、後段で頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	TVホワイトスペースの有効利用については、地上デジタルテレビジョン放送の我が国と米国との条件の違いの認識と、地上デジタルテレビジョン放送の保護についての研究の必要性を明記したことは、適切であると考えます。 欧米におけるデータベースシステムのような仕組みの導入の可能性について検証を行うのであれば、視聴者及び既存業務の保護を確実に行い、関係者間での丁寧な情報共有と慎重な作業が必要であると考えます。 ライセンスパンドにアンライセンスの無線局が混在する運用については、干渉等の問題が発生した場合、対応が困難であると考えます。例えば、非常災害時に地上デジタルテレビジョン放送に干渉を及ぼす場合、国民・視聴者の安心安全等に多大な影響を及ぼすことが危惧されます。このため、TVホワイトスペース等のライセンスパンドにおける免許不要の無線システムの利用については、周波数を安全且つ確実に有効利用する観点から慎重に検討することが必要であると考えます。 【(株)テレビ東京】	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
122	いるようですが、テレビ帯域に対して更なるリパックを行い、700MHz帯の携帯電話サービスへの更なる開放や、現在6MHzが1つ単位となっているホワイトスペースの1単位あたりの広帯域化は不可能なのでしょうか?	適切に取組が進められるものと考えます。
	【個人⑪】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
123		頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	以来における「Vバブイトスペース帯のデーダイー人を構業し、光計不安局を利用できるシステム 導入の可能性を今後検証するのであれば、日本の周波数利用状況を踏まえ、放送事業者との情報共有をしっかりと行い、丁寧かつ慎重に作業を進めるべきと考えます。 上記のことから地上デジタル放送およびラジオマイクをライセンスパンドとして使用している放送局の立場において、無線局の保護と電波監理の観点から、【別紙2】中間とりまとめ(案)概要21ペー	
	ジの「ライセンスバンドにアンライセンスが混在するとライセンス側が責任をとれなくなる点から、ホワイトスペース利用は慎重にすべき。」という服部座長代理の意見について賛同いたします。	
124	【日本テレビ放送網(株)】 地上デジタルテレビジョン放送を直接受信している世帯の割合が高く、放送用周波数が高密度に	 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
	利用されている日本の現状を踏まえ、地上テレビジョン放送の保護についての研究の必要性が明記されており適切と考えます。なお、地上テレビジョン放送の保護についての研究に当たっては、 視聴者保護に万全を期すことが必要不可欠と考えます。	す 。
	【朝日放送(株)】	
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 2 電波有効利用の推進 (2) 周波数の共用等 ② 周波数共用等	
125	原案に賛成いたします。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
	一般業務、公共業務とも、更にトランキング化することにより、ユーザー収容効率の向上が可能となります。加えて、業務用無線システムを共同で利用することにより、ユーザー収容効率を向上で きると共に、ランニングコストを低減することができるものと考えられます。 また、国際的に利用されている通信規格を採用すれば、大災害での国際協力時にもお互いの無	ब .
	線機を持ち込み、利用することも可能となります。	
126	【(株)JVCケンウッド】 地域BWAにおいては、周波数の共用という点では既に「地域エリアを分割」しての制度が運用中に	
	あり、今後予定される地域BWA高度化においても新たなTD-LTE互換方式と従来WiMAXといった 複数の無線システムが、エリアを分けて共存が可能となります。 地域BWAについては、将来においても、これまでの周波数共用の考え方が維持されるものとして、	
	普及促進に努めたいと考えております。 【玉島テレビ放送(株)】	
127	記述されている欧米の2.3GHz帯域等だけでなく、空港監視レーダーの2.7GHz~2.9GHzも検討すべきである。この帯域は、全世界的に航空管制システムに使用されており、共用は不適当との報告がITU-Rでなされているものの、欧州で再検討の兆しがあるため、実現するとグローバルなパンドになる可能性を秘めている。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
100	【ソニー(株)】	
128	周波数有効利用のためには、周波数共用についての検討が必要と考えます。その場合、周波数 共用で干渉を回避するための仕組みや調整手法が必須と考えます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
129	【KDDI(株)】 「原案記載の内容に賛同致します。	 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
129	既存の移動通信サービスに適した周波数帯について共用の可能性を積極的に追及すると共に、 それを実現するために制度整備に関する議論も至急開始するこが強く求められます。 【インテル(株)】	す 。
130	地域BWAにおいては、周波数の共用という点では既に「地域エリアを分割」しての制度が運用中にあり、今後予定される地域BWA高度化においても新たなTD-LTE互換方式と従来WiMAXといった複数の無線システムが、エリアを分けて共存が可能となります。地域BWAについては、将来においても、これまでの周波数共用の考え方が維持されるものとして、	
	普及促進に努めたいと考えております。	
131	【地域WiMAX推進協議会】 TVホワイトスペースや公共業務との共用は、積極的に進めるべきと考えますし、利害関係人間の 調整等においては政策的な支援を検討すべきと考えます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
122	【イー・アクセス(株)】 公共業務無線に商用セルラーネットワーク準拠の技術を導入し、一般の用に供することに賛成さ	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
132	公共来称無線に商用セルフーイットリーク学拠の技術を導入し、一般の用に供することに質成させていただきます。 【個人⑩】	す 。
133	地域BWAにおいては、周波数の共用という点では既に「地域エリアを分割」しての制度が運用中に	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	あり、今後予定される地域BWA高度化においても新たなTD-LTE互換方式と従来WiMAXといった 複数の無線システムが、エリアを分けて共存が可能となります。 地域BWAについては、将来においても、これまでの周波数共用の考え方が維持されるものとして、 普及促進に努めたいと考えております。	
1		
	【ケーブルテレビ無線利送田促進協議会】	I
	【ケーブルテレビ無線利活用促進協議会】 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 2 電波有効利用の推進 (3) 研究開発の戦略的推進	
134	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
135	周波数を効率的に利用する技術(現在割り当てられている無線システムに必要な周波数帯域を圧縮することにより、電波の効率的な利用を図る技術)が重要であることは言うまでもありませんが、日本の地上デジタルテレビジョン放送は、割当て周波数帯域の中で稠密に周波数を使用しております。また、地上デジタルテレビジョン放送の周波数帯域圧縮(リパック)は、国民負担の点でも影響が大きく、周波数を効率的に利用する技術の検討の際にはそれを考慮すべきと考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
136	【(株)フジテレビジョン】 「高い周波数への移行を促進する技術」については、現在主流の一つである2GHz帯についても多 大な研究開発努力で実用に漕ぎ着けたことについては敬意を表するものであり、今後とも研究開 発が必要であることは否定しませんが、周波数帯としての使いやすさについては800MHz帯等と 比較すれば劣ることは論を待ちません。もちろん「適材適所」ではありますが、周波数帯毎の特性 を実用に即してユーザーの立場で正確に把握し、基本的には低い周波数を移動通信に使えるよう な政策的、技術的整理を行うべきであると考えます。併せて、高い周波数に対する研究開発が、 「研究のための研究」とならないよう十分に留意すべきであると考えます。	
137	の方向性がイメージしやすくなると考えます。	研究開発の推進について頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。また、研究開発の方向性やミリ波帯の利用シーンについて頂いた御意見は、国内外の議論動向を踏まえて、今後の検討の際の参考として承ります。
	【日本電気(株)】 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策	
	3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性	
138	浦安市ではJCOM千葉との間で防災協定に基づく緊急放送や、市の広報番組を提供していますが、地域BWAを利用したサービスについては、回線や端末等の互換性や通信速度の課題等で検討が進まない状況です。 今回の案に記載されている地域BWAの割り当てが、上記のような地域BWAの本旨に基づくサー	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	ビスの提供可能な事業者に割り当てられれば、事業者の関心も高まり、地域BWAを利用したサービスを推進することができると考えます。また地域BWAとCATV回線の複数回線を確保することで、市民との間に複数の伝達手段を確保することができ、公共福祉の利用や災害時等の利用として期待できます。 【千葉県浦安市】	
139	地域BWAの本旨に基づくサービス提供事業者が多く参入することは、市においてもサービス拡大につながるものと考え、制度改正の速やかな実施を期待するものです。しかしながら、周波数の割当てについては、市としても特定の免許人に割当てが偏ることは適切でなく是正すべきと考えます。 周波数の割り当てにおいては、地域活性化を目的とするサービス提供業者が排除や不在とならないような措置、例えばMVNO事業者への回線提供の義務付け等の公平な措置を要望します。	なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ
		現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であると考えます。
140	【千葉県浦安市】 日本ケーブルテレビ連盟の正会員オペレータ(約370社)のサービスエリアは、約896市区町村とな	
	ります。これは全国の市区町村の約52%であり、残る48%の市区町村は連盟の正会員オペレータが存在しないエリアとなります。 このような実態を鑑みれば、ケーブルテレビ事業者が存在しない地区における自治体等による取	
	り組みについても、促進スキームが必要だと考えます。 【(一社)日本ケーブルテレビ連盟】	
141		頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	討に着手しています。	
142	や端末などの入手性も向上すると考えられることから、早期の制度改正を期待します。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
143	【(一社)日本ケーブルテレビ連盟】 ケーブルテレビが目指す地方公共団体との連携スキームの構築には、単年度予算である地方公 共団体における議会承認などの手続き等が必要なため、原案の「一定の期間」については、少なく とも2年間程度と考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
144	【(一社)日本ケーブルテレビ連盟】 市区町村の約48%はケーブルテレビ事業者(連盟正会員)がいない状況を鑑みると、地域BWAの普及のためには、自治体等の参入を促す施策が必要であると考えます。これらの公設設備の運営については、周辺市町村のケーブルテレビ事業者が参入することで、円滑な運用が可能と考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
145	活用の観点や将来的な大容量通信への対応において、最も有効な方法であると考えます。 特に、地域BWAに割り当てられている周波数は、ガードバンドの関係から現在10MHz帯域の利用 となっており、将来的な高速化や高度化する公共サービスの要請に対応する場合の障壁となる要 因の一つであるとも言えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	したがって、新規参入事業者の拡大が見込める選択肢の一つとして、複数事業者による事業者をまたがるキャリアアグリゲーションを活用した協業モデル実現の為の措置を盛り込んで頂く事を希望いたします。	
	【(株)長崎ケーブルメディア】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
146	中間とりまとめ案にて述べられているとおりであると考えており、制度改正を希望します。 先の項目でも述べたように、高速化、高度化、複数事業者でのキャリアアグリゲーションを行うため にも、速やかな実施を希望します。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てられています。地域BWAに全国事業者が参入することは、開設計画の認定を経ずに周波数を利用することになるため、公平な競争環境の維持の観点から問題であると考えます。地域BWA事業者が地域BWAの目的の範囲内で自らのサービス提供をするために全国BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てられるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しないと考えます。
147	【(株)長崎ケーブルメディア】	
147	います。 また、当社としては高度化システムによる地域BWAバンドでの新規参入をまず検討しますが、万が一参入が困難と判断した場合には地域BWAバンドも含めた帯域でのMVNOといった他事業者との協業による参入も視野に入れて検討を進めたいと考えている事から、地域BWAバンドの既設事業者にも配慮しつつ、MVNOバンドの他事業者との協業による参入を希望する事業者にも対応した措置も盛り込んで頂きたいと考えています。	なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは
148	【(株)長崎ケーブルメディア】 「3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性」の下に「周波数オークションの検討」を独立した一つの項目として挿入するべきだと考える。	周波数オークションのような、電波の経済的価値を反映した周波数割 当ての在り方については、今後の懇談会において議論することとして おり、中間とりまとめは原案のとおりの記述とすることが適当と考えま す。
	【在日米国商工会議所】	
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (1) 周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて	
149	従来よりセルラー携帯電話システムとBWAは、その適用用途が別扱いとされて無線仕様も異なった技術内容のものが採用されていた経緯があると認識しております。一方において、昨今ではBWA無線技術は、セルラー携帯系LTEと互換性のある無線技術をもったシステムが普及しつつあります。こういった新規のBWAとセルラー携帯システムの間においてキャリアアグリゲーション(CA)を適用することが許容されば、各々の適用用途の特徴を活かしつつも利便性や融通性を高められる可能性があると思います。このような異システム間CA適用の可能性を検討のなかに加えるのも良い機会ではないかと考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
150	消費者が安価に無線ブロードバンド接続環境を得られるような電波政策の議論を展開すべきである。 そのためには適正な競争が重要であり、事業GP化によって、当該業界の寡占度がさらに高くなる (HHI=3415)ことは消費者の視点から望ましくない。(「電気通信市場分野における競争状況の評価 2013(案)」参照のこと) (参考: http://gendai.ismedia.jp/articles/-/39570)	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
151	【ソニー(株)】 周波数割当てにおけるグループ性の扱いの導入に、賛成する。	 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
	なぜならば、これは、情報通信審議会 2020 - ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会(第4回)にてKDDI殿から問題点として挙げられた内容でもあるが、MVNO向けの接続料金は、設備全体に対する契約者数の数で割る事でその原価が算出される仕組みである事から、例えばBWA帯域だした財産のでは、サービスの販売DWAサービスの販売DWAサービスの販売を製作のフェッフによるよりないでは、10まに対ける知る業製作、KDDIグロープのID	は、たいまたは、中間とりなどの人業パスタッも貢制を見てしてあります。 なお、グループ性の扱いを検討する際には、周波数の利用形態、通 信規格、システムの特性の相違等も必要に応じて勘案することが適 切と考えます。
	よって、KDDIグループ(au殿とUQ殿の合算=4,378万)やソフトバンクグループ(SBM殿EA殿WCP殿の合算=4,188万)としての総契約者数およびグループ内設備共通化によるコスト削減結果を踏まえてのMVNO向け貸し出し競争が生じるよう、その目的面を踏まえてのグループ性の扱いの導入を検討すべきである、と提言申し上げる。	
	また、その導入に伴い、BWA帯域の概念を散廃し、当該BWA事業者のグループ内吸収により、ここにおける行政側の監視運用の無駄削減も含めて の吸収効果を生み出すべきである、と提言申し上げる。	
	なお、PHS帯域を、「図2-3-2 携帯電話等への周波数の割当状況(平成25 年12 月)」に含める事は、誤っている、と指摘申し上げる。 なぜならば、PHS帯域は、3G運用やLTE運用が出来ないからである。つまり、PHS帯域とは、衛星電話帯域と同じ範疇で見る必要があるからであ る。加えて、PHS帯域は構内電話等との共用帯域であり、その運用はグループ会社の自由にはならない。	
	以上の事から、BWA帯域は実質的なLTE運用であり、かつキャリア・アグリゲーションとしてグループ内の他帯域との同時運用や補完運用が可能である事からグループ性があると考えるが、PHS帯域については、第6回議事要旨9項の林構成員殿のご指摘にもある通り、システムごとに切り分けて考えなければならない、と指摘申し上げる。 また仮にPHS帯域を電気通信業務用と見なして割当状況に含めるならば、2.5GHz帯の衛星電話帯域(移動衛星業務[電気通信業務用(携帯移動衛星連信用)と対し、公共業務用)も割せ状況に含める事が適当になるのであり、仮に衛星電話帯域を含めればNTTドコモ殿の既存割当間波数幅は、220MHz幅と見なす必要がある、と指摘申し上げる。	
	参考: 衛星携帯電話 製品 ドコモビジネスオンライン NTTドコモ http://www.docomo.biz/html/product/satellite.html lsatPhone PRO (アイサットフォン ブロ) 災害時でも、ケータイ態党で使える衛星電話 ワイドスター II 衛星更 贈述書からに行い場所が & に持ち運んで使える衛星電話 モバイルWF-FILM・ター(ワイドスター1車用) スマートフォンやタブレットのデータ通信を可能にするWi-Fiルーター	
	【個人⑧】	

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 これまでの周波数割当において、MVNOの受入計画が審査基準のひとつとして定められ、周波数 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります 割当を希望する各申請者から、多数のMVNOを受け入れる旨が示されたものの、周波数割当を受 なお、これまでの開設指針において、MVNOを促進する事業者を優 けたMNO(免許人)は、自社グループのMVNOを優先的に受け入れる一方で、自社グループ外の MVNOを積極的に受け入れている状況にありません。 位に取扱うなどの基準を設けております。 そのため、今後の周波数割当においては、モバイル市場の競争促進の観点から、その割当条件と <u>、て、少なくとも次の項目を義務として盛り込むべきと考えます</u> 自社グループ外MVNOの受入計画の策定とその達成義務化 【受入計画に盛り込むべき項目の例】 ・受入事業者(MVNO)の数、加入者数規模 ・MVNOの受入条件(MVNO参入促進につながる条件を提示する予定があるか)・網機能の提供計画(サービス多様化に資する機能を提供する予定があるか) 周波数割当後のMVNO受入計画の進捗報告とその公表 再免許を受ける場合においても、上記の義務を継続的に適用 なお、免許人(MNO)に対してMVNOの受入を義務化する一方、その義務(計画)を達成した場合 に、インセンティブを付与することも考えられます。(例えば、義務を達成した免許人に対して周波 数追加割当の優先権を付与する、義務達成に応じて周波数を段階的に追加割当する 等) 153 ・周波数ひつ泊度の考え方 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります 「加入者数に比して割当周波数幅が少ない者は、周波数のひっ迫度合いが高い」とありますが、本基準は周波数割 割当てにおいて、各申請者の電波の有効利用の度合いを評価して行 「加入有数に比して割当同級数幅が少ない相は、同級数ののものにはおいる。 当時点での周波数帯域幅と契約数の多寡でしかなく、各事業者における契約者の属性(フィーチャーフォン、スマート フォン、モバイルルーター、モジュールetc.)や分布の差異によりトラヒック動向が一律的ではないことを鑑みると、本 基準は競争政策に資するものではなく、周波数利用状況を必ずしも反映できるものではないと考えます。 なお、都心部のトラヒックが過大なエリアについてはどの事業者もひっ迫している状況に変わりはなく、特定のエリア におけるこの傾向は今後も顕著に進むことを想定すれば、本年内に予定されている3.5GHz帯の割当て等将来的な周 は数14月の名の数分は表記である。 うことは適当であると考えます。その際、各社のネットワーク利用状況 を具体的に把握するには多くの課題が存在しており、そうした点を踏 まえると、本基準は現時点で最も簡明かつ客観的な指標であると考 えます 波数利用の多段的な拡張に資する手法ではないと考えます。 ・周波数ひつ迫度を割当て基準にすることの考え方 今後の割当方針において、対象となる帯域の範囲を検討する際に は、周波数の利用形態、通信規格、システムの特性の相違等も必要に応じ勘案することが適切と考えます。また、終了促進措置の対象である周波数帯は、既存免許人との調整が調えば利用可能な帯域であ 「周級数いう過度を引き」と発生にすることの考えれてい グループ全体の「保有周波数1MHz 当たりの契約数の多寡」を基準に周波数ひつ迫度の算定を行うことは、現在最も 多くの契約数を有するドミナント事業者であるNTTドコモに周波数割当における優位性を与えることであり、このことは 競争促進の否定に他なりません。 り、「利用できない周波数」には当たらないと考えます。 ・適切な割当て基準の考え方 上述したとおり、単一的な「保有周波数1MHz 当たりの契約数の多寡」という基準ではなく、加入者に提供するサ 上地したCGのメデーのは、Rで同の成数1mik コにソンスを対数のシボランを上ている。ハルスロにはアンマンスの特性(利用状況)に応じた加重平均を基準とすることや、英国の規制当局であるOFCOMの事例を参考にし、帯域、帯域幅、LTEへの利用可能幅、通信速度、周波数の割当て時期等などの項目を多面的に考慮することによってより実態を反映した競争促進的な周波数割当が実施できるものと考えます。 また、長期的な視点での周波数割当てをぜひお願いしたいと考えます。具体的には、競争事業者に対し、短~中期 的に事業存続の下限(10%)と目指すシェア(25%)の中間となる、15-20%程度の周波数シェアを配分することを目指す くきであると考えます。 ・保有周波数の考え方 公平性の観点から、保有周波数については、それぞれ以下のように取り扱うべきと考えます。 PHS帯域(1.9GHz帯) 本帯域は共用帯域であり、現在でも他事業者が当該帯域を利用したPHSサービスの事業参入は可能であること、並びにDECT (Digital Enhanced Cordless Telecommunications: デジタルコードレス電話)も利用中の帯域であることから、旧ウィルコムが個社で保有する周波数帯域ではなく、他の帯域と同様に取り扱うことは適切でないと考えます。 未だ利用不可の周波数 終了促進措置が進行中の帯域については、事業者によって総保有数中の割合が異なることから保有周波数の比較からは除外すべきと考えます。 割当て時期からの利用年数の長さによって重み付けを行うことも有用と考えます。 【イー・アクセス(株)】 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (1) 周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて 周波数の割当制度 154 | 今後予定されている新規割り当て周波数(直近の3.4~3.6GHzの他に、3.6GHz~4.2GHz、4.4~ 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 4.9GHz)は、以下の特徴を持つ。①連続した広帯域周波数なので、消費者にとって高速で大量の 一タ伝送が可能になる。②旧来周波数と異なり伝搬損失が大きい。 これらを考慮し、例えば、都会の混雑しているエリアで大量のコンテンツを伝送したいユ-は、近傍のスモールセルを介してこれらの周波数を使用する等、周波数を融通して使用するユー スケースを想定する必要がある。また、消費者に安価な無線接続を提供するという観点から、設備 投資費用を抑える必要があるため、伝搬損失の大きい周波数において、従来と同レベルの人口カ -率を要求するのは適切ではない。 さらに、米国で議論されているようなSmall cellのみを運用するユースケース(SAS)を想定した事業 形態も検討すべきである 【ソニー(株)】 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (1)周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて (1) 周波数割ヨ ここの1つのフルーフはいがいこういて ③ 複数の移動通信事業者による周波数の一体運用の状況 キャリアアグリケーション技術につきましては、周波数の割り当てを受けた大手移動通信事業者と そのグループ内でのサービス提供の在り方が議論されているところですが、地域BWA事業者にお 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります 155 なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に 割り当てられています。地域BWAに全国事業者が参入することは、開設計画の認定を経ずに周波数を利用することになるため、公平な競争環境の維持の観点から問題であると考えます。地域BWA事業者が いても今後の高度化により、現状よりも周波数帯幅が必要な場面において、大手移動通信事業者 との周波数の一体運用の可能性があると考えます これにより、地域において高速且つ高品質な無線通信環境を安価に提供できると共に、高度な サービスの実現が、地域の公共の福祉の増進に寄与するものと考えます。 地域BWAの目的の範囲内で自らのサービス提供をするために全国 BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数 よって地域BWA事業者とその他の事業者とのキャリアアグリケーションにつきましてもご配慮いた UWNデ来省やの間(イヤイ)カップ・ブランテリフには、周級数の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当て だければ幸いです。 られるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を 用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しな いと考えます。 【(株)ハートネットワーク】

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
156	キャリアアグリゲーション技術は地域BWAの高度化に必要な技術であり、自治体・お客様のニーズにお答えするためには不可欠であると考えております。キャリアアグリゲーション技術の優位性を十分に引き出し、地域の公共の福祉の増進により一層努めていくためにも、大手通信事業者との周波数の一体運用にご配慮いただきたいと考えております。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てられています。地域BWAに全国事業者が参入することは、開設計画の認定を経ずに周波数を利用することになるため、公平な競争環境の維持の観点から問題であると考えます。地域BWA事業者が地域BWAの目的の範囲内で自らのサービス提供をするために全国BWA事業者をとの間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てられるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しないと考えます。
	[(#)CAC]	
157	キャリアアグリゲーション技術は、高速で安定した通信サービスを提供する上で大変有効な手段であると考えております。一方で、現在の地域BWAバンドは10MHz幅のみ利用可能となっている為、地域BWA事業者単独では、高速で安定した通信サービスを提供することができません。つきましては、地域のお客様のニーズにお応えしていく為にも、全国事業者とのキャリアアグリゲーションを認めていただきたいと考えております。複数事業者による周波数一体運用に関する懸念に対しては、ルールを速やかに整理していただき、実現に向けた検討が加速化されることを希望します。全国バンドとのキャリアアグリゲーションが無くては、地域BWAバンドを用いたサービスの発展が見込めず、地域BWAの趣旨である「公共の福祉の増進」も望めなくなることが懸念されます。全国事業者とのキャリアアグリゲーションによる高速で安定した通信サービスを実現することにより、全国の数多くの自治体に地域BWAを活用した公共サービス等が展開され、地域BWAが活性化されることを期待しています。	なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てられています。地域BWAに全国事業者が参入することは、開設計画の認定を経ずに周波数を利用することになるため、公平な競争環境の維持の観点から問題であると考えます。地域BWA事業者が地域BWAの目的の範囲内で自らのサービス提供をするために全国BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当て
158	【宮古テレビ(株)】 地域BWAに割り当てられた現行の10MHz帯幅では、利用者が必要とする速度が得られず、提供できるサービスが限定されております。また、他の無線サービスとの性能比較でも非常に苦しい状況です。キャリアアグリケーション技術は、上記問題を解決する一つの方法として非常に注目するところであります。 今後の地域BWAの高度化と合わせて、大手通信事業者との周波数一体運用することにより、高速、高品質な無線通信サービスが安価で提供可能となり、これにより高度なサービスの実現が期待されるとともに、地域の公共の福祉の増進に寄与するものと考えます。 地域BWA事業者とその他の事業者とのキャリアアグリケーションにつきましても、ご配慮いただければ幸いです。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	【(株)上田ケーブルビジョン】	
159	況となっています。地域BWAの目的を安価に提供するためには一般向けサービスを促進する必	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てられています。地域BWAに全国事業者が参入することは、開設計画の認定を経ずに周波数を利用することになるため、公平な競争環境の維持の観点から問題であると考えます。地域BWA事業者が地域BWAの目的の範囲内で自らのサービス提供をするために全国BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てられるものであり、全国BWA事業者等が地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てられるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しないと考えます。
	 【(株)嶺南ケーブルネットワーク】	
160	キャリアアグリゲーション(以下「CA」と言う)は、異なる周波数をまとめて利用し高速・大容量サービスを実現できる周波数有効利用に優れた技術であり、連続した広帯域の周波数を確保することが難しい現在において世界的にも導入が進んでいます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、複数免許人及び異なるシステム間のキャリアアグリゲーション については、一体運用の取扱いを見直す際に、周波数の有効活用を 可能とする技術を積極的に活用する観点から検討して参ります。
	未から認められている光計人間におけるローミング方式の扱いと近い形態とみなし登壁するへきであると考えます。 【ソフトバンクモバイル(株)】	
<u> </u>	「ソントハンクモハイル(株)」	

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (1) 周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて (4) 今後の割当てにおける「一体運用」の取り扱い。 市町村との連携などが要件となっている地域BWA帯域(2.575MHz~2.595MHz)を利用した、地域 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周 BWA公共サービスの実現に当たっては、全国事業者がMVNOを含む協業方式は有効な手段と考 波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは 例えば当社は、これまで基地局の建設に1局あたり数千万円の費用が発生しておりましたが協業 可能であると考えます。 することにより費用負担を一切することなくエリア拡大が可能となります また保守・運用体制に置きましても全国事業者との連携によりより万全なサポート体制を構築でき 質の高いサービスを保持できると考えております。 って、地域BWA未利用地域において、全国事業者による地域BWA帯域のMVNO方式のサービス の実現に必要な措置について早期に進めて頂きたいと考えます。 当社は、そのMVNO方式のサービスを利用することを希望しており、当社の地域BWA公共サービスと組み合わせることで、より充実したサービス提供が可能となります。 そのMVNO方式を利用したサービスの提供に必要な措置に長期間要した場合、地域事業者の BWA事業参入にも影響があることを懸念しております。 更に、MVNO方式の採用・非採用によって、地域の間で地域BWAのサービス開始時期に大きな差 が出ることは、公平な競争環境の維持には繋がらないと考えます。 【東松山ケ-ブルテ<u>レビ(株)</u>】 | |当社は東京都荒川区、文京区、千代田区で地域BWAの商用サービスを行っております。 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 公共向けサービスとして、移動端末による災害現場の映像、音声の伝送、固定端末による避難 なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に おり当てられています。地域BWAに全国事業者が参入することは、開設計画の認定を経ずに周波数を利用することになるため、公平な競 所、高所カメラによる映像、音声伝送等で利活用されております。 現在「WiMAX方式」により10MHz幅で運用しておりますが、伝送容量については更なる拡大が必要 争環境の維持の観点から問題であると考えます。地域BWA事業者が となっております サ域BWAの目的の範囲内で自らのサービス提供をするために全国 BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数 地域BWAの利用状況等から全国系事業者のように更なる周波数割当てを引き続き要望していくの は困難とみられますので、条件が整えば、TD-LTE互換方式による20M1と幅運用、地域BWA事業者以外の他事業者とのキャリアアグリゲーションによる拡張等により伝送容量を拡大し、更なる品 の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地 質の向上、普及を図っていきたいと考えております。 域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当て このような地域BWAの商用サービスをすでに実施している事業者の将来性についても配慮をお願 られるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を 用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しな い致します。 いと考えます。 【東京ケーブルネットワーク(株 有線および無線のブロードバンド回線の高速化・大容量化にともないコンテンツも高品質で容量 163 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 の大きいものへと進化してきました。 なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に この流れは自治体向けの公共サービスにおいても同様であます 割り当てられています。地域BWAに全国事業者が参入することは、開 設計画の認定を経ずに周波数を利用することになるため、公平な競 例えば、市議会中継映像や、防犯カメラ映像等は、SD から HD に移行しており、現在の帯域では 伝送が難しくなっております。 争環境の維持の観点から問題であると考えます。地域BWA事業者が これらの要望に対応していく為には、全国事業者との協業によって実現するキャリアアグリゲー 地域BWAの目的の範囲内で自らのサービス提供をするために全国 BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数 ションによる高速化は非常に有効であると考えておりますので、早急に連携を可能として頂きたい の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地 です。 域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当て られるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を 用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しな いと考えます。 【本庄ケーブルテレビ(株)】 地域ごとに周波数を割当てる地域BWAについては直接的に関係のない事項ではありますが、今後 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 に留意すべき事項があります。地域BWA帯は現在「WiMAX方式」により10MHz幅で運用しておりま なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に すが、今後の高度化により、条件が整えば、TD-LTE互換方式による20MHz幅運用が期待されております。さらに将来的には、より広帯域でより高速な通信環境が必要となることは容易に想像されるところです。 割り当てられています。地域BWAに全国事業者が参入することは、開設計画の認定を経ずに周波数を利用することになるため、公平な競争環境の維持の観点から問題であると考えます。地域BWA事業者が しかしながら、全国系事業者のように更なる周波数割当てを引き続き要望していくのは困難とみら 地域BWAの目的の範囲内で自らのサービス提供をするために全国 BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数 れますので、いずれ地域BWA事業者以外の他事業者とのキャリアアグリゲーションによる拡張が 必要な状況になると想定しております。 の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地 このような地域BWAの将来性についても配慮をお願い致します。 域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当て られるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を 用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しな いと考えます。 【玉島テレビ放送(株)】 原案に基本的に賛同いたします。 現在地域BWAに割り当てられている20MHzについては、ガードバンドの存在により10MHzしか利用 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する替同意見として承りま 165 できず、高まりつつある地域公共サービスにおける大規模な伝送容量通信に対するニーズには応 なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に 割り当てられています。地域BWAに全国事業者が参入することは、開設計画の認定を経ずに周波数を利用することになるため、公平な競 えられない恐れがあります。 例えば、災害時の現場と対策本部における映像伝送や、犯罪抑止や児童見守りの為の防犯カメラの映像伝送など、地域BWAにおいて大容量伝送のニーズにこたえるには、WiMAX Release 2.1AE 争環境の維持の観点から問題であると考えます。地域BWA事業者が やAXGPの導入と20MHz幅による運用(システムの高度化)、および他事業者とのキャリアアグリ 地域BWAの目的の範囲内で自らのサービス提供をするために全国 BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当て ゲーション技術の実現が必要となってくると考えます。 られるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を 用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しな いと考えます。 【CTBメディア(株)】

		T
番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
166	グループ性については、議決権だけを基準に判断するのではなく多様な観点を考慮して実質的に判断する 点について賛成いたします。	
	また、周波数を一体運用する複数の事業者を「グループ」と捉え、例示された二つの措置(複数申請を禁止するグループ概念の見直し及び周波数ひつ迫度の算定の際にグループ全体の周波数保有量を考慮する措置)の検討を進めることについて賛成いたします。	ਭ ·
167	KDDI(株)] 周波数割当時における一体運用の取り扱いを見直す際に「複数の事業者による事業者をまたがる	
107	は、関係では、またのでは、またでは、またのではでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、	なお、複数免許人及び異なるシステム間のキャリアアグリゲーション
	【KDDI(株)】	
168	周波数政策と競争政策との整合性を図っていくことは必要と考えており、賛成いたします。 グループの周波数保有量については、周波数有効活用の観点で指標とすることは適当と考えます が、競争政策上の市場支配力の観点ではこれを指標とすべきではないと考えます。両政策をリン クさせる場合には、評価対象とその指標との整合性について十分な検討が必要と考えます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。なお、周波数割当てにおいて周波数政策と競争政策をリンクさせる際の評価対象とその指標との整合性については、今後の検討の際の参考として承ります。
	【KDDI(株)】	
169	地域ごとに周波数を割当てる地域BWAについては直接的に関係のない事項ではありますが、今後に留意すべき事項があります。地域BWA帯は現在「WIMAX方式」により10MHz幅で運用しておりますが、今後の高度化により、条件が整えば、TD-LTE互換方式による20MHz幅運用が期待されております。さらに将来的には、より広帯域でより高速な通信環境が必要となることは容易に想像されるところです。しかしながら、全国系事業者のように更なる周波数割当てを引き続き要望していくのは困難とみられますので、いずれ地域BWA事業者以外の他事業者とのキャリアアグリゲーションによる拡張が必要な状況になると想定しております。このような地域BWAの将来性についても配慮をお願い致します。	
	 【ケーブルテレビ無線利活用促進協議会】	
170	移動通信事業は、限られた周波数を有効に活用し、事業を行うことが非常に重要であり、通信速度を向上させるために複数事業者が連携してサービスを行うことはグループ議論とは本来別であると考えます。携帯電話事業者は4社ありますが、健全で公正な競争環境となるように配慮していただくことを要望いたします。ユーザー利便向上のため、この限られた資源である周波数を有効活用した結果、グループとしての制約がかかり、追加の周波数が割り当てられないことは本来するべきではないと考えます。従って、周波数を一体運用する複数の事業者が、一の割当てに対し、同時に申請することを禁止するべきではないと考えます。	今回のグループ概念の見直しは、電波が有限希少な国民共有の資源であることに鑑み、多様な主体に参入機会を付与する観点から行われるものであり、見直しの方向性は維持されるべきであると考えます。 また、今回の見直しは、周波数の利用実態に即した割当てを促す観点から行われるものであり、相互利用自体を禁止するものではありません。 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
171	【ソフトバンクモバイル(株)】 PHSの帯域は共用帯域であり、これまでPHS事業者3社で共有して利用していましたが、事業者都	
171	合等により他社は撤退し、現在PHS事業を継続しているのは1社のみであり自営PHS・DECTと周波数を共有しています。 このPHS事業者は経営努力によりPHS事業を継続し、サービス拡大や加入者増加等に努め周波数を有効利用しておりますが、この帯域は他社のPHSが周波数を共用出来る帯域であり、個社の占有ではありません。 また、電波政策ビジョン懇談会において携帯電話・PHS等はそれぞれシステムが異なるので切り分けて考えるべきとした旨の意見が構成員からあったことからも、PHSシステムの特性等を考慮し、複数の事業者が利用できるPHS周波数を特定のグループの周波数に合算するべきではないと考えます。	ループ性の扱いを検討する際には、周波数の利用形態、通信規格、システムの特性の相違等も必要に応じて勘案することが適切と考えます。
170	【ソフトバンクモバイル(株)】 移動通信周波数は、割当てられた後でも既存免許人が移行済みではない等の理由で利用できな	
	い周波数が存在します。 例えば、携帯電話用に割当てられた900MHz帯は既存免許人の移行が 完了するまで利用できない周波数があり、MCA帯域においては移行期限である2018年3月末(割 当てから約6年)まで割り当てられた周波数がすべて利用可能とはならない可能性があります。 従って、周波数ひつ迫度算定時に実際は利用できない周波数がある場合は、その帯域分を算定 から除外するべきであると考えます。	頂いた御意見は、第4世代移動通信システムへの周波数割当てに係る開設指針が検討される際の参考として承ります。 なお、終了促進措置の対象である周波数は、既存免許人との調整が調えば利用可能な帯域であり、「利用できない周波数」には当たらないと考えます。
	【ソフトバンクモバイル(株)】 周波数保有量を評価する場合、携帯端末向けマルチメディア放送の周波数は、放送を補完するため携帯電話事業者の通信を連携させた実態を踏まえて、当該携帯電話事業者が利用する周波数として合算するべきであると考えます。 携帯端末向けマルチメディア放送のコンテンツは放送波で受信しきれなかった場合に通信で補完して受信することが可能であり、周波数に対して働くレバレッジを考慮し、携帯端末向けマルチメディア放送サービスに使用される周波数帯域についても評価の対象とすべきではないかと考えます。例えば、株式会社NTTドコモ殿(以下「NTTドコモ殿」と言う)は、連結子会社である株式会社である株式会社である株式会社である株式会社である株式会社である株式会社ジャパン・モバイルキャスティング殿が提供する携帯端末向けマルチメディア放送(V-High)を通じて通信と放送を連携させており、その状況も踏まえると、同社の保有する周波数帯域についても、NTTドコモ殿が共用する帯域としてカウントすべきではないかと考えます。	当懇談会では、通信に利用される複数の周波数が異通信事業者間で一体的に運用される場合について議論を行ったものであり、ご指摘の事例は中間とりまとめ(案)にいう一体運用に当たらないと考えます。マルチメディア放送は基幹放送であり、電気通信業務とは目的・使途が異なるため、合算することは適当ではないと考えます。
174	当社全国UQ WiMAXネットワークは資本関係を有する事業者以外にも広く開放しており、資本関係	追いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	のない一部地域WiMAX事業者においては、1の端末で地域WiMAXネットワークと全国UQ WiMAXネットワークに接続可能な端末を提供されています。	
	【UQコミュニケーションズ(株)】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
175	周波数政策において「グループ」という概念の導入を検討する際は、単に出資比率や議決権比率等からの定義ではなく、多面的な検討を行った上で、判断基準を明確にする必要があると考えます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	マの上で、周波数を一体運用する複数の事業者が、「一の割当てに対し、同時に申請することを禁止すること」及び「当該他事業者の契約数及び周波数も自らの契約数及び周波数として算定の対象とすること」に賛同致します。	
	【UQコミュニケーションズ(株)】	
176	周波数有効活用の観点から、グループ内で複数の事業者をまたがるキャリアアグリゲーションを可能とする措置を講じることに賛同致します。なお、技術的に可能な異システム間(携帯電話システムとBWA)のキャリアアグリゲーションについても本懇談会最終取りまとめまでに認めて頂くようご検討頂きたいと考えます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。なお、複数免許人及び異なるシステム間のキャリアアグリゲーションについては、今後の検討の際の参考として承ります。
	【UQコミュニケーションズ(株)】	
177	市場支配力のある大規模事業者が自ら出資している小規模事業者のネットワークを利用したからといって、当該小規模事業者が大規模事業者と同様の市場支配力を有することには結びつかず、周波数政策におけるグループと競争政策におけるグループは一概に同一とは言えないことから、周波数政策と競争政策の整合性の検討に当たっては相違点にも十分留意頂きたいと考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	【UQコミュニケーションズ(株)】	
178	弊社が割当てられた2.5GHz帯は、隣接するシステムとの干渉を防ぐため運用制限が設けられて屋内限定利用とされ、実際にほとんど利用することが出来ない帯域であり、割当てられた30MHzのうち10MHz幅が2007年12月の割当てから2014年12月末までの約7年間運用制限がある状況です。このような状況を踏まえて、周波数ひつ迫度算定の時点において利用が制限されている状態である場合、この運用制限のある帯域分を算定から除外するべきであると考えます。	
	【Wireless City Planning(株)】	
179	全国で利用する周波数を割り当てられるものと、地域ごとに連携しているものに割り当てられた周波数を利用するものとを分けて検討いただけることに対し、賛同をします。ただし、地域ごとに連携している者に割り当てられた周波数を利用する事業者の、他の事象者との連携や、共同運用の取り組みを阻害することの無いよう、ご配慮いただきたいと考えます。	
	【BAN-BANネットワークス(株)】	
180	企業グループによる周波数の一体運用が常態化していることを踏まえ、公正競争確保の観点から、周波数の一体運用に寄与する設備を包括的に指定電気通信設備の対象とするよう、第二種指定電気通信設備制度(二種指定制度)を見直すべきと考えます。 現在の二種指定制度では、指定基準を満たした事業者を個別に指定しているため、周波数(設備)を一体運用しているグループ全体で見れば、指定基準を満足していたとしても、個々の事業者別に見れば、その基準を満たさないため指定を受けないケースが考えられます。 そのため、一体運用する企業グループに対しては、グループに含まれる複数の事業者を包括的に指定できるよう、二種指定制度を見直すべきと考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、主要事業者のグルーブ化・寡占化の進展に対応した競争政策 の在り方等については、現在、「2020-ICT基盤政策特別部会 基本政 策委員会」で議論されているところです。
101	【(株)ケイ・オプティコム】 「複数の事業者による事業者をまたがえた。ロママグロゲーション・が実現した場合にないて、その	
	「複数の事業者による事業者をまたがるキャリアアグリゲーション」が実現した場合において、その利用が同一グループ内の事業者のみに限られ、グループ外のMVNOに対して公平な条件で機能提供されないとすれば、当該グループの事業者とグループ外のMVNOとの間の競争上の同等性は確保されない恐れがあります。 そのため、「複数の事業者による事業者をまたがるキャリアアグリゲーション」の導入によって公正競争を阻害することのないよう、その導入是非については慎重に検討いただくとともに、必要に応じて、適切な制度的措置を講じるべきと考えます。	なお、主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の在り方等については、現在、「2020-ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会」で議論されているところです。
182	地域ごとに周波数を割当てる地域BWAについては直接的に関係のない事項ではありますが、将来における留意事項がございます。地域BWA帯は現在「WiMAX方式」により10MHz幅で運用しておりますが、今後の高度化により、条件が整えば、TD-LTE互換方式による20MHz幅運用が期待され	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	【地域WiMAX推進協議会】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
183	当社としては、競争状態を大手3社に集約しかねない現状肯定的な周波数割当ではなく、競争促進の観点を導入し、欧州のように「4社以上の競争を目指しシェアが均衡することを目的とした」周波数割当を行うべきと考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 今回のグループ概念の見直しは、電波が有限希少な国民共有の資源であることに鑑み、多様な主体に参入機会を付与する観点から行われるものであり、見直しの方向性は維持されるべきであると考えま
	例えば、欧州においては、競争状況や参入時期を勘案した周波数割当てがなされています。	す。
	これは、海外の規制当局は競争促進が規制当局の任務との基本姿勢があるためと考えられます。例えば、スウェーデンにおいてはこの基本方針に基づいて、長期的には事業者シェアは拮抗するとしてモバイル接続料算定を行っています。	ついてもパブリックコメントを行っており、議事要旨等も公開されていることから十分な透明性が確保されていると考えます。
	当社はソフトバンクモバイル(株)の親会社であるソフトバンク(株)の資本が入っておりますが、議決権3分の1未満となっています。また、役員構成もソフトバンクの役員は半数以下であり、公正な状況です。	
	グループ性の判断基準については、従来通り議決権(3分の1以上)とすべきと考えます。 中間とりまとめ(案)のように周波数割当においてグループ概念の見直しを行うことは、周波数が競争事業者に割り当てられないため、却って競争制限的であり、従来の総務省の競争促進政策の否定になるのではないかと考えます。	
	なお、当社を始めとして各通信事業者は、電気通信事業法に基づくルールや規律に基づき事業を行っていることからも、過度なグループ性の判定は必要ないものと考えます。 さらに、昨年度に割当てが行われたBWAの割当てにおいてもグループ性の判断として議決権(3分の1以上)が適用されており、制度としての継続性や整合性、並び見直し時期の妥当性等について、合理的な説明がなされていないものと考えます。 これまで、グループ性の判定について、特に問題なく運用されてきたことを考慮すると、今回の変	
	更は拙速であると言わざるを得ないものと考えます。 【イー・アクセス(株)】	
184	間の周波数の相互利用はグループ性を判定する上での十分条件とはならないため、一律に周波数の相互利用を定義付けることは合理的ではないと考えます。	
185	キャリアアグリゲーションに関し、現在では1の免許人内でしか不可能なもののグループ内での利	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	用を認める、という方向に議論が進みつつあるようですが、グループ内だけでなく事業者間の自由な契約においても相互のキャリアアグリゲーションを認めるべきであると考えます。現在、携帯電話基地局はビルの上や鉄塔に設置するだけではなく、個人の居室1部屋ごとに設置が可能なほど小型・低廉化しています。この技術の進歩およびソフトバンクモバイルと(旧)イー・モバイルとの間でネットワーク共有が技術的に問題なく行われているという状況を鑑みて、いずれ来るであろう3.4GHz帯TD-LTEの運用開始時には、それが無線LANのように活用できるであろう、という予想が容易に可能です。屋外に設置された基地局の容貞が逼迫しつつあるが、1の事業者が基地局を設置するにはトラヒックが過少、となる場合において複数の事業者が1つの機材を共用し、屋外に置いた基地局とキャリアアグリゲーションおよびU/C分離を行うことによって逼迫状態を改善するとともに快適なネットワークの利用が可能になると考えられます。	
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性	
186	(2) 地域用周波数の有効活用 通信速度の速い地域BWAには、自治体としても地域インフラとして期待しているところです。周波数のキャリアへの割り当てについて、地域に密着した新規参入事業者に期待する面もございますが、自治体にとって、従前よりシステムの提案を受け、実績のある既存事業者に期待する面もございます。全国的な規模の事業者であっても、地域の特性を理解し、ローカライズされた事業者も存在するところです。このような、事業者までも排他的に扱われることのないようご配慮いただきますようお願いします。より多くの事業者が地域BWAに加わることが、地域におけるサービスエリアの拡大につながるものと考えます。地域への参入事業者が皆無となる事態にならないような措置を要望します。	ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。また、既に自治体が地域BWAの免許人となっているケースがあります。
	【大阪府守口市】	

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 WiMAX Release2.1やAXGP等、方式の高度化に対応するための制度改正については速やかに実 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 施されることを希望します また今後の地域BWAの周波数帯のあり方については、MVNO導入等も選択肢に含めた有効な利 活用策の早期実現を希望します。 弊社は2009年の地域BWAシステム利用開始初年度から地域WiMAXを活用したサービス提供を 行ってきましたが、これまでの地域BWAの状況は開始当初からの大きな課題である以下の点に よって十分な展開がなされているとは言い難い状況にあると考えます。 (1)基地局設備への投資および運用コスト (2)地域BWAバンド対応端末の安定確保 これらの課題は、現状では地域BWAの各事業者単独での根本的かつ早期の解決が非常に困難 であることからも、今回示された制度改正、MVNO導入等は課題解決に向けた有効な取り組みの つであり、如いては地域BWAのより積極的な展開、地域への有効利活用の一助となり得るもの と考えます。 制度導入から6年が経過しても無線局を開局できない免許人の「ごね得」に配慮する必要はない。 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります このような免許人が存在すること自体が、電波を無料で割り当てる現制度の問題点を象徴的に提 なお、地域BWAの今後の在り方は、中間とりまとめ(案)のとおり、既 示し、周波数オークションの必要性を示唆するものである。現時点で無線局を開局できていない免 存の地域BWA事業者や、地域を拠点に活動する新規事業者の意向 を考慮した上で、高度化の制度改正による新規参入の促進の効果 許人については直ちに免許を返上させ、全国バンド化を実現すべきである。 や、地域における成功事例を他の地域へ展開する取組等による参入 動向を一定の期間をとって見極めた上で検討していく必要があると考 えます。さらに、前述のMVNOが地域の公共サービス等の展開に有 効な手段となるかの検証が必要であると考えます。 したがって、地域BWAの今後の在り方の検討は、中間とりまとめ(案) のとおり実施すべきであると考えます。 地域BWAの高度化が進めば、地域の防災など多岐に渡って有益な電波利用が可能なのは間違い 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 ないと思われる、また、徳島県では南海トラフ三連動地震の防災対策に喫緊に取り組む必要があ なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周 り、自治体の枠では対応することが困難な広域災害にも対応できるインフラ整備が求められてい 波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは 可能であり、適当と考えます。 しかしながら当社のような規模の小さいエリアを拠点とする事業者にとっては、限定された地域内 での利用者の需要、他無線インフラの登場、日々高度に進化し続ける設備・端末への投資や保守 運用などに係る人材確保などを鑑みると公共の利益に資する防災対応などの公的役割において、 現状では不十分であるといわざるを得ない。 これらの事を踏まえ、一事業者としては全国事業者のMVNOと連携する事で地域の枠にとらわれ 、住民の生命、財産を守り、安心安全な住民生活を事業者の立場からもお支えできるよう、早期 の制度改正をお願いしたい。 【日本中央テレビ(株)】 地域BWA帯域に対する、CATV関連団体験のご意見は、誤っている。 勿論、現在地域BWA帯域に対する、CATV関連団体験のご意見は、誤っている。 勿論、現在地域BWA是提供中のCATV事業者股自身のご意見は正しく、本意見者は全く否定する意図を持つものでは無いが、押々として、この地域BWA帯域は、CATV事業者の為に用意されて いるものではないからである。 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 Eれにも関わらず、この地域BWAの運用において、CATV関連団体限が、まるでCATV事業者の所有権の様な意見をおっしゃられ、かつその都合を押し通す為に市町村議会を通し、その市町村 近月に自治政策リスクとコストリスクを開負わせるような行為をお取りになられるのであれば、それは間違っていらっしゃる。と考えるからである。 の事から、まず以って、この地域BWAに対する議論におき見については、事業者団体では無く、市区町村ベースでの地方公共団体の首長殿や議会の意志に基づく権利と義務を踏まえた 「意見を反映させる事が絶対条件である。と指摘申し上げる。 また。CATV関連回体数のご意見は、全国系通信事業者の提供する3GやLTEによるMVNO運用で可能な認識を超える物では無いと考えられると共に、その本当に解決すべく課題は、この全国系 移動体基信事業者、もしくは国営者信事業者の提供するエリア化から囲まれている地域や地区を無く事まだからである。 仮に、その全国系的終格通信事業者の提供エリアから、参与主部地区が行いる事があれる。本・中に同中間とりません。第11と表された。3GやLTEおよび5G以際の通信システムによってバック アップされる自動走行事や医療介護機器が有効に機能せず、当該地区への物流・交通・観光等の選択肢から外れる恐れに加えて、当該地区の主要産業である農業・畜産業・林業・漁業・建築業 や設度・力能を支えると開待されるロホットアンストスーツや、防災・減2のセンナー監察を含めた日常的な地方公共団体の自治機能すら有効に動かない恐れも否めない事からも、我々議もが、その商用の初度を含わら、単常によった場合を含む。 加えて、この地域BWA帯域は、全国共通で確保されている事から、混雑や區途で悩む都区部における「地域の公共サービスの向上」には寄与しておらず、電波法第1条にの法律は、電波の公 平且・池車的は利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。」の製品から見れば、地域BWAが開設されていない95%の市区町村における課題を解決していない事の 問題出、我又健康が、同様に記を行けるべきでは無い。 以上の事から、現在地域BWAを提供中もLくは自己負担での参入意思のあるCATV事業者酸のエリアにおける当該BWA帯域は地区免許とし、そのまま維持する事が望ましい(但し地域BWA帯は、全国保軽的体の場合によっている。 は、全国保軽的体の場合体等を含むよび全国系BWA事業者との間におけらモャリアアグリゲーションは禁止する事を絶対必要条件できるが、それは別の地区は、地域BWAの導入背景であった。 地域の立状サービスの向上に寄うよう事を、希域へ一次ではな全国保険が終生通事業を必要が受ける使動化し、かつその帯域国的議長が地域の必要接手及に扱いづくよう WMの技術を養殖化すると共に、条件不利地域におけるエリアはにおいては、共通アンテナ化やローミング化を養殖化する事で、地域の公共サービスの向上に寄与する仕組みを、全国に携する(ユニハーサル)サービス化での当れが重乱し、 また、全国系移動体通信事業者からのMVNO提供において、その未エリア化解決に加えて、実際にその通信を用いての地域の公共サービスの向上に寄与する事が具現化される為に、地域に 着して役務を提供しておられるCATV事業者殿やISP事業者殿からの希望や課題解決が反映された貧出条件や貸出方法が公平・公正に義務化されるよう、総務省殿の行政運営を望む。 それでもなお、全国系移動体通信事業者によるMVNO提供では、その地域の公共サービスの向上に寄与が不可能な場合は、「第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来 (3)2020 年以際に実現が開冷される機能システム、 ④ 安心安全の確保のためのネットワークの多様化・多層化」に示された「公共プロードバンド移動通信システム」(170~202 5MHz)を用いる専 で、その目的(当路地域の公共の経域が最近者)と呼びませ、するでは、 なぜならば、"災害時における防災目的だけではなく、平時から様々な目的にも利用できるようにすること"で、公共目的・民間目的双方における整備コスト・維持コストを抑えると共に、有限な電波質器を活用できると考えられるからである。 5用できると考えられるからである。 時の利用において、地域BWAによって果たそうとした目的を具現化し得るカバレッジを有する事で、災害時における救助活動の適切な実施を果たせるカバレッジを有する事も果たせる また。13 あながわれ、6か、いっちがいた。そのようなでは、これでは、15 では、15 では 上の事から、本部分は、「第1章 新しい電波利用の姿 2 我が国における電波利用の将来(3)2020 年以降に実現が期待される無縁システム ④ 安心安全の確保のためのネットワークの3 化・多層化しと合わせて、今後の検討が必要とされると考えると共に、本中間中間とりまとめ(楽)の本文、および注28に示される通り、その整備・維持・運営における方法について、検討される 以上の事から、本部5 様化・多層化」と合わ 事を提言申し上げる。 【個人⑧】

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
田力	1	総談会の考えり
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性	
	(2) 地域用周波数の有効活用	
	① 地域BWA の導入経緯について	
191	が立たず、サービスにおいても過半の事業者が当初計画どおり実施が困難な状況となっているためです。市町村単位での事業採算性(設備投資や、エンジニアの確保など)は、今後、地域の活性化への大きな問題です。過去の経緯を踏まえ、全国バンド事業者によるMVNO方式等、新たな方式を導入することが周波数の有効利用の観点からも必要と考えます。この状況を鑑み、既に地域BWAとして利用されているエリアを除き、現状の地域BWAバンドの未利用地域の見極め期間(利用意向受付・申請受付等の経過期間)を置く場合は、電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ後3か月以内とし、可及的速やかに地域BWAバンドとして利用されていない地域の早期全国バンド化を行うべきであると考えます。当社の意見に対して、第7回電波政策ビジョン懇談会において「市町村が関与する地域BWAについては地方議会の議決等が必要であるため2年程度の免許申請受付期間を設定してはどうか。」との意見が示されましたが、一般的に、自治体の予算編成において政策立案・検討は通常4月~8月(または9月上旬)に行われるため、公共サービスの方針は9月までに策定可能と考えます。尚、全国バンド事業者による、地域BWAバンドのMVNO方式の提供に必要な措置についても地域BWAバンドの早期全国バンド化と同様に、可及的速やかいに進めるべきと考えます。	の公共サービスの展開に有効な手段となり得るのか検証を行うことが可能になると考えます。また、地域BWAの今後の在り方は、既存の地域BWA事業者や、地域を拠点に活動する新規事業者の意向を考慮し、高度化の制度改正による新規参入の促進の効果や、地域における成功事例を他の地域へ展開する取組等による参入動向を一定の期間をとって見極めた上で検討していく必要があると考えます。さらに、前述のMVNOが地域の公共サービス等の展開に有効な手段となるかの検証が必要であると考えます。具体的な行政上の手続及びスケジュールについては、中間とりまとめを踏まえ、決定されることが適当であると考えます。
	に資するサービスの早期実現の点においても有効であり、サービスの提供の検証に長期間を要した場合、本方式で地域BWA本業参入を考えている地域BWA事業者にも影響があることを懸念しております。更に、本方式の採用・非採用によって、地域の間で地域BWAのサービス開始時期に大きな差が出ることは、公平な競争環境の維持には繋がらないと考えます。	
	【ソフトバンクモバイル(株)】	
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性	
	3 「夜の冷劇通信局波数割当 Claffの方向性 (2) 地域用周波数の有効活用 ② 電波利用状況調査の実施及び参入意向調査の実施について	
192	日本ケーブルテレビ連盟の正会員オペレータ(約370社)のサービスエリアは、約896市区町村と	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	なります。これは全国の市区町村の約 52%であり、残る 48%の市区町村は連盟の正会員オペレータが存在しないエリアとなります。このような実態を鑑みれば、ケーブルテレビ事業者が存在しない地区における自治体等による取り組みについても、促進スキームが必要だと考えます。	
	【知多メディアスネットワーク(株)】	
193	日本ケーブルテレビ連盟の正会員オペレータ(約370社)のサービスエリアは、約896市区町村となります。これは全国の市区町村の約52%であり、残る48%の市区町村は連盟の正会員オペレータが存在しないエリアとなります。このような実態を鑑みれば、ケーブルテレビ事業者が存在しない地区における自治体等による取り組みについても、促進スキームが必要だと考えます。	
	【スターキヤツト・ケーブルネットワーク(株)】	
194	日本ケーブルテレビ連盟の正会員オペレータ(約370 社)のサービスエリアは、約896市区町村となります。これは全国の市区町村の約52%であり、残り48%の市区町村は連盟の正会員オペレータが存在しないエリアとなります。このような実態を鑑みれば、ケーブルテレビ事業者が存在しない地区における自治体等による取り組みについても、促進スキームが必要だと考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
105	【上越ケーブルビジョン(株)】	 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
195	地域BWAバンドの再免許については、利用状況調査の結果を踏まえ厳格な審査及び、進捗確認を行い、電波の有効利用を進めていく必要があると考えます。また、地域BWAバンドの再免許については利用状況調査の結果を踏まえ、今後地域BWAサービス提供の意思がなく、周波数の利用権既得権益を目的とする事業者については厳格な審査を行い、具体的な実行計画がない事業者については、再免許を行うべきではないと考えます。 【ソフトバンクモバイル(株)】	
196	地域BWAバンドの再免許については、利用状況調査の結果を踏まえ厳格な審査及び、進捗確認	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	を行い、電波の有効利用を進めていく必要があると考えます。 また、地域BWAパンドの再免許については利用状況調査の結果を踏まえ、今後地域BWAサービス 提供の意思がなく、周波数の利用権(既得権益)を目的とする事業者については厳格な審査を行 い、具体的な実行計画がない事業者については、再免許を行うべきではないと考えます。 【Wireless City Planning(株)】	
197	日本ケーブルテレビ連盟の正会員オペレータ(約370 社)のサービスエリアは、約896市区町村となります。これは全国の市区町村の約52%であり、残り48%の市区町村は連盟の正会員オペレータが存在しないエリアとなります。このような実態を鑑みれば、ケーブルテレビ事業者が存在しない地区における自治体等による取り組みについても、促進スキームが必要だと考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
198	【(株)シー・ティー・ワイ】 日本ケーブルテレビ連盟の正会員オペレータ(約370 社)のサービスエリアは、約 896市区町村とな	
	ります。これは全国の市区町村の約52%であり、残り48%の市区町村は連盟の正会員オペレータが存在しないエリアとなります。このような実態を鑑みれば、ケーブルテレビ事業者が存在しない地区における自治体等による取り組みについても、促進スキームが必要だと考えます。	
199	【(株)ケーブルネット鈴鹿】 日本ケーブルテレビ連盟の正会員オペレータ(約370 社)のサービスエリアは、約 896市区町村とな	
100	日本アンアレビを重め正会員が、アスペースのでは、2000年代のアンビスエッティン、1959年代のよります。これは全国の市区町村の約52%であり、残り48%の市区町村は連盟の正会員オペレータが存在しないエリアとなります。このような実態を鑑みれば、ケーブルテレビ事業者が存在しない地区における自治体等による取り組みについても、促進スキームが必要だと考えます。	
L	【(株)エヌ・シィ・ティ】	

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 今までは、ケーブルテレビ事業者が個々で取り組んできたため有効的な利用が困難でしたが、今 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 後は「ケーブル・プラットフォーム構想」の考え方に基づき、日本ケーブルテレビ連盟が中心となり 業界を挙げて地域BWAの導入に向けて取り組みが開始され、当社も導入を予定しております 【(株)エヌ・シィ・ティ】 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (2) 地域用周波数の有効活用 ③ 本懇談会での検討 前段部分、地域BWAの制度趣旨については、本町としても異論はありません。今後市町村と地域 前段の御意見については、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見とし BWA事業者との連携により地域に密着した様々なサービスの提供が実現されれば、住民との間 て承ります。 に複数の伝達手段を確保でき、災害時における住民の安全確保、高齢者や子どもの見守りサー 後段の御意見については、全国BWA事業者等又はその関連事業者 スなど、地域住民の公共の福祉の増進が図られることが期待できます。 は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の 後段部分、周波数の割り当てにあたっては、特定の免許人に偏重することは問題かと思います 公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国 が、住民生活を守る市町村の立場からすると、自由競争により多くの事業者が地域BWAに参入 BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環 することが、地域のサービスエリアの拡大につながるものと考えます。サービス提供エリアを厳密 境の維持を図る観点から適切ではないと考えます なお、既に自治体が地域BWAの免許人となっているケースがありま に規制することにより、この地域での参入者不在という事態になるのではないかと危惧していま 【埼玉県入間郡三芳町】 このことについては、地方自治体として賛成である。当町では、ケーブルテレビ事業者と災害が発 202 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 生した場合等の情報発信の多重化を図ることを目的として、災害情報や防災情報等の放送を行う 防災協定を結んでいる。このような事業者が地域BWAを活用できれば、災害時に有線での通信が 全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 不能になった場合でも、住民への伝達手段が確保されやすくなると思われる。 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う とが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ 、より多くの事業者に地域BWAの参入が可能になれば、地方自治体との連携により、地域に 密着したサービスが提供できるため、普及・促進につながるものと思われる。 の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。 【埼玉県比企郡川島町】 本件に関しましては、本市としても賛成するところです。地方自治体との間で防災協定に基づく緊 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 急放送や地方自治体の広報番組等を提供している事業者として地域のケーブルテレビ事業者が ざいますが、現状において地域BWAに関しての具体的な活用方法についてはこれまで、十分な なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 協議や検討がなされていなかったように思います。 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う 今回の中間とりまとめ(案)に記述されている高度化対応が整備されることとなれば、ケーブルテレ ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 ビ事業者の地域BWAへの関心も高まるものと考えます。 特に、地域BWAによる地域に密着したサービスの提供が、今後、地方自治体とケ から適切ではないと考えます。 業者などとの連携により可能となれば、市民との間により多くの伝達手段を確保することができ 災害時における市民の安全確保をより高めることが可能になるなど、公共の福祉の向上と安心安 全なまちづくりが加速するものと期待できるところでございます。 【埼玉県富士見市】 本件に関しては地方自治体としても賛成するところです。今回の中間とりまとめ(案)に記載されて 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま いる高度対応化が整備され地域BWAでも活用可能になれば、地域事業者の地域BWAへの関心 も高まるものと思われます。「地域の公共の福祉の増進に寄与」するという地域BWAの意義を踏 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に まえますと、全国的な企業による一律的利用によらず、それぞれの地域に応じた活用ができるよ 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う う、地域の実情に通じた事業者の参入を期待するところです。 ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。 -ビスの向上に資するも 本件に関しましては、地方自治体としてもデジタル・ディバイドの解消及び地域サー 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま のと認識し賛成するところです。しかしながら、地域BWAに関しての具体的な活用方法については、基礎自 治体(市町村)の声を聴くなどについては、これまで必ずしも十分な協議や検討がなされていなかったように 思われます 基礎自治体では、たとえば、平成25年末の議員立法による災害対策基本法の改正により、「災害時避難行 動要支援者」の名簿作成と、災害時における適切な避難行動の支援が責務とされています。災害も震災だ けでなく、津波、大雨洪水、大雪、竜巻等多様化しています。そこで、災害時に地域の実情に応じて、住民 のみならず滞在している帰宅困難者を含めて、きめ細かく避難所への誘導等を行う支援として有効なメディ いかならり 滞住している所も出発するさありた。この細かい起発的へいあ場合を行う又抜として有効なテア アを整備することは喫緊の課題となっています。武蔵野・三鷹の両市においては、平成6年より市が出資して設立した地元のCTAV事業者と協力し、地域の通信回線の整備を行ってきました。平時においては地域・ 行政情報の発信を行っていますが、地域メディアとして機能しているCATV事業者が整備する地域BWA の 有効性が情報伝達基盤として期待されます また、少子長寿化の急激な進展は、子育て支援や高齢者及び障がい者支援に寄与する情報通信メディア が不可欠です そこで、本施策を単なるモバイル端末への電波供給をはかる施策と位置付けるのではなく、特に災害時や 高齢者の見守り等に機能する公益的機能を果たすための地域の通信インフラとして整備強化する上での 帯域確保と位置付け、その利用目的は防災・減災分野、安全安心や見守り等福祉分野への活用を主目的とすることを明確にすべきです。その上で平時の市民利用や公共サービスの向上を検討することで設備の更なる有効活用が可能になります。災害時の情報インフラ強化と平時利用を両立することで地域BWAに関 する国民の関心や投資への理解が高まるものと考えます 【東京都武蔵野市、東京都三鷹市(2者連名)】

		SOLDINA - H. S. J.
番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
206	本件に関しましては、町田市としても賛成します。当市では、地域のCATV事業者のチャンネルを利用して防災協定に基づく緊急放送や地方自治体の広報番組等を提供しています。これまで地域BWAに関しての具体的な活用方法については、十分な協議や検討がなされていませんでしたが、今回の中間とりまとめ(案)に記載されている高度化対応が整備されることにより、CATV事業者の地域BWAへの関心も高まると思います。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ
	者の地域BWAへの関心も同まると思います。 今後、特に地域BWAによる地域に密着したサービスの提供が、地方自治体とCATV事業者等と の連携により実現されれば、住民との間に複数の情報伝達手段を確保することができ、例えば災 害時における住民の安全の確保をより高めることが出来るなど、地域住民の公共の福祉の増進が 期待されます。	の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。
207	【東京都町田市】 地域BWAの制度が改正され、利用拡大が図られることで、地域に密着したサービスや災害時などにおける住民の安全確保など住民の公共福祉の増進が進むことを期待しています。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
208	【神奈川県南足柄市】 本件に関し、小田原市としても賛成である。	 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
208	本作では、地元CATV会社を通じ、行政情報番組や市民活動紹介番組を放送している。また、データ放送を利用し、防災行政無線情報を市民に提供している他、災害時に備え、「災害時緊急放送の協力に関する協定書」を締結し、市民への情報提供体制を整えている。 今後も、地域防災の強化や公共の福祉増進において、地元CATV会社に期待するところは多く、地域BWAの導入により、その期待はさらに大きくなると同時に、デジタル・ディバイド解消にも寄与されることと考える。	す。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ
	【神奈川県小田原市】	
209	地方自治体との間で、防災協定に基づく緊急放送や広報番組等を提供している地域のCATV事業者との連携により、今後、地域BWAによる地域に密着したサービスが実現されれば、住民との間に複数の伝達手段が確保でき、災害時における住民の安全確保も向上するなど、住民福祉の増進が期待できるので原案に賛成する。	
210	点が一つの原因であると考えます。参入障壁を下げ、地域BWAの活用を推進するために、他事業	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	者との設備共用等、自由度の高い制度化を期待いたします。	
	【匿名】	
211	今回のとりまとめ室については、「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希望者の章向を尊重すべき」	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
	とされたことについて、当初の地域 BWAの趣旨が十分継承されているので適切な判断に基づくものであると評価します。 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインターネットを通じて日野地域のブロードパンドの普及に積極的に取り組んできました。また、弊社が独自に制作・放送するコミュニティチャンネルを活用して、自治体情報番組「広報ひの」、日野市健康課による番組「日野人げんき体操」放送など、地域の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に造めております。また、日野市と弊社とは、既に災害時における放送等に関する協定を締結しており、防災行政無線などの自治体情報をデータ放送でお知らせするサービスの提供をしております。加えて、日野市とは大規模災害時における地域住民の安心・安全を確保するため、避難指定場所における通信ネットワークの構築がに情報を選手段の確保について協議を進めており、弊社が所有するーブルネットワーク(有線)による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現につい	なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。
	ても検討を行ってきました。	
	この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築も選択肢の1つと考えており、弊社が本システムを構築することにより、地方自治体の住民サービスの一助になるものと確信します。 さらに、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性を生かし、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献いたします。今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。	
212	【JCN日野ケーブルテレビ(株)】 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新	 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する替同意見として承りま
212	規参入希望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取	す。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点
	事業エリアである熊本市、益城町、菊陽町と、災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、 コミュニティチャンネルでの自治体情報番組「クローズアップくまもと」放送など、地域の公共サービ ス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。	
	近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述のような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が本システムを構築することにより、地方自治体の住民サービスの一助になるものと確信します。さらに、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性を生かし、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」等、豊かな地域・社会の実現に貢献いたします。今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。	

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 地域 BWAの制度趣旨・意義および今後のあり方について、原案に賛成です。地域BWAは地域社会の公共 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま の福祉の増進を目的とした事業の為に活用されるべきであり、たとえ現時にする地域が正ない去の福祉の増進を目的とした事業の為に活用されていない場合でも、既存の地域事業者や地域を拠点に活動する新規参入希望者の意向を尊重すべきと考えます。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う 司が自己の化さい。同時級などは内では、では、のなど、となっている。 ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 弊社は、営業エリア約56万世帯のお客様に対して、地デジやBSデジタル放送の再放送を提供するほか、 電気通信事業者としてケーブルインターネットによりプロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に寄与してまいりました。また、自主制作番組(コミュニティチャンネル)を通して、地域で起きた事件・事故の報道、行政情報の発信および住民の暮らしに役立つコミュニティ活動の取材・放送等、他の放送事業者 から適切ではないと考えます。 では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民から身近なテレビ局として一定の支持を受けている地 域メディアでもあります。 ティチャンネルの運営では、自治体との連携を強化し、より地域に密着した番組制作を推進してい ます。特に近年注目されている防災・減災情報に関しては、自治体の動きや取り組みなどを日々の ます。、行に近年注目されている防炎・減及情報に関しては、日泊体の場合では、日泊体の場合では、 ス番組で取り上げる等、住民啓発活動に積極的に寄与しています。中でも葛飾区とは防災広報番組「防災 広報かつしか」を放送し、区職員との協働による番組制作を行っています。また、事業エリアの葛飾区、松 戸市、流山市の各自治体とは、災害時における放送等に関する協定を締結しており、防災行政無線の放 送などの自治体情報をデータ放送でお知らせするサービスの提供も行っております。 こうした自治体との取り組み強化の中で、災害等非常時の通信の確保や情報の伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識があり、無線を用いた公共的 なサービスの実現について検討を始めたところです。 地域BWAを用いたシステムは、上記のように弊社の有線インフラのダイバーシティとしての有用性は勿論で すが、弊社が本システムを構築することにより、地域の多様な生活ニーズをICTの活用によってサービス化 する土台にもなり、地方自治体の住民サービスの充実にも繋がるものと確信します。 弊社は今後もケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性を生かし、「地域の公共サービスの向 上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献いたします。今回の方式により免許申請が可能となった際には、地 域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)JCNコアラ葛飾】 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希望者の意向を尊 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま き」とされたことにつきまして、賛同いたします なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインターネット によりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な企業体であると認識しています。また、コミュニティ チャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず、他の放送事業者では取り上げきれない中野管内の警察消防が発表する事 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ 件・事故・災害情報の他、地域のイベント情報を発信し、地域住民からも一定の支持を受けているメディアの性格も有しております。 の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 事業エリアである中野区と災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、防災行政無線や氾濫が危惧される河川の定点カメラ から適切ではないと考えます。 映像などの自治体情報をデータ放送でお知らせするサービス、緊急地震運報を小中学校36枚の館内に自動的に放送通知するサービスの提供を行っております。またコミュニティチャンネルでの中野区広報番組「ピックアップなかの」の放送、中野区議会中継、生活にかかわる行政情報の文字テロップ放送など、地域の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めてお 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述のような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。この一環として、地域BWを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が本システムを構築することにより、地方自治体の住民サービスの一助になるものと確信します。 の任民サービスの一助になるものと確信します。 さらに、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性を生かし、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」 に貢献いたします。今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請する ことを考えております。 【(株)JCNシティテレビ中野】 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新 215 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 規参入希望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 り組む公共的な企業体であると認識しています。 から適切ではないと考えます。 事業エリアである八王子市とは、災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、防災行政無 議会中継など、地域の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めておりま 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点から、ハ 王子市では市民への情報伝達手段を増やすための基盤構築を自主的に実施し、将来的にはさら なる伝達手段の多様化や市民サービスの高度化を進めていく予定であります。 上述のような自治体の取り組みについて、弊社としてもケーブルテレビ事業の最大の特徴である 地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献したい と考えておりますが、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの 認識から、今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する地域BWAを 用いた新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)JCNテレメディア八王子】

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者とし 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う コリョ こうれている周級などの用して、地域のムスツーとへみをコリことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 てケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な 企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他 の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも一定の支持を受けているメディア から適切ではないと考えます。 の性格も有しております。 事業エリアにある各自治体と災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、防災行政無線の放送な どの自治体情報をデータ放送でお知らせするサービスの提供など、地域の公共サービス向上への取り組 みを自治体と連携して積極的に進めております。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述の ような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常の通信の確保や情報の伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた 公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 本共的はリーニスの実践についても限制を始めたことです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有無線の異なる媒体 によってサービスを提供することによってネットワークの強靭化が図れ、また、自社伝送網を所有することで 地方自治体等のニーズにも迅速、的確に応えることが可能となります。 また、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」「地 域の公共の福祉の増進」に貢献できるものと自負しており、今回の方式により免許申請が可能となった際 には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 更には、地域BWAも含め、周波数は有限希少な国民共有の財産であり、その割当てには適正な審査が必要と考えます。他方、今次の懇談会における検討目的である「地域BWAの導入促進」、および、それによ る「周波数の有効活用」が実現できるよう充分配慮する必要があると考えます。 【(株)JCNマイテレビ 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 217 望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも一定の支持を受けているメディア から適切ではないと考えます。 の性格も有しております。 事業エリアである港区と防災行政無線の放送、水位・雨量情報のL字画面放送、全国瞬時警報システムの 対談番組『こんにちは港区長です』の放送など、地域の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携し て積極的に進めております。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述の ような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常の通信の確保や情報の伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた 公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 本共的はリーニスの実践についても限制を始めたことです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有無線の異なる媒体 によってサービスを提供することによってネットワークの強靭化が図れ、また、自社伝送網を所有することで 地方自治体等のニーズにも迅速、的確に応えることが可能となります。 また、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」「地 域の公共の福祉の増進」に貢献できるものと自負しており、今回の方式により免許申請が可能となった際 【(株)JCNみなと新宿】 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希 望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 218 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者とし 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。 の性格も有しております。 事業エリアである横浜市港南区、金沢区、戸塚区、栄区と災害時における放送等に関する協定締結をはじ サポーク、Cのの情候に伝出と、エルベン・ダム、不足と、ロッドーの37 で加及ですに関する間がでいた。 め、自然災害による被害抑止を目的とした海の公園ライブカメラ映像配信サービスの提供を行っております。 またコミュニティチャンネルでの横浜市議会中継、デイリーニュースでのエリア内の犯罪・事故発生状 況、警察署からのお知らせなど、地域の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進め ております。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述の ような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおい て、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた 公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有無線の異なる媒体 によってサービスを提供することによってネットワークの強靭化が図れ、また、自社伝送網を所有することで地方自治体等のニーズにも迅速、的確に応えることが可能となります。また、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献できるものと自負しており、今回の方式により免許申請が可能となった際 には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)JCN横浜】

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地上波デジタル放送の難視聴対策の実施やデジタルアナログ変換放送の 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う コリョ こうれている周級などの用して、地域のムスツーとへみをコリことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 実施など、また電気通信事業者としてケーブルインターネットによるブロードバンドの普及に取り組むなど 実施なる、また電気通信事業者としてアーブルインターペットによるフロードバンドの自然に取り組むなよい地域の情報化に取り組む公共的な企業体と認識しております。独自のコミュニティチャンネルを通じて行政情報はもとより、他の放送事業者では取り上げきれない地元に密着した多種・多方面の地域情報を、平日 から適切ではないと考えます。 毎日、生放送のニュース番組で取り上げて放送しており、地域情報の情報発信源として地域住民からも 定の支持を受けているメディアとしての性格も有しております。 事業エリアの鎌倉市と災害時における放送等に関する協定を締結し、災害時の協力関係を構築しておりま す。またコミュニティチャンネルのデータ放送で防災行政無線の音声放送内容を文字で放送し、防災行政 無線の聞き漏らしのバックアップとしても機能しており、また警察署からの依頼による振り込め詐欺前兆電 話の緊急お知らせや自治体情報などもデータ放送でお知らせしております。 品の家窓の知らせや自治体情報などもアータ放送であ知らせしてあります。 コミュニティチャンネルでは自治体情報番組「鎌倉市からのお知らせ」を放送し、また通信分野で鎌倉市の 行政施設をネットワークでつなぐ「行政ネットワーク」を提供するなど、公共サービス向上への取り組みを自 治体と連携して積極的に取り組んでおります。 住民の高齢化・東日本大震災を契機とした防災対策への対応強化の観点もあり、上述のような自治体との 取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおいて、弊社が所有す る有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサ の実現についても検討を始めたところであります。 この実現手段として、地域BWAによるシステム構築を検討しており、弊社が本システムを構築することによ り、住民サービスの一層の向上が図れるものと確信しております。 さらに、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性を生かし、「地域の公共サービスの向上」「地 域の公共の福祉の増進」に貢献できるものと確信しております。今回の方式による免許申請が可能になっ た際には、地域を本社拠点とする新規参入希望者として免許申請を考えております。 【(株)JCN鎌倉】 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 す。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者とし 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う てケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ 企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他 の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも一定の支持を受けているメディア の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。 の性格も有しております。 事業エリアにある各自治体と災害時における放送等に関する協定締結もしており(埼玉県川越市、坂戸 市、鶴ヶ島市、川口市、草加市、三郷市、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、桶川市、北本市、鴻巣市 連田市、白岡市、杉戸町、宮代町、川島町の18行政、埼玉県とは、埼玉県CATV連盟員として締結済)、防災行政無線の放送などの自治体情報をデータ放送でお知らせするサービスの提供を行っております。また ニティチャンネルでの自治体情報番組放送や市議会中継など、地域の公共サー ービス向上への取り組 みを自治体と連携して積極的に進めております。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述のような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおい て、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた 公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有無線の異なる媒体によってサービスを提供することによってネットワークの強靭化が図れ、また、自社伝送網を所有することで地方自治体等のニーズにも迅速、的確に応えることが可能となります。 また、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献できるものと自負しており、今回の方式により免許申請が可能となった際 には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 JCN関東 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持するべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割 り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者とし てケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他 関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点か の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも一定の支持を受けている地域メ ら適切ではないと考えます。 ィアの性格も有しております。 事業エリアである熊谷市とは災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、防災行政無線の放送な 学者エアへという。 どの自治体情報をデータ放送でお知らせするサービスの提供を行っております。またコミュニティチャンネルでは、熊谷市の自治体情報番組「くまがやくらしの情報局」、行政イベントなどの告知を行う「テレビ回覧板」、毎日の熱中症危険度を表示する「熱中症予防情報」など、20年以上にわたり地域の公共サービス向 上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、熊谷市 危機管理室、熊谷市消防本部との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報 の伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が本システムを構築す ることにより、地方自治体の住民サービスの一助となり、地域住民の安心安全な生活に寄与するものと確 信します さらに、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性を生かし、「地域の公共サービスの向上」「地 域の公共の福祉の増進」に貢献いたします。今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠 点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)JCN熊谷】

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希 222 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者とし 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う コリョ こうれている周級などの用して、地域のムスツーとへみをコリことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 てケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な 企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他 の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも一定の支持を受けているメディア から適切ではないと考えます。 の性格も有しております。 事業エリアである川口市、戸田市と災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、防災行政無線の 放送などの自治体情報をデータ放送でお知らせするサービスの提供を行っております。またコミュニティ チャンネルでの自治体情報番組「ふれあい川口」「ふれあい戸田」放送など、地域の公共サービス向上への 取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述のような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおい て、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた な共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有無線の異なる媒体によってサービスを提供することによってネットワークの強靭化が図れ、また、自社伝送網を所有することで地方自治体等のニーズにも迅速、的確に応えることが可能となります。 また、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共サービスの対域の対象を表する。」 域の公共の福祉の増進」に貢献できるものと自負しており、今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 他地域同様に高齢者の一人暮らしの増加に伴い、特に地域見守りサービス(各地点に防犯カメラを設置し 住民の各無線端末で離れた場所でも映像確認できる等)の需要が見込まれると思われます。又、子育て支 援が充実している戸田市などでは、無線端末によるお子さまの在宅見守りサービス等の需要が多いと考え ております。 地域BWAの制度趣旨並びにその必要性、重要性についてヒアリング参加者、構成員ともに異議な「頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま く再認識され、これが「維持されるべき」、「既存の地域BWA事業者や地域を拠点に活動する新規 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 参入希望者の意向を考慮すべき」ということにつきまして、同感であると考えます。 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再送信と電気通信事業者としてブ ロードバンドの普及に取り組むなど公共的な企業であると認識しつつ、地域情報発信企業として、 の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 地域住民からも一定の支持を受けるメディアとしての性格も有しております。 から適切ではないと考えます。 事業エリアである市川市における自治体情報発信として、市川市の広報誌「広報いちかわ」と連携 した広報番組の放送、地域の安全安心を目的とした防災告知放送など自治体と連携した活動を推 し進めております。 東日本大震災を契機とした災害対策や高齢化社会への危機管理などへの取り組みを強化するた めに、自治体と連携して活動しておりますが、非常時の情報伝達や通信手段の確保を最重要課題 と位置付けると弊社が所有する有線でのネットワークに無線を併用することにより、更なる地域貢 献が提供できるのではないかと検討を始めたところです。 ケーブルテレビ事業者としての地域密着を第一義に市民の皆様へ今以上に安心安全を提供でき るものと確信しており、免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者と して免許申請することを考えております。 【(株)JCN市川】 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希望者の意 向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 はす 224 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 小田原市から出資を受け地元有力企業経営者を社外取締役に迎えている公共的な第三セクター 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う 線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインター ネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組んでおります。また、コミュニティチャンネル ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 を通して行政情報の発信を行うのみならず、広域放送事業者では取り上げきれない地域情報を発信し、地域住民か ら多くの支持を受けているメディアの一つであると自負しております から適切ではないと考えます。 具体的な取り組み事例として、事業エリアである小田原市、足柄上郡開成町、南足柄市と「災害時における放送等に 関する協定」を締結し、災害情報の優先放送や防災行政無線情報のデータ放送化などを行っております。またコミュ ニティチャンネルでの自治体情報番組「広報おだわら」「市民力」放送および小田原市議会本会議の一部を放映するなど、地域の公共サービス向上への取り組みも自治体と連携して積極的に進めております。さらに、地元コミュニティ FM局と連携した防災への取り組みや、地元企業団体等と協働した地域活性化活動でも、自治体や地域住民から大 きな期待を寄せられているところであります。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述のような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおいて、弊社が所有する 有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現につ いても検討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有無線の異なる媒体によって サービスを提供することによってネットワークの強靱化が図れ、また、自社伝送網を所有することで地方自治体等の ニーズにも迅速、的確に応えることが可能となります。 また、地域資源豊富で箱根の玄関口でもある当事業エリアにおいて、2020年東京オリンピックを控えたこの時期を絶 -ブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をべ 対の域名と近くソープルプレビディの成人の行成とのもられて目にさ、ストに、地方自体や正常団体と連続しつつ、「地域の活性化」「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」にこれまで以上に貢献したいと考えており、これらは当社の使命のひとつであると理解しております。 上記を実現するため、今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者と して免許申請し、時宜を得た事業活動を行うことを考えております。 【(株)JCN小田原】

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は千葉市から出資を受けている公共的な第三セクターであり、有線放送事業者として地デジやBSデ 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他の放送事業者では取り上げきれない地域情報 とが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。 を伝達し、地域住民からも一定の支持を受けているメディアの性格も有しております。 事業エリアである千葉市と災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、防災行政無線の放送など の自治体情報をデータ放送でお知らせするサービスの提供を行っております。また千葉市の広報誌と連携 した広報番組『いきいきメール千葉』や、市長による市政解説番組『テレビ市長室』の放送など、地域の公共 -ビス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述の ような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおい て、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた 公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有無線の異なる媒体 によってサービスを提供することによってネットワークの強靭化が図れ、また、自社伝送網を所有することで 地方自治体等のニーズにも迅速、的確に応えることが可能となります。 また、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」「地 域の公共の福祉の増進」に貢献できるものと自負しており、今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)JCN千葉】 | | 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希望者の意向を尊重す 頂いた御意見は、今後の検討における参考として承ります き」とされたことにつきまして、賛同いたします なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインターネット ロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な企業体であると認識しています。また、コミュニティルを通して行政情報の発信を行うのみならず他の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 定の支持を受けているメディアの性格も有しております。 から適切ではないと考えます。 事業エリアである船橋市、習志野市と災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、防災行政無線の放送などの自治体情報 をデータ放送でお知らせするサービスの提供を行っております。またコミュニティチャンネルでの自治体情報番組「ふなばしCITYNE WS」「なるほど習志野」、市長による市政解説番組「ふなばしテレビ市長室」「習志野テレビ市長室」をはじめ両市の「議会中継」の放 ビス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述のような自治体との取り組み 金子、とったは、一十人は、とった。 を更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおいて、弊社が有する有線による取り組みでは必ずし も十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が本システムを構築することにより、地方自治体 の住民サービスの一助になるものと確信します。 地域の安全に資する情報提供はもとより、さらにケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性を生かし、「地域の公共サ スの向上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献いたします。今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)JCN船橋習志野 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 227 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、地元足立区からの出資も受け、有線放送事業や電気通信事業等を通じて地域の活性化にも大き 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う く寄与できていると自負しております。 特に、コミュニティチャンネルを通して足立区議会中継や自治体情報番組「クローズアップ足立」を始めとす ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 る行政情報の発信を行うなど、他の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達する地域密着型メ から適切ではないと考えます。 ディアの性格も有しております また、足立区と災害時における放送等に関する協定を締結し、防災行政無線の放送などの自治体情報を -タ放送でお知らせするサービスの提供を行っております。 東日本大震災を契機として足立区でも防災への関心が高まっており、災害発生時における自治体情報提供の通信手段確保の観点から、現状の有線網とは別に、無線を用いた通信手段の確保について検討を始 めたところです。 この実現方法として、地域BWAを用いたシステムは大変有益であると考えており、弊社が本システムを構 築・運用することにより、災害発生時の強力な通信手段が確保できると同時に、平時は様々な行政情報を 提供するツールとして活用することで地方自治体による住民サービスの向上にも役立つと確信しておりま ブルテレビの事業は地元住民の方々の支援・支持の上に成り立っている事を再認識し、これからも「地 域・公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」を念頭において日々仕事に邁進してまいります 今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。

【(株)JCN足立】

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者とし 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う コリョ こうれている周級などの用して、地域のムスツーとへみをコリことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 てケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な 企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他 の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも一定の支持を受けているメディア から適切ではないと考えます。 の性格も有しております。 事業エリアである大田区と災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、防災行政無線の放送などの自治体情報をデータ放送でお知らせするサービスや地震速報をJ:COMチャンネルのデータ放送での提供を行っております。またコミュニティチャンネルでの自治体情報番組「シティーニュースおおた」や地域の 最新情報を提供する「デイリーニュース」の放送、さらには警察署や消防署からのお知らせ、事故情報、火災情報の放送など、地域の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。 また、大規模災害時においては通常放送を中止し、大田区災害対策本部からの災害情報の放送や独自取 材による区内の災害状況の放送を行います。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述のような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が本システムを構築す ることにより、地方自治体の住民サービスの一助になるものと確信します。 さらに、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性を生かし、「地域の公共サービスの向上」「地 域の公共の福祉の増進」に貢献いたします。今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠 点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)JCN大田ケーブルネットワー し、は、している。

している。

している。

は、、は、これまで各地域の地方自治体と連携して、地域社会の発展に努めてまいりました。

なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に

は、している。

なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に

なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に

ない、全国BWA事業者等又はその関連事業者に表して、地域の公共サービス等を行う

また、コミューティチャンネルを通じて行政情報の発信を行うのみならず他の送る事業者では取り上げきれない地

は情報を伝達し、地域は足りにも、このではな思いて、シェアのの地域も同じなど、アルビュオー

の問います。

といる。

の問います。

の問いまする

の問います。

の問いまする

の問いまする

の問いまする

の問います。

の問いまする

のはないまする

の問いまする

の問いまする

の問いまする

のはないまする

の問いまする

の問いまする

の問いまする

の問いまする

の問いまする

の問いまする

のはないまする

のはないまする

のはないまする

のはないまする

のはないまする

のはないる

のはないまする

のはないまする

のはないまする

のはないまする

のはないる

のはないまする

のはないる

のは 229 す。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行っのみならす他の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも一定の支持を受けているメディアの性格も有しております。
事業エリアである三鷹市及び武蔵野市とは、災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、防災行政無線の放送などの自治体情報をデータ放送や緊急地震速報の端末へ通知するサービスの提供を行っております。またコミュニティチャンネルでの自治体情報番組「むさしのシティーニュース」、「みるみる三鷹」の放送、市議会中継など、地域の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。
近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述のような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の低達などにおいて、弊社が所有する
年齢に「セス・ソフラだけでは必ず、よー会かおけたができなり、無絶を用いた、世界はサービスの実現に の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。 有線によるインフラだけでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現に 有線によるインフラだけでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。
この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有線及び無線のそれぞれ異なる媒体によってサービスを提供することでネットワークが強靭化され、また、自社伝送網を所有することで地方自治体等のニーズにも迅速、的確に応えることが可能となり、地方自治体からも大きな期待を頂いています。加えまして、地域BWAにおきましてWMMX Release 2.1AE や AXGPによる高度化システムの利用が可能になりますと、周波数有効利用に資するだけでなく基地の品質機が端末などのグローバルなエコシステムの人とで、入手性も向上すると考えられるコムン、フェモでい、は、世紀は後人で表地、大学を事業をより、対策の ことから、これまで以上に地域社会に貢献した通信事業をより効率的に展開できるものと考えております。 弊社としましては、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」、 「地域の公共の福祉の増進」に貢献できるものと自負しており、地域を拠点に活動する新規参入希望者として、今回 の地域BWA方式での免許申請を考えております。 地域用周波数の有効活用にあたっては、地域の公共の福祉の増進に寄与することを優先すべきであり、そのためには、より多くの地域事業者が資本関係にかかわりなく、地域BWAに参入できる制度が望ましく、公平な競争環境の維 持を図ることとのバランスが重要と考えます。 公平な競争環境の維持を図るための適切な措置については、実効性のある地域活性化を目的として参入を希望する事業者が排除されないよう制度の設計がなされるべきと考えます。 【(株)JCN武蔵野三鷹】 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希 230 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者とし 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う てケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ 企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他 の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも一定の支持を受けているメディア から適切ではないと考えます。 の性格も有しております。 事業エリアである北区と災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、緊急情報などの自治体情報を データ放送でお知らせするサービスの提供を行っております。更には、地域の防災・減災への取り組みについても検討を進めております。またコミュニティチャンネルでの自治体情報番組「いい顔・きたく」、北区健康福祉部健康いきがい課と連携した「北区さくら体操」「北区お口元気体操」放送、北区議会中継など、地域 の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述の ような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおい るがも日本につなり組みを受けませた。 て、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた 公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有無線の異なる媒体 によってサービスを提供することによってネットワークの強靭化が図れ、また、自社伝送網を所有することで 地方自治体等のニーズにも迅速、的確に応えることが可能となります。 また、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」「地 域の公共の福祉の増進」に貢献できるものと自負しており、今回の方式により免許申請が可能となった際 には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)JCN北ケーブル】

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 「地域 BWA の今後のあり方を検討するに当たっては、地域を拠点に活動する新規参入希望者の 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 意向を尊重すべき」とされたことについて、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、下関市をはじめ多数の地元企業から出資(下関市を含め合計57社、地元出資割合約 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う 司が自己の化さい。同時級などは内では、では、のなど、となっていることが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 35%、及び役員4名)を受け入れており、地元との共同経営体制のもと、地域に密着したケーブルテ レビ事業者として市民に広く認知されています。 から適切ではないと考えます。 事業としては、放送やケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の 情報化に取り組む公共的な企業体です。また、コミュニティチャンネルを通して地域情報を伝達し、 地域住民からも支持を受けています また、事業エリアである下関市と災害時における放送等に関する協定締結など、地域の公共サー ビス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。 近年、地域住民の高齢化や災害への取り組みを強化する観点もあり、上述のような自治体との取 り組みを更に強化してきておりますが、無線技術を利用することによって、さらに公共の福祉の増進に寄与できる可能性があるとの判断から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検 討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においており、弊社が本システムを構築することにより、下関市内の住民サービスの一助になるものと確信します。 さらに、ケーブルテレビ事業の最大の特長である地域密着性を生かし、引き続き「地域の公共サ ビスの向上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献いたします。今回の方式により免許申請が可能と なった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)ケーブルネット下関】 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 規参入希望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ 業者としてケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取 り組む公共的な企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。 定の支持を受けているメディアの性格も有しております。 事業エリアにある各自治体と災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、防災行政無線の が送内容をJ·COM防災サービスの専用端末を通じて配信サービスの提供を行っております。またコミュニティチャンネルでの自治体情報番組(「板橋区民ニュース」「えどがわ区民ニュース」他)放 送など、地域の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、 上述のような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の 伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの 認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が本システムを 構築することにより、地方自治体の住民サービスの一助になるものと確信します。 さらに、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性を生かし、「地域の公共サービスの向 上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献いたします。今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)ジェイコムイースト】 |地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希|頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する替同意見として承りま 233 望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者とし 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ でケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な企業体であり、また地域に密着し住民に不可欠のインフラを提供していると認識しています。また、コミュニ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 ティチャンネルを通して行政情報(特に防災情報の発信には力を注いでおります)の発信を行うのみなら から適切ではないと考えます。 ず、他の放送事業者では取り上げきれない地域に密着した情報を伝達し、地域住民からも一定の支持を受 けているメディアの性格も有しております。 事業エリアである各自治体と災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、コミュニティチャンネルで の自治体情報番組(「情報BOXワイドたかつき」「駅シティレボ」「戸屋トライアングル」他)の放送など、地域の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。 因みに、弊社の営業エリア内の49自治体を対象に「災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措 置法第20条の規程」により自治体が大地震、台風などの自然災害またはその他の緊急事態発生時に市 民に緊急情報の伝達の必要がある場合に、緊急放送を行うことの協定書の締結を進めており、本年7月末 までには、協定書の締結を完了した自治体数が40となる予定です 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述の ような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおい て、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が本システムを構築することにより、地方自治体の住民サービスの一助になるものと確信します。 さらに、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性を生かし、「地域の公共サービスの向上」「地 域の公共の福祉の増進」に貢献いたします。今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)ジェイコムウエスト】

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 規参入希望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う コリョ こうれている周級などの用して、地域のムスツーとへみをコリことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 業者としてケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取 り組む公共的な企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の 発信を行うのみならず他の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも から適切ではないと考えます。 -定の支持を受けているメディアの性格も有しております。 事業エリアである各自治体と災害時における放送等に関する協定締結など、地域の公共サービス 向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、 上述のような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の 伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの 認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです 認識から、無線を用いた公共的なサービスの美規にしいても検討で知るのにここのです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が本システムを 構築することにより、地方自治体の住民サービスの一助になるものと確信します。実際に弊社サー ビスエリア内の地方自治体の首長の方からも、現状の行政情報や防災情報の伝達については充 分とは言いがたい為、弊社に大きな期待を寄せられているところです。 がには、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性を生かし、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献いたします。今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)ジェイコムさいたま】 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希望者の意 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 235 向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、福岡市、北九州市をはじめ多数の地元企業より出資(行政を含む地元出資 54社)を受け、地元との共同経 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 営体制のもと、地域に密着したケーブルテレビ事業者として広く認知されております 有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインター ネットや電話サービスを提供し、地域の放送通信インフラを支え、地域社会の情報化に取り組む公共的な企業体であ から適切ではないと考えます。 ると認識しています。 等にコミュニティチャンネルでは、自治体と連携して「市民チャンネルふくおかまいCOM」「区政情報~魅力発信!北 「お「コュニーハイン・ハイン・ハイス・日本にと思うという。」 ・ 加州〜「「北九州市議会中継」など行政関連の情報発信を行い、公共・サービス向上への取り組みを進めております。 さらに、近年は防災協定(福岡市・北九州市・宗像市・古賀市・新宮町)に基づく緊急放送による防災・減災への取り 組みのほか、自治協議会等でのプログによる情報発信の仕組みを構築した「まちづくりICT活用支援業務」による地 域コミュニティの活性化への取組など、CATV事業者の放送と通信サービスを活用した地域活性化、強靭化への取り 組みを進めております。 近年、地域住民の高齢化や災害への取り組みを強化する観点もあり、上述のような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、無線技術を使用することによって、さらに公共の福祉の増進に寄与できる可能性があるとの判断から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。特に、無線技術は、有線が主体のCATV事業者のインフラを補完することで、住民との間に複数の情報伝達手段を確保することができ、平時では「地域コミュニティの活性化及び高齢者見守り等の高齢化対策サービスの充実」、災害時におきましては「住民の安全確保向上に資する通信ネットワーク整備」など、有線インフラでは実現できなかった公共 ビスの検討が容易になると考えております。 この無線技術の一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有無線の異なる媒体によってサービスを提供することによってネットワークの強靱化が図れ、また、自社伝送網を所有することで地方自治体等のニーズにも迅速、的確に応えることが可能となります。 また、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、引き続き「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献できるものと自負しており、今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域 を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)ジェイコム九州】 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、事業エリアの自治体である札幌市も株主となっており、地域の情報化にすぐに連携対応できる唯 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ーの有線放送事業者であると認識しております。 また、コミュニティチャンネルでは札幌市の広報及び防災に関する情報番組の放送を行い、他の放送事業 ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 者では取り上げきれない公共的な情報を随時提供しております。 札幌市とは、既に地震や豪雨などの災害時に地域住民に対して緊急放送で避難勧告等を発信する協定を から適切ではないと考えます。 締結し市民の安全の確保という面でも連携しています。 さらに札幌市役所をはじめ、各区役所に弊社のケーブルを導入し、CATVと緊急地震速報をご利用頂いて おり、また雪国における生活通路としての札幌駅前通り地下歩行空間への緊急地震速報の設置も行って おります 今後は札幌市内全ての小中学校及び公共施設へのネットワーク構築をさら進め、自治体との連携による 地域情報インフラの強化を図って行くことを考えております。 れらの実績に加え、今後地域 BWAの活用が可能になれば、有線と無線の二重化によって複数の伝達手 段を確保することが出来るようになり、更に有線では構築が困難な地域においても無線によりネットワーが構築され告知放送や災害の監視、公衆WiFiなど各種の公共情報の提供が可能となります。 それによって、例えば災害時の切迫した状況において、住民の安全確保をより高めることが可能になること や、子供たちが犯罪に巻き込まれないようにする「見守りサービス」など、地域住民の公共の福祉の増進に 寄与でき、札幌市と弊社との連携によるインフラの強靭化及び公共サービスの向上が図れるものと考えて おります。 周波数の割り当てについては、特定の事業者に割り当てが偏ることは是正すべきと考えますが、地元に根 ざし、地域の活性化を目的とした事業者が地域 BWAに加わることでより「地域の公共サービス向上」「地域 の公共の福祉増進」に貢献できるものと考えております。 弊社は、札幌市からも良きパートナーとして連帯できる有線放送事業者と期待をされております。 今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点とする新規参入希望者として、免許申請す ることを考えております。 【(株)ジェイコム札幌】

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再送信を実施するほか、コミュニティチャンネ 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う 司が自己の化さい。同時級などは内では、では、のなど、となっている。 ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 ルを通して行政情報の発信を行うのみならず他の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地 域住民からも一定の支持を受けているメディアの性格も有しております。 から適切ではないと考えます。 事業エリアにある各自治体と災害時における放送等に関する協定を率先して締結することで、 万が一の時には各自治体からの情報を住民の皆様に提供できるようにしております またコミュニティチャンネルでの自治体情報番組(「ふじさわ情報ナビ」「ハーモニアスちがさき」他)放送な 当社で開発した「定点カメラアプリ」では、近くの災害情報、交通情報の映像が実にリアルタイムで確認がで きます。各自治体からの緊急情報も掲載可能です。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述の ような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおい よりな日泊体との取り組みできた。強化してきてありますが、非常時の通信の確保で情報の伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有無線の異なる媒体によってサービスを提供することによってネットワークの強靭化が図れ、また、自社伝送網を所有することで地方自治体等のニーズにも迅速、的確に応えることが可能となります。 また、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献できるものと自負しており、今回の方式により免許申請が可能となった際 には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。 【(株)ジェイコム湘 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希望者の意向を尊重す 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま き」とされたことにつきまして、賛同いたします。 ケーブルテレビ各社は、これまで各地域の地方自治体と連携して、地域社会の発展に努めてまいりました。弊社も有線放送事業者 として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインターネットによりブロードパンドの普 及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ 報の発信を行うのみならず他の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも一定の支持を受けているメ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。 事業エリアにある各自治体と災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、防災行政無線の放送内容をJ:COM防災サービス の専用端末を通じて配信サービスの提供を行っております。またコミュニティチャンネルでの自治体情報番組(「こちら浦安情報局」 「ウィークリーキラキラきさらづ」他)放送など地域の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述のような自治体との取り組みを東に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有無線の異なる媒体によってサービスを提供することによってネットワークの強靭化が図れ、また、自社伝送網を所有することで地方自治体等のニーズにも迅速、的確に応えることが可能となり、地方自治体がらも大きな期待を頂いています。加えまして、地域BWAにおきましてWMMA Release 21AE や AKGPによる高度化システムの利用が可能になりますと、周波数有効利用に資するだけでなく基地局設備や端末などのグローバルなエコシ よる高度化システムの利用が可能になりますと、周波数有効利用に資するだけでなく基地局設備や端末などのグローハルなエコシステムの上で、入手性も向上すると考えられることから、これまで以上に地域社会に貢献した通信事業をより効率的に展開できるものと考えております。 また、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」 に貢献できるものと自負しており、今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として 免許申請することを考えております。 特に当社サービスエリアの浦安エリアについては、2009年度ユビキタスタウン事業において防災行政無線との連携、防犯カメラの ネットワーク化を推進してCATV網にて提供しているところですが、地域BWAを用いることで更なる公共サービスの向上と充実に繋が ると考までおります。 イツドンアンにと正正していい。min・スル・・・・・ ると考えております。 地域用周波数の有効活用にあたっては、地域の公共の福祉の増進に寄与することを優先すべきであり、そのためには、より多くの 地域事業者が資本関係にかかわりなく、地域BWAに参入できる制度が望ましく、公平な競争環境の維持を図ることとのバランスが重 要と考えます。 公平な競争環境の維持を図るための適切な措置については、実効性のある地域活性化を目的として参入を希望する事業者が排除 されないよう制度の設計がなされるべきと考えます。 【(株)ジェイコム千葉】 地域 BWAの制度趣旨・意義が再認識され、これが「維持されるべき」、「地域を拠点に活動する新規参入希望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 239 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う 業者としてケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。 - 定の支持を受けているメディアの性格も有しております。 事業エリアにある各自治体と災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、防災行政無線の放送内容をJ:COM防災サービスの専用端末を通じて配信サービスの提供を行っております。またコミュニティチャンネルでの自治体情報番組(「ねりまほっとライン」「すぎなみニュース」「まるごと府 中」他)放送など地域の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めており ます。 近年、地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、 上述のような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の 伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの 認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。 この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を念頭においております。弊社が有無線の異 なる媒体によってサービスを提供することによってネットワークの強靭化が図れ、また、自社伝送網を所有することで地方自治体等のニーズにも迅速、的確に応えることが可能となります。 -ブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの 向上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献できるものと自負しており、今回の方式により免許申請 が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えて おります。 【(株)ジェイコム東京】

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
240		頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
	規参入希望者の意向を尊重すべき」とされたことにつきまして、賛同いたします。 弊社は、有線放送事業者として地デジやBSデジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な企業体であると認識しています。また、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他の放送事業者では取り上げきれない地域情報を伝達し、地域住民からも一定の支持を受けているメディアの性格も有しております。	す。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。
	事業エリアである各自治体と災害時における放送等に関する協定締結をはじめ、コミュニティチャンネルでの自治体情報番組(「マイシティつちうら」「市議会中継」他)放送など、地域の公共サービス向上への取り組みを自治体と連携して積極的に進めております。	
	近年、地域住民の高齢化や特に東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点もあり、上述のような自治体との取り組みを更に強化してきておりますが、非常時の通信の確保や情報の伝達などにおいて、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分な対応ができないとの認識から、無線を用いた公共的なサービスの実現についても検討を始めたところです。この一環として、地域BWAを用いたシステムの構築を含頭においております。弊社が同システムに参入し有線と無線の両媒体を利用することで、より確かなオットワークを地域住民対して提供することが可能となり、それは各地方自治体と締結した防災協定で求められる地域住民への情報提供を強化し、さらにはケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性を生かし、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」に貢献いたします。今回の方式により免許申請が可能となった際には、地域を拠点に活動する新規参入希望者として免許申請することを考えております。	
	【土浦ケーブルテレビ(株)】	
241	本件につきましては、賛同いたします。また、現在、当市では、デジタルサイネージを活用した地域情報等の発信も検討しており、地域BWAを活用した情報発信が可能になれば、市民生活のさらなる利便性の向上が図られるものと考えております。そのため、地域BWAを幅広く活用し、地域住民の皆さまとの間に複数の情報伝達手段を確保する	र् ग .
	ことができるよう、引き続き十分な協議、検討を行っていただくことを要望いたします。 【神奈川県茅ヶ崎市】	
242	本件に関しましては、本市としても賛成するところです。地方自治体との間で防災協定に基づく緊	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
	す。	ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点
	特に地域BWAによる地域に密着したサービスが今後、地方自治体とCATV事業者などとの連携により提供が実現されれば、住民との間に複数の伝達手段を確保することができ、例えば、災害時における住民の安全の確保をより高めることが可能になるなど、住民福祉の向上が進むことが期待されます。 【大阪府大東市】	
243	本件に関しましては、地方自治体としても賛成するところです。今回の中間とりまとめ(案)に記載されている高度化対応が整備され、地域BWAでも活用可能になれば、事業者の関心も高まるものと思われます。特に公共施設等におけるデジタルサイネージを活用した情報提供などが、地方自治体と事業者との連携により提供が実現されれば、住民との間に複数の伝達手段を確保することができ、地域住民の公共の福祉の増進が進むことが期待されます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
244		 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
	づく緊急放送や地方自治体の広報番組等を提供している事業者として地域のCATV事業者がございますが、現状において地域BWAに関しての具体的な活用方法についてはこれまで十分な協議や検討がなされていなかったように思います。しかしながら、今回の中間とりまとめ(案)に記載されている高度化対応が整備され地域BWAでも活用可能になれば、CATV事業者の地域BWAへの関心も高まるものと思われます。特に地域BWAによる地域に密着したサービスが今後、地方自治体とCATV事業者などとの連携により提供が実現されれば、住民との間に複数の伝達手段を確保することができ、例えば、災害時における住民の安全の確保をより高めることが可能になるなど、地域住民の公共の福祉の増進が進むことが期待されます。	す。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。
	 【大阪府交野市】	
	第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性 (2) 地域用周波数の有効活用 ④ 地域BWA の周波帯の今後の方向性について	
245	上記の地域BWAの周波数の今後の方向性について賛同いたします。特に WiMAX Release 2.1AE やAXGPの導入等を可能とするための制度改正については、早期の実現を希望いたします。制度改正により高度化が可能となった場合、地域BWAに割り当てられた10MHz帯幅では、制度改正による十分な活用がなされないものと危惧しており、ガードバンドを調整し20MHz帯幅での運用が期待されるところです。しかし、ガードバンドに関する事業者間での調整は、難航する可能性もあり、地域における早期の無線環境の高度化には、電波の有効利用の促進を図る上でも、官民一体となった取り組みを希望いたします。	
246	【(株)ハートネットワーク】 一部の地域では、既に自治体と一体となった取り組みや成功事例があり、弊社においても、既に2 市において、地域BWAを防災システムに活用済みまたは導入予定となっています。(事例を別途 添付いたします)特に地方の自治体との連携においては、インフラの整備状況や過疎化など地域 の事情、特性などによりBWA事業者の柔軟な対応が求められ、地域に密着した事業者による運用 が不可欠と考えます。一方、地域事業者だけの規模では地域のニーズに全て応えられないことも 予想されるため、他事業者との周波数の一体運用や地域BWAとMVNOとの共用サービスも必要で あると考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であり、適当と考えます。
	これでは、	
ı	「「イントラーン」	1

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
247	前段の「『地域の公共の福祉の増進に寄与』するという地域BWAの意義を厳密に踏まえ、提供すべき公共サービスに関し市町村との連携等を要件として明確化すべきである。」については、地域BWAの意義を厳密に踏まえるということであれば、当然市町村との連携等を要件として明確化すべきと考えます。 後段の「全国事業者及びその関連事業者がそのまま参入することについては、公平な競争環境の維持を図るため適切な措置を講じるべきである。」については、地域BWAの主たる目的が地域活性化にあることに鑑みれば、その有効利用策を如何に提案できるかが重要であり、事業者からの提案の選択肢を増やすためにも、取り立てて全国事業者及びその関連事業者を規制する必要はないと思料いたします。	前段の御意見については、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。 後段の御意見については、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。
248	【千葉県習志野市】 前段部分は異論ありません。市町村との連携はぜひ要件に入れていただきたいと思います。後段部分については、前述したとおり、参入障壁はできる限りなくしていただくことを要望します。	
249	【埼玉県入間郡三芳町】 周波数の割当てについては、希少な国民共通の資源であることから、特定の免許人に割当てが偏重することは是正すべきと思いますが、地域住民の生活を守る地方自治体の立場から見ますと、より多くの事業者がこの地域BWAに参加することが、地域におけるサービスエリアの拡大につながるものと考えます。 当市においては、本年7月にケーブルテレビ局が移転してくるため、今後、災害時の情報配信等、地域BWAを活用した行政サービスが進められるものと期待しておりますが、資本関係やサービス提供エリアを厳しく規制することを優先するあまり、真の地域活性化を目的として参入しようとする事業者までをも排除することにならないか危惧しております。 したがいまして、当該地域での参入事業者が不在となるような事態に陥ることがないような措置を講じていただくよう強く要望いたします。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に
250	後は「ケーブル・プラットフォーム構想」の考え方に基づき、日本ケーブルテレビ連盟が中心となり 業界を挙げて地域 BWAの導入に向けて取り組む所存です。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
251	や端末などの入手性も向上すると考えられることから、早期の制度改正を期待します。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
252	【知多メディアスネットワーク(株)】 ケーブルテレビが目指す地方公共団体との連携スキームの構築には、単年度予算である地方公 共団体における議会承認などの手続き等が必要なため、原案の「一定の期間」については、少なく とも2年間程度と考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、具体的な行政上の手続及びスケジュールについては、中間とり まとめを踏まえ、決定されることが適当と考えています。
253	【知多メディアスネットワーク(株)】 市区町村の約48%はケーブルテレビ事業者(連盟正会員)がいない状況を鑑みると、地域BWAの普及のためには、自治体等の参入を促す施策が必要であると考えます。これらの公設設備の運営については、周辺市町村のケーブルテレビ事業者が参入することで、円滑な運用が可能と考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
254		頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
255	当社は地域BWAの商用サービスを行っており、自治体に防災情報システムのネットワークとして活用していただいております。現在、地域BWAのサービスエリアが、自治体のエリアと同一となっております。自治体の災害時等における連携機関は自治体のエリア外にも存在しており、これらの機関と地域BWAで導入した同一システムによる情報伝達手段が課題となっております。 地域BWAバンドの普及が図られ、地域BWA事業者の連携、MVNOとしての事業展開により、上記課題の解決が可能と考えております。 出来る限り短期間に、多くの地域で地域BWAバンドが活用されるよう、制度改正及び官民一体となった取組みを期待いたします。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	【東京ケーブルネットワーク(株)】	1

□ これまでも、行政区をまたいだ適信エリア展開ができていない」「通信速度が遅いするとの理由」 上外自身体操へのサービス等を提供することが動くなってきたおります。 「無線通信を取り後に環境の変化により、現状の地域回移ではお客様の一一ズにお答えずることが難くなってきたおります。 弊社としましては、地域BWA色雑なのの問題解決は難し、他事業者との周波数一件運用や、地域BWAと他事業者とのMRの共力を持ていると考えます。 学科としましては、地域BWAと他事業者とのMWAの周波数帯を効率的に活用できると考えております。 早期に他事業者をは無けることができれば、地域BWAの周波数帯を効率的に活用できると行でなく、運用ストの削減も数され、自治体・お客様の地域BWAの開放数帯を分割を削りに活用できると行でなく、運用ストの削減も数され、自治体・お客様の地域BWAの開放の無力でもあると考えております。 「他の思想につなかるものと考えております。 「他の思想につなかるものと考えております。 「他の思想につなかるものであることから、地方自治体としてないに期待しています。 それぞれの地域において多人事業者が不在となる事態に陥ることのないよう、多人条件の設定には十分な記慮が必要と考えます。 「は十分な記慮が必要と考えます。 「は十分な記慮が必要と考えます。 「連絡のフェーズに応え、「地域の公共の確し、対しての事なが必要と考えます。 「は十分な記慮が必要と考えます。 「連絡の要素を対している。 とから、地方自治体としておいて期待しています。 それぞれの地域において多人事業者があることがら、連携を集件とないます。 「ご売りする通用をするため」に、市町村との連携は必要スー可文であることから、連携を集件とす。 「ご売りする通用をするため」に、本町村との連携は必要スー可文であることから、連携を集件とす。 「ご売りする通用をするため」に、お町村との連携は必要スー可文であることから、連携を集件とす。 「ご売りする通常を発しているとは、公平な競争環境の維持を図るがある過じではないと考えます。また。既に自治体が地域BWAの免許人となっているケースがありず。 「おしているとは事態すべきと考えますが、周波技術制造を受け地域に参入した事業者が新たに認度投資 から適切ではないと考えます。 ます。 「一注意機動力 関連教育がでとなる事態の恐れもあることから、一概に規制してしまう必要はないかと思わまます。。 「注意機動力 関連教育としている法を必要なと考えられます。それが小の環境を対するととなると認えます。 「特に重要数値であるる数値をある」を持つためている研究を受けませないるといます。 「特に重要数値であるる数値をある」でも、大きでは、対している研究を受けませないるのでは、我を見かいていては、全国の必事業者をはその関連教育している大きの影響の見なると考えられます。それが小域末等の見知るとと考えます。 「特に重要を確かる数値をある」では、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き	番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
1937 独培のWAのシステムの高度化については、災害時の情報任定体制の強化など地域の公共の指	256	必須事項になってきていると考えております。これまでも、「行政区をまたいだ通信エリア展開ができていない」「通信速度が遅い」などの理由により、自治体様へのサービス提案が進まない事が多々ありました。そして現在、技術の進化に伴った無線通信を取り巻く環境の変化により、現状の地域BWAではお客様のニーズにお答えすることが難しくなってきております。 弊社としましては、地域BWA単独での問題解決は難しく、他事業者との周波数一体運用や、地域BWAと他事業者とのMVNOの共用サービス化が、問題解決に大変有効であると考えております。早期に他事業者と連携することができれば、地域BWAの周波数帯を効率的に活用できるだけでなく、運用コストの削減も想定され、自治体・お客様の地域BWAへの新規参入の一助にもなると考えられます。	なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは
258 地域の安全性の向上、地域の転力の発信等、地域の二一ズに応え、「地域の公共の福祉の増進 に寄与する活用できるためには、市町村との連携は必要不可欠であることから、連携を要件とす ることについて、賛成いたします。 市町村との連携を要件にすることで、地域活性化を目的とする事業者ではければ参入できず。ま た。より多くの事業者が地域のWAILにおす。 市町村との連携を要件にすることで、地域活性化を目的とする事業者ではければ参入できず。ま た。より多くの事業者が地域のWAILにおり、一般であることで、地域のサービスの個が 広がると考えられ、併せて、今後、地域BWAにおり、一世スの提供を検討する際、当該地域での 参入事業者が一杯在となる事態の恐れもあることがら、一概に規制してしまう必要はないかと思われ ます。 1	257	地域BWAのシステムの高度化については、災害時の情報伝達体制の強化など地域の公共の福祉の増進につながるものであることから、地方自治体として大いに期待しています。 それぞれの地域において参入事業者が不在となる事態に陥ることのないよう、参入条件の設定に	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。 また、既に自治体が地域BWAの免許人となっているケースがありま
周波数の割当てにあたっては、希少な国民共通の資源であることから、特定の免許人に割当てが 偏ることは考慮すべきと考えますが、周波数割当を受け地域に参入した事業者が新たに設備投資 (特に重要設備である基地局等の新設)を行った場合、その投資に対するコストをどのように回収していくがは大きな懸念事項となると考えます。 (後段の御意見については、全国BWA事業者等又はその関連事業 していくがは大きな懸念事項となると考えられます。モバイル端末等の利用者である一般ユーザのみならず、公共インフラとして活用する自治体が更なるコスト負担を強いられるのでは、税を負担している市民としては費用の一重取りになり容認されるものではありますが、規制することを優先するのではなく、すでに設備のある地域のCATV事業者等が、従来から築いてきた自治体との連携強化を図りつつ、既存の設備を補てんしていくことが、効率的・効果的な環境整備につながり、地域 BWAに関する国民の関心や投資への理解を促すものと考えます。その際、留意すべきことは、地域のCATV事業者の資本関係は多様であり、地域資本のみによるものもあわば、全国的な情報通信事業者の資本関連事業者が含まれているものもあることです。たとえば、武蔵野・三鷹の両市においては、平成6年より市が出資して設立した地元のCTTAV事業者と協力し、地域の通信回線の整備を行ってきました。現在も地域・行政情報の発信の他、災害時協定に基づいた市民への情報伝達手段として重要な役割を担っています。この事業者(J-COM武蔵野三鷹)は地域の独立したCATVから資本関係の変遷を経て発展してきましたが、現在は全国的な情報通信事業者の関連事業者の関連事業者を見做される可能性があり、「原案」が維持される場合は地域BWAの利用が制約されることも想定されます。そこで、「公益性」の観点からの地域BWAの利用の保障をはかるためには、全国的な情報通信事業者及び関連事業者が相対的に多い都市部におけるCATV事業者の参入が、いわゆる「公平な競争性環境の維持」とされる観点が重視されることのないそのように、制度を検討する必要があると考えます。たとえば、「全国事業者及びその関連事業者がよっることしないように、制度を検討する必要があると考えます。たとえば、「全国事業者及びその関連事業者がそのまま参入すること」という表現については、自治体の立場として、「公益性」とのパランスを確	258	地域の安全性の向上、地域の魅力の発信等、地域のニーズに応え、「地域の公共の福祉の増進に寄与」する活用をするためには、市町村との連携は必要不可欠であることから、連携を要件とすることについて、賛成いたします。 市町村との連携を要件にすることで、地域活性化を目的とする事業者でなければ参入できず、また、より多くの事業者が地域BWAに加わることで、地域BWAを活用した地域へのサービスの幅が広がると考えられ、併せて、今後、地域BWAによるサービスの提供を検討する際、当該地域での参入事業者が不在となる事態の恐れもあることから、一概に規制してしまう必要はないかと思われ	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。 また、既に自治体が地域BWAの免許人となっているケースがありま
【東京都武蔵野市、東京都三鷹市(2者連名)】	259	周波数の割当てにあたっては、希少な国民共通の資源であることから、特定の免許人に割当てが偏ることは考慮すべきと考えますが、周波数割当を受け地域に参入した事業者が新たに設備投資(特に重要設備である基地局等の新設)を行った場合、その投資に対するコストをどのように回収していくかは大きな懸念事項となると考えられます。モバイル端末等の利用者である一般ユーザのみならず、公共インフラとして活用する自治体が更なるコスト負担を強いられるのでは、税を負担している市民としては費用の二重取りになり容認されるものではありません。本施策の実現には競争環境の維持を図ることは重要ではありますが、規制することを優先するのではなく、すでに設備のある地域のCATV事業者等が、従来から築いてきた自治体との連携強化を図りつつ、既存の設備を補てんしていくことが、効率的・効果的な環境整備につながり、地域BWAに関する国民の関心や投資への理解を促すものと考えます。その際、留意すべきことは、地域のCATV事業者の資本関係は多様であり、地域資本のみによるものもあれば、全国的な情報通信事業者やその関連事業者が含まれているものもあることです。たとえば、武蔵野・三鷹の両市においては、平成6年より市が出資して設立した地元のCTAV事業者と協力し、地域の通信回線の整備を行ってきました。現在も地域・行政情報の発信の他、災害時協定に基づいた市民への情報を手段として重要な役割を担っています。この事業者(J-COM武蔵野三鷹)は地域の独立したCATVから資本関係の変遷を経て発展してきましたが、現在は全国的な情報通信事業者の関連事業者と見做される可能性があり、「原案」が維持される場合は地域BWAの利用が制約されることを日初を情報通信事業者及び関連事業者が相対のに多い都市部におけるCATV事業との表が、いわな情報通信事業者及び関連事業者が指対のに多い都市部におけるCATV事業者の参介、いわな情報通信事業者及び関連事業者がおると考えます。たとえば、「全国事業者及びその関連事業者がそのまま参入すること」という表現については、自治体の立場として、「公益性」とのバランスを確保した表現とすることを要望します。	前段の御意見については、自治体に更なる負担を求められるかどうかは事業者と自治体との調整となると考えます。 後段の御意見については、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
260	周波数の割当てにあたっては、希少な国民共通の資源であることから、特定の免許人に割当てが偏ることは是正すべきと考えます。しかし、地域住民の生活を守る地方自治体の立場から見ますと、より多くの事業者が地域BWAに加わることで、複数の情報伝達手段を確保し地域住民の公共の福祉の増進が期待でき、さらに地域におけるサービスエリアの拡大に繋がるものと考えます。以上のことにより、資本関係やサービス提供エリアを厳密に規制し、真の地域活性化を目的として参入しようとしている事業者までも排除することにならないか、当該地域での参入事業者が不在となる事態に陥ることがないような措置を要望します。	す。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う
261	【東京都町田市】 ケーブルテレビが目指す地方公共団体との連携スキームの構築には、単年度予算である地方公	
	共団体における議会承認などの手続き等が必要なため、原案の「一定の期間」については、少なくとも2年から3年間程度と考えます。	
262	【(株)ケーブルネットワーク西瀬戸】 ご存知のように福島県は全国でもまれなCATVのない県(西会津町を除く)であり、ある意味者しく情報インフラの整備が遅れた地域であります。記憶も生々しい「3・11」の大震災の際、原発事故情報をはじめとしてツイッターなどでデマを含めた情報が氾濫しました。その情報の真偽を確認する術もなく、私たちは情報に翻弄されました。危機的状況にあって、どこに避難すれば良いのか、道路の混雑状況はどうなっているのか、といった行政連絡や放射線量に関する正しい情報さえ知ることができませんでした。そういった反省から、私たちとしては市民レベルの情報ネットワークの必要性を痛切に感じております。本年2月中旬の豪雪の際にも、地域の中で起きた「雪害」にどう対応すれば良いのか、除雪はどうなっているのか、コミュニティ型の情報発信の準備が全くと言っていいほど対応できていませんでした。私達福島県民にとっては、地域の防災情報をはじめとする公的情報はもとより、長期的な観点からは健康や福祉に関する情報、高齢化を前提とした各種行政サービス情報へのアクセスが重要となっております。またイー・ラーニングなど、地域ごとの教育の向上に貢献できるコンテンツの共有においても活用できるフェイズはまだまだあると思います。是非とも、地域BWAの早急な供用開始を望むのであります。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
263	それぞれの地域において事業者の参入が期待される、期待できないなど実情は様々だと考えます。、参入条件の設定には、より多くの事業者が参入できるよう十分な配慮が必要と考えます。 【神奈川県南足柄市】	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行ったが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。また、既に自治体が地域BWAの免許人となっているケースがあります。
264	現在、地域WiMAX事業を行っていますが、その設備構築に多額の投資を行い、当社にとって負担の重い保守などの毎月の運用費用や登録点検費用がかさむ中でサービスを提供してまいりました。しかしながら、「通信速度が遅い」「通信エリアが狭い」などの理由により、残念ながら加入獲得に至らざることが多々ありました。現在では加入数も数十件にとどまり運用に対するコストも回収できない状況です。当初はエリア拡大も検討しておりましたがこれ以上赤字を拡大するわけにもいかず計画は中断している状況です。地域BWA帯域において全国事業者との協業が可能であるのならば、これまでの運用コストを大幅に抑えることができ、キャリアアグリゲーション技術による高速化やエリアの拡大も現実的であると考えます。そして高速化とエリア拡大が現実のものとなれば自治体への公共サービスの提案の幅が拡大し、より安価な料金で自治体へ提供することが可能となるため、自治体側としては提案を採用しやすくなります。全国事業者との協業は「地域の公共の福祉の増進に寄与」するという地域BWAの意義を実現する上で非常に有効と考えます。これから設備の更改や、WiMAX Release 2.1 AEやAXGPへの対応等も考慮すると早期に全国事業者による地域BWA帯域のMVNOサービスを進めていただきたいと考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てられています。地域BWAに全国事業者が参入することは、開設計画の認定を経ずに周波数を利用することになるため、公平な競争環境の維持の観点から問題であると考えます。地域BWA事業者が地域BWAの目的の範囲内で自らのサービス提供をするために全国BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てられるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しないと考えます。また、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であると考えます。

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 当社は2013年2月より地域BWAに参入し、現在は「宮古島市全島エネルギーマネジメントシステム 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります (EMS)実証事業」向けに地域BWAを活用しております。並行して、一般ユーザ向けの商用サービ なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に スも検討して参りましたが、以下の課題により、現時点では単独での事業展開のメドが立っておら 割り当てられています。地域BWAに全国事業者が参入することは、開 設計画の認定を経ずに周波数を利用することになるため、公平な競 般ユーザ向けサービスの提供が実現できておりません。 争環境の維持の観点から問題であると考えます。地域BWA事業者が 地域BWAの目的の範囲内で自らのサービス提供をするために全国 BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数 ① サービス提供に必要なエリアを作る基地局建設等の高額な設備投資、保守運用コスト の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地 ② 地域BWAの周波数幅が10MHzでは速度が遅く、他のモバイル事業者に対抗できないため、加 域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当て 入者の見込み立たない ③ ②地域BWAバンドに対応した端末の調達 (廉価で安定的な調達) られるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を ④ 無線等に関する技術者の確保 用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しな ⑤ 他事業者(全国バンド)とのローミング、保守・運用体制の構築 いと考えます また、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周 これらの点について、単独で課題解決を行うのは困難であり、当社では、MVNOを含めた全国事業 波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは 者との連携がこれらの課題解決に有効であり、前述のキャリアアグリゲーションと合わせて実現することにより、ユーザに対し高速で安定性のあるワイヤレスブロードバンドサービスを安定的に提 可能であると考えます。 さらに、具体的な行政上の手続及びスケジュールについては、中間と 供することが可能になると考えております。その為の制度改正について、可及的速やかに実施さ りまとめを踏まえ、決定されることが適当と考えます。 れることを期待しています。AXGPやWimaxRelease2.1AEの導入を可能とする制度改正については 賛成であり、速やかに実施していただきたいと思います。 また、免許人不在地域への免許割当については、地域BWAが開始されてから約6年間利用されて こなかった(サービス提供を希望する事業者が出てこなかった)という現実を踏まえ、周波数有効 利用の観点からも、全国事業者を含め早期に免許割当を行うのが望ましいと考えます。見極め期 間を設定する場合には、評価の対象や基準、スケジュール等の具体的なプロセスを明確化した上 で行われるべきです。 【宮古テレビ(株)】 266 当社は地域 WiMAXサービス免許を取得し、その事業の拡大や公共サービスへの活用を検討して 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周 まいりました。 しかしながら、多額の設備投資や高い運用コスト、安価でユーザの求める端末調達の困難さ、無 波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは 線サービスの提供経験の少なさにより、これまで地域 WiMAXサービスを拡張することが困難でし 可能であると考えます。 WiMAX Release 2.1AE やAXGP の導入が可能となった地域BWAは先の課題の一部を改善できる と考えますが、そのすべての課題に対して有効な手法であるのかについては判断いたしかねま 方で、全国バンド化後の全国事業者が提供予定のMVNO方式を含めた協業は先の課題を解決 できる有効な方法の1つと期待できるため、その実現に必要な措置について早期に進めて頂きた いと考えます。 また、公共サービスの実現にあたっても、地域のニーズを熟知している当社と通信サービス基盤を 有る全国事業者とが連携することで、例えば、今まで敷設困難だった地域への早期な基地局展開 (見守りサービスや河川監視カメラ等)、が可能になると考えます。 【本庄ケーブルテレビ(株)】 地域BWAは、「地域の公共の福祉の増進に寄与」するという制度趣旨からも、条件不利地域でこそ 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 活用されるべきサービスであるが、整備を担う地方自治体やケーブルテレビ等地方通信事業者に とって自営での設備投資負担が過大である事が、参入への障壁となっていると考えられる 地域BWAの普及には、地域公共サービスを提供するという制度の趣旨を維持した上で、設備負担 を低減する何らかのスキームを検討していく事が必要と考える。 【北上ケーブルテレビ(株) 当社では地域住民のために必要なワイヤレスサービスを展開したく、これまでにも地域BWA事業 ・ブルテレビ(株)】 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 参入を検討してきましたが、以下の課題もあり事業展開の目途が立たず参入を見送ってきました。 なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周 ・十分なサービスエリアを作る基地局等の設備コストが大きい。 波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは ・地域BWAの周波数帯域が狭く、高速通信が困難である。 可能であり、適当と考えます。 ・地域BWA用の端末の調達が難しく、普及しない。 具体的な行政上の手続及びスケジュールについては、中間とりまと これらの点を地域の小規模CATV事業者が解決することは困難な現状であり、全国規模の事業者との提携(MVNOなど)によって地域BWAに参入することが一つの手法だと考えます。総務省にはそのために必要な制度改正を進めていただくことを期待するとともに、地域のCATV事業者に早期 めを踏まえ、決定されることが適当と考えます。 に地域BWAに参入できるよう、評価基準やスケジュールを明確に示しながらの周波数の有効利用 を進めていただきたいと願います。 【(株)飯田ケーブルテレト 市町村との連携などが要件となっている地域BWA帯域を利用した、地域BWA公共サービスの実現に当たっては、全国事業者がMVNOを含む協業方式は有効な手段と考えます。 これまで基地局建設の費用自相がネックになっていましょう。 269 -ビスの実 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周 これまで基地局建設の費用負担がネックになっていましたが、協業することにより費用負担が軽減 波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは されエリアの拡大が可能となります。 また保守・運用体制に置きましても全国事業者との連携によりより万全なサポート体制を構築でき 可能であり、適当と考えます。 質の高いサービスを保持できると考えております MVNO方式のサービスを利用し、地域BWA公共サービスと組み合わせることで、より充実したサー ビス提供が可能となります。 市町村との連携を要件としての明確化については、自治体と地域事業者が協力して前向きに進め られるような制度化の配慮をお願いしたいと思います。 また、地域BWA高度化の制度改正については、導入について遅れていることもあり、早い実施を 期待致します。 【入間ケーブルテレビ(株)】

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
270	地域BWAの今後の方向性については、基本的に賛同致します。 地域BWA高度化の制度改正については、当初に予想された時期(昨年秋)から大幅に遅れている こともあり、一刻も早い実施を期待致します。 一方で、民間事業者主導の免許制度でもあること等から今後も補助金等の施策がない点は変わらないものと思われますが、「市町村との連携を要件として明確化・・・」という点については、自治体と地域事業者が協力して前向きに進められるような制度化の配慮をお願い致します。 また、地域BWAへの参入制限を(一定期間)設ける全国系事業者とその関連事業者については、議決権だけでなく資本関係(出資比率や所有構造)等も考慮して厳密に判断戴ければと考えますが、既に6年以上の猶予期間があった現実も踏まえ、与えられた制限期間の中で、地域事業者による地域BWAの普及促進に引き続き努めたいと考えております。 なお、格安SIMで注目される携帯事業者等のMYNOについては、地域BWAと共存可能な関係にあると考えており、例えば1台の端末で、地域BWAエリアに加え、地域BWAエリア外のサービスをMVNOで提供することは、地域BWA発展の有用な手段となるものと考えております。 その他、地域BWA高度化では今後、条件が整えば、最大20MHz幅までのサービス高度化が可能となりますが、そのためには両全国事業者との事業者間調整が必要となります。ガードバンドをなくしていくことで電波の有効利用を進め、かつ地域BWAのより一層の普及促進を図る上でも、早期の実現を目指していきたいと考えております。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。なお、自治体との連携、参入規制、電波の有効利用等について頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
071	【玉島テレビ放送(株)】 上記「地域 BWA の周波帯の今後の方向性について」ご賛同いたします。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
271	WiMAX Release 2.1AEやAXGPの導入等を可能とするための制度改正については、現状の問題を解決するためにも、早期実現を希望いたします。 地域BWAに割り当てられた現行の10MHz帯幅のまま制度改正により高度化が可能となった場合、その性能は現在と大差ない可能性が高く、十分な活用が進まないのではと危惧されます。 高度なサービス提供するための速度を得るため、ガードバンドを含めた20MHz帯幅での運用を希望いたします。	頂いた脚息兄は、中间とりまとの(余川に対する質问息兄として承ります。
272	【(株)上田ケーブルビジョン】 自治体との防災および生活弱者対策の連携において、有線網による情報伝達の他に、無線網の活用が検討されております。様々な手段による情報伝達を求められるなかで、双方向かつ大容量の情報伝送が可能な地域BWAの活用が最適であると考えます。 平常時、緊急時に自治体と連携した運用には、地域に密着した事業者が不可欠と考えます。 しかし、地域事業者の力だけでは、高速化、エリアカバー等のニーズに応えられない可能性もあるので、その他の事業者との周波数の一体運用、地域BWAとMVNOを組み合わせたサービスも必要であると考えます。 【(株)上田ケーブルビジョン】	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周 波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは 可能であり、適当と考えます。
273	地域住民の安心・安全を守る地方自治体の立場から見ると、より多くの事業者が地域BWAに参入することで、サービスエリアの拡大が図られると考える。 一方で、「公平な競争環境の維持を図るため適切な措置を講じる」という規制により、地域活性化を本意として参入しようとする事業者の排除につながることが懸念される。また、当該地域での参入事業者が不在となることも考えられる。こういった事態に陥ることのないよう、措置、配慮を要望する。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。また、既に自治体が地域BWAの免許人となっているケースがあります。
274	地域住民の安全・安心を守る地方自治体としては、実績のあるより多くの事業者が地域BWAに関わることが、災害時をはじめとした地域における公共サービスの拡大につながるものと考える。したがって、地域活性化を目的として参入しようとする事業者が、単にその規模のみをもって規制により除外され、当該地域での参入事業者が不在とならない措置を要望する。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。 また、既に自治体が地域BWAの免許人となっているケースがありま す。
275	【東京都杉並区】 ケーブルテレビ事業者は、区と災害時緊急放映や災害情報等の放映協定を結んでいるほか、区の広報番組や地域情報を積極的に放映している地域に根ざした放送通信事業者である。このことから、地域の公共の福祉の増進に寄与するための地域BWAの活用については、ケーブルテレビ事業者も一つの重要な担い手と考えられる。 【東京都足立区】	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。
276	地域BWAの要件については、地域経済の活性化や定住および集客促進に資する地域情報の発信を市町村と連携して行うものについても「地域活力の増進」といった観点から「地域の公共の福祉の推進に寄与」するという地域BWAの意義に資すると考えられるため、要件に加えていただきたい。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
277	現在、本市では、ケーブルテレビ事業者と「災害時における放送等に関する協定」を締結し、市民に対し迅速かつ広域に災害情報を提供する環境を整えていますが、将来、同様の手法により地域 BWAを活用しようとする事業者と連携して情報発信を行うことも考えられますので、その際に地域 BWA周波数が確保でぎるようご配慮いただきたい。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。
	【神奈川県横須賀市】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
278	弊社は、地域BWAの参入について検討して参りましたが提供可能サービスエリアや加入見込み件数を考慮して設備投資を試算するにあたり、今のところ採算を確保することが困難であると考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、現状においても、全国BWAのMVNOになることでサービスを提供することは可能であると考えます。
	そして被災地であることから、災害発生時等における地域に住む方々の情報手段の二重化、冗長化は早急な課題でもあると考えます。	
	また緊急時の情報手段だけではなく、親会社が都市ガス事業者であり2016年ガス自由化に備え自 動検針、エネルギーの見える化等についても協業を検討しなければなりません。 また社員数14名(うち技術部3名)の規模のケーブルテレビ局では新たに地域BWA設備を自社構 築、自社にて維持管理してくのであれば他事業者の設備を利用し協業するほうが効率良く、安定	
	供給可能と考えます。 【宮城ケーブルテレビ(株)】	
279	当区においては、現時点で地域BWAを活用した施策について具体的な検討を行っているわけではありませんが、将来にわたって、地域BWAによる地域に密着したサービスが実現されれば、住民との間に複数の伝達手段を確保することができ、さらに地域住民の公共の福祉が増進されることが期待されます。そのため、周波数の割り当てにあたって、「地域活性化を目的とする地域BWAに全国事業者及びその関連事業者がそのまま参入することについては、公平な競争環境の維持を図るため適切な措置を講じるべきである」とありますが、当該措置によって地域での参入事業者が不在となる事態に陥ることのないよう、配慮を要望いたします。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点
	【東京都板橋区】	
280	原案に基本的に賛同いたします。 地域BWA高度化の制度改正については、我々が採用したWiMAX機器メーカーの撤退という事実も 在り、早期にWiMAX Release 2.1AEやAXGPを利用したエリア整備に移行し、既存エリアについても 早期にマイグレーションを図りたいと考えており、一刻も早い実施を期待いたします。	
	【CTBメディア(株)】	
281	原案に基本的に賛同いたします。 現在、私どもが展開している地域BWAサービスにおいては、以下の様な問題を抱えております。 ① 既存(WiMAX方式)BSメーカーの撤退	I頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周
	② 高額な基地局建設・保守コストに起因するエリア整備の遅れ ③ エリア整備の遅れによる福祉サービス(見守りサービスなど)実現の遅延 特に、日本ケーブルテレビ連盟などが推進する「ケーブルプラットフォーム構想」などを軸とした促進策や、全国事業者のMVNO利用などが、今後の地域の公共サービス等の展開において"選択版"として出てくることが、新規参入事業者や既存の地域事業者の検討材料としては良い事であると思います。我々もこの6年間に費やしてきた時間・費用・人材を無駄にせず今後も推進していく為した、速やかにいずれかの方法での導入検討をしたいと考えます。	波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であり、適当と考えます。
	また、既に制度運用から6年が経過している現状を踏まえて、見極め期間が適切な長さであることを望みます。	
202	【CTBメディア(株)】 「地域の公共の福祉の増進に寄与」するという地域BWAの制度趣旨・意義を維持することに賛成い	
282	「地域の公共の福祉の増進に合う」するという地域BWAの制度越自・息穀を維持することに質成いたします。 ケーブル事業者各社はこれまでも地域に密着したサービスを通じて地域活性化、地域貢献に重要な役割を果たしており、地域BWAの制度趣旨・意義に最も貢献できる事業者と考えます。	なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に
	【KDDI(株)】	
283	地域BWAの制度趣旨・意義は「地域の公共の福祉の増進に寄与」することであり、新たな地域BWA事業への参入について、地域の公共の福祉に寄与する多くの地域通信事業者が排除されることの無いよう制度整備を進めていただくことを希望します。 【KDDI(株)】	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、全国BWA事業者又はその関連事業者がグループとして既に割 当てを受けているBWA用周波数により、これまでも地域サービスの提 供を行う能力を有しています。全国BWA事業者又はその関連事業者 がそのまま地域バンドへ参入することについては、公平な競争環境 の維持を図るため適切な措置を講じるべきと考えます。
284	地域BWAの今後の方向性については、基本的に賛同いたします。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
	民間事業者においては、「地域の公共の福祉の増進に寄与」するサービスを維持し向上していくために収益化する必要があると考えます。地域BWAに今後新たな周波数帯割当てがない場合、公平な競争環境の維持を図るため、異事業者間のキャリアアグリゲーションを早期に実現する必要があると考えます。また、「提供すべき公共サービスに関し市町村との連携等を要件として明確化すべきである」という点については、自治体と地域事業者が協力して前向きに公共サービスの提供を進められるよう、情報提供のみの連携等も可能な、自由度の高い制度化を期待いたします。	なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に 割り当てられています。地域BWAに全国事業者が参入することは、開 設計画の認定を経ずに周波数を利用することになるため、公平な競
005	【匿名】	
285	「地域の公共の福祉の増進に寄与」するという地域BWAの意義から、市町村との連携等を要件とすることには賛同するところである。公平な競争環境の維持を図るにあたっては、全国事業者及び関連事業者に対する規制を優先するあまり、地域の広報番組を提供することや、市と「災害情報の放送等に関する協定」を締結すること等により市との連携体制を築いているCATV事業者等が排除され、結果として、当該地域において地域BWAの活用がなされないといった事態に陥らないよう、適切に措置していただきたい。	す。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。 また、既に自治体が地域BWAの免許人となっているケースがありま
	【東京都小金井市】	す 。
		<u> </u>

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
286	た公共サービスが確実に実施され、真に公共の福祉の増進や当該地域の活性化に寄与するように、地域BWAバンドの免許審査に当たっては、当該地域の区市町村の意向が取り入れられるように要望する。 2 全国事業者及びその関連事業者の参入について、公平な競争環境の維持を図るため適切な措置を講じるに当たっては、これまでに当該地域の区市町村と連携して、地域メディアとしての取組を行い、地域情報化の推進に貢献してきた実績のある事業者が、地域BWAを活用した地域サービスの提供に参入する機会が得られなくならないようにされたい。	1については、頂いた御意見を参考として承ります。 2については、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業 者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービ ス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者 等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を 図る観点から適切ではないと考えます。
287	【東京都中野区】 地域BWAの周波数帯は、地域(市町村)のために割り振られた貴重な資源であることから、特定 の免許人(全国事業者等)に割当てが偏ることは好ましくないと考えますが、地域住民の生活を守る地方自治体の立場から見ますと、より多くの事業者が地域BWAに加わることが、地域における サービスエリアの拡大に繋がるものと考えます。 事業規模やサービス提供エリアを厳密に規制することを優先するあまり、真の地域活性化を目的 として参入しようとしている事業者までを排除することにならないか、当該地域での参入事業者が 不在となる事態に陥ることがないような措置を要望します。 【東京都八王子市】	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割 り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うこ とが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその 関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点か ら適切ではないと考えます。 また、既に自治体が地域BWAの免許人となっているケースがありま す。
288	今までは、ケーブルテレビ事業者が個々で取り組んできたため有効的な利用が困難でしたが、今後は「ケーブル・プラットフォーム構想」の考え方に基づき、日本ケーブルテレビ連盟が中心となり業界を挙げて地域BWAの導入に向けて取り組む所存です。 【スターキヤツト・ケーブルネットワーク(株)】	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
289	高度化システムの利用が可能になることは、周波数の有効利用に資するだけでなく、基地局設備 や端末などの入手性も向上すると考えられることから、早期の制度改正を期待します。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	【スターキヤツト・ケーブルネットワーク(株)】	
290	う要望します。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	【スターキヤツト・ケーブルネットワーク(株)】	
291	ケーブルテレビが目指す地方公共団体との連携スキームの構築には、単年度予算である地方公共団体における議会承認などの手続き等が必要なため、原案の「一定の期間」については、少なくとも2年間程度と考えます。	まとめを踏まえ、決定されることが適当と考えます。
292	【スターキヤツト・ケーブルネットワーク(株)】 市区町村の約4聞はケーブルテレビ事業者(連盟正会員)がいない状況を鑑みると、地域BWAの 普及のためには、自治体等の参入を促す施策が必要であると考えます。これらの公設設備の運営 については、周辺市町村のケーブルテレビ事業者が参入することで、円滑な運用が可能と考えま す。 【スターキヤツト・ケーブルネットワーク(株)】	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
293	今までは、ケーブルテレビ事業者が個々で取り組んできたため有効的な利用が困難でしたが、今後は「ケーブル・プラットフォーム構想」の考え方に基づき、日本ケーブルテレビ連盟が中心となり業界を挙げて地域BWAの導入に向けて取り組みが開始され、当社も導入を予定しております。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
294	【上越ケーブルビジョン(株)】 高度化システムの利用が可能になることは、周波数の有効利用に資するだけでなく、基地局設備や端末などの入手性も向上すると考えられることから、早期の制度改正を期待します。また今後基地局を整備していく為には、国の支援は必須だと考えます。 【上越ケーブルビジョン(株)】	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
295		頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	共団体における議会承認などの手続き等が必要なため、原案の「一定の期間」については、少なくとも2年間程度と考えます。さらにスムーズに地方公共団体の理解と協力を得る為には当該地方公共団体に対する国からの要請が必要と考えます。 【上越ケーブルビジョン(株)】	なお、具体的な行政上の手続及びスケジュールについては、中間とり まとめを踏まえ、決定されることが適当と考えます。
296	【工程ゲーブルテレビ事業者(連盟正会員)がいない状況を鑑みると、地域BWAの普及のためには、自治体等の参入を促す施策が必要であると考えます。これらの公設設備の運営については、周辺市町村のケーブルテレビ事業者が参入することで、円滑な運用が可能と考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
297	【上越ケーブルビジョン(株)】 現在のシステム(WiMAX)は既に更新の時期を迎えており、端末機においても供給終了が見えてき ている段階ですので、WiMAX Release 2.1AEやAXGPの導入等を可能とする制度改正は、早期の 実現を希望いたします。	
298		頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周 波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは 可能であり、適当と考えます。
-	KONTO DESCRIPTION DE LA CONTRACTION DE	

	地域BWAの今後の方向性については、基本的に賛同致します。 地域BWA高度化の制度改正については、当初に予想された時期(昨年秋)から大幅に遅れている こともあり、一刻も早い実施を期待致します。 一方で、民間事業者主導の免許制度でもあること等から今後も補助金等の施策がない点は変わ らないものと思われますが、「市町村との連携を要件として明確化・・・」という点については、自治 体と 地域事業者が協力して前向きに進められるような制度化の配慮をお願い致します。 また、地域BWAへの参入制限を(一定期間)設ける全国系事業者とその関連事業者については、	地域BWAの今後の方向性に関して頂いた御意見は、中間とりまとめ (案)に対する賛同意見として承ります。なお、地方自治体との連携、 参入規制及びMVNOに関して頂いた御意見は、今後の検討の際の参 考として承ります。
 	議決権だけでなく資本関係(出資比率や所有構造)等も考慮して厳密に判断戴ければと考えますが、既に6年以上の猶予期間があった現実も踏まえ、与えられた制限期間の中で、地域事業者による地域BWAの普及促進に引き続き努めたいと考えております。なお、格安SIMで注目される携帯事業者等のMVNOについては、地域BWAと共存可能な関係にあると考えており、例えば1台の端末で、地域BWAエリアに加え、地域BWAエリア外のサービスをMVNOで提供することは、地域BWA発展の有用な手段となるものと考えております。その他、地域BWA高度化では今後、条件が整えば、最大20MHz幅までのサービス高度化が可能となりますが、そのためには両全国事業者との事業者間調整が必要となります。ガードバンドをなくしていくことで電波の有効利用を進め、かつ地域BWAのより一層の普及促進を図る上でも、早期の実現を目指していきたいと考えております。	
3	【ケーブルテレビ無線利活用促進協議会】 地域BWAが「地域の公共の福祉の増進」に寄与する趣旨は賛同するところです。その際、「公平な 競争環境の維持を図るため適切な措置」というものが、「公平な競争環境」の維持を一義的な目的 とするのではなく、あくまでも地域への貢献内容を一義的に考えた措置とすることを希望します。例 えば、事業者の経営規模や事業規模だけで一律的に割当可否が判断され、地域の公共の福祉へ の増進の機会が損なわれることがない措置としていただければと思います。	す。
10.		
	携により、地域BWAによる地域に密着したサービスの提供が可能となれば、住民との間に複数の伝達手段を確保することができ、災害時における地域住民の安全の確保をより高めることが可能になるなど、地域住民の公共の福祉の増進が進むことが期待されます。このため、周波数の割当てにあたりましては、地域住民の生活を守る地方自治体の立場から、より多くの事業者が地域BWAに加わることが、地域におけるサービスエリアの拡大に繋がるものと考えます。資本関係やサービス提供エリアを厳密に規制することを優先することにより、真の地域活性化を目的として参入する意思のある事業者が排除することのない措置、ひいては当該地域での参入事業者が不在となる事態に陥ることがない措置を要望いたします。	また、既に自治体が地域BWAの免許人となっているケースがあります。
	【東京都府中市】 「地域の公共の福祉の増進に寄与」するという当初からの地域BWAの制度目的を維持することに 賛同します。また、地域を拠点に活動し地域BWA事業参入に意欲のある新規参入希望者の意向 を踏まえることは重要であることから、参入意向の強いケーブルテレビ事業者の意向を尊重するこ とが重要であると考えます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	【UQコミュニケーションズ(株)】	
	周波数有効活用の観点から、地域バンドにWiMAX Release 2.1AE やAXGP を導入することは賛同しますが、「電波政策ビジョンの検討に向けた検討課題等に対する意見募集」における平成26年3月4日当社意見書のとおり、システム間干渉という技術的問題から地域BWAバンドでの20MHzシステム導入は平成28年度以降として頂きたいと考えます。	間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
22.1	【UQコミュニケーションズ(株)】	
	が立たず、サービスにおいても過半の事業者が当初計画どおり実施が困難な状況となっている為です。市町村単位での事業採算性(設備投資や、エンジニアの確保等)は、今後、地域の活性化への大きな問題です。過去の経緯を踏まえ、全国バンド事業者によるMVNO方式等、新たな方式を導入することが周波数の有効利用の観点からも必要と考えます。 この状況を鑑み、既に地域BWAとして利用されているエリアを除き、現状の地域BWAバンドの未利用地域の見極め期間(利用意向受付・申請受付等の経過期間)を置く場合は、電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ後3か月以内とし、可及的速やかに地域BWAバンドとして利用されていない地域の早期全国バンド化を行うべきであると考えます。当社の意見に対して、第7回電波政策ビジョン懇談会において「市町村が関与する地域BWAについては地方議会の議決等が必要であるため2年程度の免許申請受付期間を設定してはどうか。」との意見が示されましたが、一般的に、自治体の予算編成において政策立案・検討は通常4月~8月(または9月上旬)に行われるため、公共サービスの方針は9月までに策定可能と考えます。	動向を一定の期間をとって見極めた上で検討していく必要があると考えます。 えます。 さらに、前述のMVNOが地域の公共サービス等の展開に有効な手段 となるかの検証が必要であると考えます。具体的な行政上の手続及 びスケジュールについては、中間とりまとめを踏まえ、決定されること が適当と考えます。

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
305	地域活性化を目的とする地域 BWA に、全国事業者及びその関連事業者がそのまま参入することについては、公平な競争環境の維持に懸念があり、これらの参入を制限することを強く要望いたします。	入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではない
	係がある事業者(以下「全国系事業者」と言う)は、全国事業者の意思を経営に反映し易く全国系事業者が周波数を獲得した場合、実質的に全国事業者の周波数の占有に繋がることから、全国事業者と全国系事業者については、現状の地域BWAバンド利用の見極め後の全国バンドへ制度改正後に参入すべきと考えます。尚、全国系事業者に地方公共団体が出資する第三セクターの場合においても、全国事業者の意思が経営に反映されることには変わりがないため、例外なく参入制限を課すべきものと考えます。※全国事業者又は全国系事業者と業務提携がある場合であって、全国事業者の議決権比率が3	と考えます。ただし、全国事業者の関連事業者というためには、経営に対して重要な影響を与えることができる資本関係や役員兼任の関係にあることが必要です。頂いた御意見はこうした関係にない者についてまで申請を制限する可能性があり、不適当と考えます。地域BWAの今後の在り方は、既存の地域BWA事業者や、地域を拠点に活動する新規事業者の意向を考慮した上で、高度化の制度改正による新規参入の促進の効果や、地域における成功事例を他の地域へ展開する取組等による参入動向を一定の期間をとって見極めた上で検討していく必要があると考えます。さらに、前述のMVNOが地域の公共サービス等の展開に有効な手段となるかの検証が必要であると考えます。したがって、地域BWAの今後の在り方の検討は、中間とりまとめ(案)のとおり実施すべきであると考えます。
	【Wireless City Planning(株)】	
306	今までは、ケーブルテレビ事業者が個々で取り組んできたため有効的な利用が困難でしたが、今後は「ケーブル・プラットフォーム構想」の考え方に基づき、日本ケーブルテレビ連盟が中心となり業界を挙げて地域BWAの導入に向けて取り組みが開始され、当社も導入を予定しております。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
307		頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	や端末などの入手性も向上すると考えられることから、早期の制度改正を期待します。また今後基地局を整備していく為には、国の支援は必須だと考えます。	
308	【(株)シー・ティー・ワイ】 ケーブルテレビが目指す地方公共団体との連携スキームの構築には、単年度予算である地方公	 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	共団体における議会承認などの手続き等が必要なため、原案の「一定の期間」については、少なくとも2年間程度と考えます。さらにスムーズに地方公共団体の理解と協力を得る為には当該地方公共団体に対する国からの要請が必要と考えます。	
309	【(株)シー・ティー・ワイ】 市区町村の約48%はケーブルテレビ事業者(連盟正会員)がいない状況を鑑みると、地域BWAの普	
	及のためには、自治体等の参入を促す施策が必要であると考えます。これらの公設設備の運営については、周辺市町村のケーブルテレビ事業者が参入することで、円滑な運用が可能と考えます。	
310	【(株)シー・ティー・ワイ】 地域の公共の福祉に寄与をしながら地域限定で事業を行っているもの、またこれから行おうとしているものに対してのご配慮と、それを前提とした考え方に対し、賛同をします。	
	【BAN-BANネットワークス(株)】	
311	や端末の入手性も向上すると考えられることから早期の制度改正を期待します。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
312	【BANーBANネットワークス(株)】 地域BWAの基本的な考え方を踏まえることを示していただいたことに対し賛同をします。ただし、 提供をすべき公共サービスに関した市町村との連携については、それぞれの地域固有の事情にあわせて検討ができるよう、限定的なものとせず、自由に選択が出来るものとしていただくことを希望します。また、地域事業者にしか、なしえない連携をすることは前提としながらも、その要求要件が高すぎると地域事業者の参入障壁ともなりうるため、充分なご配慮をいただきたいと考えます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。なお、連携等の要件について頂いた御意見は、今後の検討の際
212	【BAN-BANネットワークス(株)】 賛同をします。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
313	買问をしまり。 【BAN-BANネットワークス(株)】	र .
314	は場BWAは地域住民に開かれた周波数帯であると認識しております。新たな技術革新により利便性も向上し、かつ、参入もしやすく制度変更がなされる方向で検討されており、地方公共団体の公設民営形式による参入も考えられます。そのため、所要の経過期間においては地方議会の議決に必要な期間を考慮した上で、充分な余裕をもって期間の設定をするべきと考えます。また、地域BWA周波数帯域内にはガードバンドの配置が行われております。技術的にはこれをしなくても利用が可能であり、他の周波数帯では配置がされていない帯域も多数ございます。新規参入事業者の促進という観点からも割り当てられた周波数の全てが利用できる制度としていただくことを希望します。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
315		同じ周波数帯を使用する免許人間における電波の混信等が発生した場合は、公平にあるべきと考えます。
	そもそも地域BWAに利用されるための周波数帯で、それを活用する事業者がいなかった場合の措置であるため、混信等の発生が予測される場合は、原則論として既存の地域BWA事業者、及び、地域BWA事業を検討している事業者が優先されるべきと考えます。	
	【BAN-BANネットワークス(株)】	

131 13 13 14 14 15 15 15 15 15 15	地域BWAの今後の方向性については、基本的に賛同致します。 地域BWA高度化については、当初に予想された時期(昨年秋)から大幅に遅れていることもあり、一 則も早い制度改正を期待致します。 また、地域BWAにおいては周波数の有効利用という観点から、将来的に他事業者とのキャリアア がリゲーションも考慮し、より高速なサービスを提供することにより普及促進に努めたい。 地域BWAの今後の方向性については、基本的に賛同いたします。 地域BWA高度化の制度改正については、当初に予想された時期(昨年秋)から大幅に遅れている とともあり、一刻も早い実施を期待いたします。 一方で、民間事業者主導の免許制度でもあること等から今後も補助金等の施策がない点は変わ らないものとみておりますが、「市町村との連携を要件として明確化・・・」という点については、自治	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
地こ一ら体ま議すになるMそとくの	b域BWAの今後の方向性については、基本的に賛同いたします。 b域BWA高度化の制度改正については、当初に予想された時期(昨年秋)から大幅に遅れている こともあり、一刻も早い実施を期待いたします。 一方で、民間事業者主導の免許制度でもあること等から今後も補助金等の施策がない点は変わ	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
地こ一ら体ま議すになるMそとくの	b域BWA高度化の制度改正については、当初に予想された時期(昨年秋)から大幅に遅れていることもあり、一刻も早い実施を期待いたします。 一方で、民間事業者主導の免許制度でもあること等から今後も補助金等の施策がない点は変わ	す。
	本と地域事業者が協力して前向きに進められるような制度化の配慮をお願いいたします。 たた、地域BWAへの参入制限を(一定期間)設ける全国系事業者とその関連事業者については、 議決権だけでなく資本関係(出資比率や所有構造)等も考慮して厳密に判断いただければと考えま が、既に6年以上の猶予期間があった現実も踏まえ、与えられた制限期間の中で、地域事業者 よる地域BWAの普及促進に引き続き努めたいと考えております。 なお、格安SIMで注目される携帯事業者等のMVNOについては、地域BWAと共存可能な関係にあ など考えており、例えば1台の端末で、地域BWAエリアに加え、地域BWAエリア外のサービスを NVNOで提供することは、地域BWA発展の有用な手段となるものとみております。 その他、地域BWA高度化では今後、条件が整えば、最大20MHz幅までのサービス高度化が可能 となりますが、そのためには両全国事業者との事業者間調整が必要となります。ガードパンドをな していくことで電波の有効利用を進め、かつ地域BWAのより一層の普及促進を図る上でも、早期	なお、現状においても、全国BWAのMVNOになることでサービスを提供することは可能であり、適当と考えます。
210 🛆	D実現を目指していきたいと考えております。	
後	【地域WiMAX推進協議会】 今までは、ケーブルテレビ事業者が個々で取り組んできたため有効的な利用が困難でしたが、今 後は「ケーブル・プラットフォーム構想」の考え方に基づき、日本ケーブルテレビ連盟が中心となり 僕界を挙げて地域BWAの導入に向けて取り組みが開始され、当社も導入を予定しております。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
4	【(株)ケーブルネット鈴鹿】 高度化システムの利用が可能になることは、周波数の有効利用に資するだけでなく、基地局設備 ⁶ 端末などの入手性も向上すると考えられることから、早期の制度改正を期待します。また今後基 地局を整備していく為には、国の支援は必須だと考えます。	高度化システムの導入について頂いた御意見は、中間とりまとめに
共と	【(株)ケーブルネット鈴鹿】 「一ブルテレビが目指す地方公共団体との連携スキームの構築には、単年度予算である地方公共団体における議会承認などの手続き等が必要なため、原案の「一定の期間」については、少なく さ2年間程度と考えます。さらにスムーズに地方公共団体の理解と協力を得る為には当該地方 3共団体に対する国からの要請が必要と考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、具体的な行政上の手続及びスケジュールについては、中間とり まとめを踏まえ、決定されることが適当と考えます。
及つ	【(株)ケーブルネット鈴鹿】 「反町村の約48%はケーブルテレビ事業者(連盟正会員)がいない状況を鑑みると、地域BWAの普及のためには、自治体等の参入を促す施策が必要であると考えます。これらの公設設備の運営については、周辺市町村のケーブルテレビ事業者が参入することで、円滑な運用が可能と考えまけ。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
すを境こせ活災割をまにバを	▶件に関しましては,特に災害時の情報伝達,まちの魅力発信という点において本市としても賛成 「るところです。本市は地域のケーブルテレビ事業者と災害時の緊急放送の協力に係る災害協定	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。

≖ □	担山ナかれ 辛目 (柳本)	和歌人の老さ士
番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
323	地域BWAの意義を踏まえた市町村との連携等を明確化すること及び参入業者の公平な競争環境の維持については賛成するところであります。その上で、全国事業者等の参入に対する措置については、真に地域活性化を目的としている業者や有効な地域サービスを提供できる業者を排除することのないような適切な措置を要望いたします。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。
324	【埼玉県鴻巣市】 地域BWA帯域の有効活用及び活性化については、「地域の公共の福祉の増進に寄与」を維持し つつも、周波数割当て後すでに6年間経過していることから可及的に速やかに進めることが必要と	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周
	考えます。なお、その際、現在まで参入が進まなかったことを踏まえ、MVNO等多様な形態が選択肢となりうるような制度構築を進めるべきと考えます。	波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であると考えます。
	【イー・アクセス(株)】	
325	参入事業者の範囲・要件の決定については、公平性の確保を図ることは重要であると認識しており、異論はないところです。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	一方で、参入事業者の枠組みを広げ、多くの事業者が加わることで、住民等へのサービスの向上 の可能性が増すと思われ、これは地域情報化の観点からも望ましいものと考えます。このため、真	なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に
326	【神奈川県鎌倉市】 現在の地域WiMAXについては、ハード面の投資が高額になることに加え保守体制も大きな負担となり、またサービスエリアについては極めて限定的で速度のスペックも低く利用者の利便性が決て良いものではなく、結果として普及するに至っておりません。しかしながら南海トラフ巨大地震等被災時の通信確保や公共福祉への寄与、行政との連携など、地域に根差したCATVとしては、現在の有線インフラに加えて地域BWAの普及、利活用がネットワークの強靭化という観点からも大変重要な課題です。従って現在まで地域WiMAXを普及させることができなかった反省点を踏まえ、地域BWAを普及させるための方策を速やかに検討していただきたい。全国的に見ても宮崎は住民所得の低い地域でもございます。今後ますます進展する少子高齢社会の中、地方自治体との協働により地域住民の皆様にとって利用しやすく、地域福祉の向上や安全安心なまちつくりにも貢献できるサービスを提供することが求められていると考えます。そのためにも、MVNOを含めあらゆる方策の可能性を速やかに検討していただきたいと要望する次第で	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周 波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは 可能であると考えます。
	す。 【宮崎ケーブルテレビ(株)】	
327	地域BWAは現在ネットワークが逼迫している都心部ではあまり運用されておらず、これをいち早く 全国BWA事業者に開放することによって既存のロケーションを活用した、すばやいネットワーク逼 迫の改善に繋がると考えます。 【個人⑩】	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
328	市町村との連携などが要件となっている地域BWA帯域(2,575MHz~2,595MHz)を利用した、地域	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	早期に進めて頂きたいと考えます。MVNO方式を利用したサービスの提供に必要な措置に長期間要した場合、地域事業者の地域BWA事業参入にも影響があることを懸念しております。更に、MVNO方式の採用・非採用によって、地域の間で地域BWAのサービス開始時期に大きな差が出ることは、公平な競争環境の維持には繋がらないと考えます。また、地域BWA帯域利用の見極め(意向受付、申請受付等の経過期間)については、電波政策ビジョン中間とりまとめ後、可及的速やかに実施し、地域BWA帯域として利用されていない地域の早期全国バンド化を行うべきと考えます。 【Wireless City Planning(株)他連名】	なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であると考えます。
329	周波数の割り当てにつきましては、より多くの事業者が地域BWAに加わることで地域の活性化に繋がるものと考えております。そのため、市町村と連携し、地域活性化を図るため、十分な協議、検討を行っていただきたいと思います。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。
000	【神奈川県茅ヶ崎市】	
330	地域の事情により、事業者を選択できるような措置を希望いたします。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ の関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点 から適切ではないと考えます。
	【埼玉県北本市】	

	T	T
番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
331	・地域BWA(20MHz帯域)はガードバンドがあるために現在10MHz帯域しか利用できない状況であり、高まりつつある地域公共サービスにおける大規模な伝送容量通信に対するニーズには応えられない状態である。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	・自治体との連携サービスのみでは、収益構造上、難がある。全国サービスのキャリアとの相互接続が実現できれば通信大手と対等に安価なサービスが提供できると思われる。 ・広域防災など多数の自治体をまたがる広域な公共サービスのニーズに対応する場合には全国 パンド化は有効な手段の一つになりえる。	
332	【(株)ラッキータウンテレビ】 地域BWAは「地域の公共の福祉の増進に寄与」するという制度趣旨であるが、東北大震災では避難者が広範囲に避難していることから、このようなインフラ整備については、広い地域での環境整備、サービスエリアの拡大も視野に入れていくことが、住民にとっての災害時の安心や地域活性化、公共の福祉増進に寄与するものと考える。このことから、全国事業者及びその関連事業者が	
333	【神奈川県三浦郡葉山町】 周波数の割当てにあたっては、特定の免許人に割当てが偏ることは是正すべきと考えますが、市 民の生活を守る市の立場から見ますと、より多くの事業者が地域BWAに加わることが、地域にお	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に
	けるサービスエリアの拡大に繋がるのではないかと考えます。資本関係やサービス提供エリアを厳密に規制することを優先するあまり、真の地域活性化を目的として参入しようとしている事業者までを排除することにならないか、当該地域での参入事業者が不在となる事態に陥ることがないような措置を要望いたします。	割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ
004	【大阪府大東市】	
334	今回の中間とりまとめ(案)に記載されている高度化対応が整備され、地域BWAでも活用可能になれば、地域事業者の地域BWAへの関心も高まるものと思われます。特に、地方自治体と既に様々な面で連携しているCATV事業者などの場合、地域の実情を熟知し、事業を展開していることなどから、地域住民のため、さらにきめ細かい住民サービスの提供が可能になるものと思われます。	頂いた側息見は、中間とりまとの(条)に対する貧同息見として取ります。 す。なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。
335	【東京都港区】 有効利用を検討する必要性については同意いたします。ただし、地域BWAの本質的な普及には適	
	切なハードウェアと適切なモデルの確立が必須であり、ここに時間を要していました。ようやくこうした課題に解決の糸口が見い出し始めている事とケーブルテレビ連盟による業界を挙げての取り組みに期待しているところです。	す。
336	する事が重要であり、新方式への簡便なマイグレーションなども検討する必要があります。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
227	【(株)愛媛CATV】	 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
337	地域BWAの今後の方向性について、基本的に賛同いたします。 国内の無線ネットワークサービスの提供状況は著しい変化を繰り返していることから、地域BWA高度化の制度改正が、当初の予定時期(昨年内)から大幅に遅れている間に、制度改正を活用した新規参入機会の損失が懸念されることから、一刻も早く実施されますように期待いたします。	す。
L	【(株)帯広シティーケーブル】	
338	周波数の割当てにあたっては、より多くの事業者が地域BWAに加わることが、地域におけるサービスエリアの拡大に繋がるものと考えます。したがって、資本関係やサービス提供エリアを規制することを優先することで、地域活性化を目的として参入しようとしている事業者を排除することにならないか。また当該地域での参入事業者が不在となり、地域BWAの担い手がいない空白地帯を数多く生むといった事態に陥ることがないような措置を要望いたします。	頂いた側息見は、中間とりまとの(条)に対する貧同息見として取ります。なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。また、既に自治体が地域BWAの免許人となっているケースがあります。
	【神奈川県寒川町】	
339	高度化システムの利用が可能になることは、周波数の有効利用に資するだけでなく、基地局設備や端末などの入手性も向上すると考えられることから、早期の制度改正を期待します。また今後基地局を整備していく為には、国の支援は必須だと考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
340	共団体における議会承認などの手続き等が必要なため、原案の「一定の期間」については、少なくとも2年間程度と考えます。さらにスムーズに地方公共団体の理解と協力を得る為には当該地方公共団体に対する国からの要請が必要と考えます。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、具体的な行政上の手続及びスケジュールについては、中間とり まとめを踏まえ、決定されることが適当と考えます。
641	【(株)エヌ・シィ・ティ】	
341	市区町村の約48%はケーブルテレビ事業者(連盟正会員)がいない状況を鑑みると、地域BWAの普及のためには、自治体等の参入を促す施策が必要であると考えます。これらの公設設備の運営については、周辺市町村のケーブルテレビ事業者が参入することで、円滑な運用が可能と考えます。	
	【(株)エヌ・シィ・ティ】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
	周波数の割当てにあたっては、希少な国民共通の資源であることから、特定の免許人に割当てが	12.11.11.1
042	偏ることは是正すべきと考えますが、地域住民の生活を守る地方自治体の立場から見ますと、より多くの事業者が地域BWAに加わることが、地域に民の生活を守る地方自治体の立場から見ますと、より多くの事業者が地域BWAに加わることが、地域におけるサービスエリアの拡大に繋がるものと考えます。したがって、資本関係やサービス提供エリアを厳密に規制することを優先するあまり、真の地域活性化を目的として参入しようとしている事業者までを排除することにならないか、当該地域での参入事業者が不在となる事態に陥ることがないような措置を要望いたします。	す。
343	【大阪府交野市】 現在、札幌市ではケーブルテレビ事業者との協定に基づき、地震・豪雨等の災害時に緊急情報を 事業者が発信することとしており、平時においては市の広報番組の放送が行われている。 このようなケーブルテレビ等の従来の手段に加えた、地域BWAを活用した公共サービスの提供 は、地域住民の利便向上や安全・安心の確保に寄与しうる取組と考える。 よって、実際のサービス提供の検討に当たっては、中間取りまとめ(案)に示されるとおり、「地域の 公共の福祉の増進に寄与する」という地域BWAの制度趣旨・意義が最大限尊重されるとともに、関 係する事業者と地方公共団体の間で十分な意思疎通・連携が図られることを期待するところ。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に 割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行う ことが可能です。地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はそ
	V 11.55-54-11.10-1-1	
	【北海道札幌市】 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策	
344	4 電波有効利用のためのその他の方策 今後、M2M等の発展により、市場に多種多様かつ莫大な数の無線機器が流通することになると想	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
344	定されます。また、端末機器だけでなく、ネットワーク機器についても多様化していくと考えられるこ	
	今後、海外から様々な形式の無線機器が国内市場に流入してくると、これまで想定していなかった 干渉問題が発生することが考えられます。今後も国内の安全な電波環境を維持するためには、国 が主導して国際的な電波監視の枠組みを検討していくことが重要です。また、免許人だけではな く、製造業者、工事業者、販売業者等に適切な対応を求めるという報告書記載の主旨は適切と考 えますが、これらについての具体的なアクションプランを策定し、着実に対策を進めることを期待し ます。また、国として、無線機器利用者への適切な情報提供、利用に際しての注意喚起を積極的 に行っていくことも必要です。	その他アクションブランの策定等について頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	特に、我が国の技術基準を満たすことが予め確認されていないWi-Fi端末や携帯電話端末を、どのようにして国内電波利用環境を維持しつつ円滑な利用が可能となるよう制度整備するのかについて、具体的なアクションプランを定めた上で検討を進めるべきと考えます。今後の検討の中で、国内の電波利用環境を維持するための方策検討と同時に、端末運用の責任者の位置づけについても適切に検討が行われる必要があります。	
245	【(株)NTTドコモ】 II−4 電波有効利用のためのその他の方策	
340	近頃、以下のようなイベントが開催されました。 『Engadget Fes: 技適マークの疑問、アナタに代わって総務省に聞きます。今週末まで質問募集中 #egfes - Engadget Japanese』 http://japanese.engadget.com/2014/06/17/engadget-fes-egfes/ このような企画が出ること自体、利用者の身近になっている無線機器の利用ルールに対する総務 省の周知が不足している、あるいは制度が複雑なために国民並びに外国人旅行者には理解しが たいという証拠です。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	【個人⑫】 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策	
	4 電波有効利用のためのその他の方策 (1) 免許制度、技術基準・認証制度等	
346	(1) 兄計制度、技術基準・認証制度等 多彩な機器を迅速に上市するためには、基本設計は同一として最小限の変更を施すことが有効ですが、日本の技適制度の下では、無線部の設計を少しでも変更した場合は認証を取り直す必要があり、ビジネススピードを損ねる要因となっています。例えば無線回路部の設計が全く同一であり、アンテナ利得が同じか下がる場合には、スプリアス発射や不要輻射を自己確認すれば十分であり、このような場合は届出も不要として頂きたい。諸外国では既にこのような考え方が導入されています。例えばアメリカでは47CFR § 2.1043に Class 1認証が明記されていますし、欧州は放射試験項目のみ確認することで合理的に自己宣言できます。日本でこれが認められていないのは、前述の認証基準の違いも一因となっていると思われますので、併せてご検討下さい。 【(株)村田製作所】	
347	確かにそのようなニーズがあり、公表されない期間が設けられることに期待します。 一方、認証を取得するよりも前の段階での課題がございます。いわゆるファブ社会の到来に伴って、例えば無線を用いた新たな機能やサービスのアイデアを得た際、そのブロトタイプを直ちに作成してデモンストレーションし商機に繋げることが技術的には容易になってきています。ここで、諸外国では認証未取得機器の限定的利用が認められています(例えばアメリカの47CFR § 2.803(c))が、日本では一切認められておらず、実験局免許の取得または技適認証が必須とされており、ビジネススピードを損ねる大きな要因となっています。 ついては、試作端末等の限定的利用についての規定を設けて頂きたいと存じます。無線LANなどの、標準化が進んでおり他に妨害を与えるおそれの少ない通信方式に限ってでも先行してご対応	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。なお、我が国の技術基準適合証明等の制度における試作端末等の限定的な利用について頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	頂けると幸いです。	
	【(株)村田製作所】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
348	な活用が促されるよう、設置者相互の調整・協調メカニズムを検討することが求められる。」を追加する。 (理由)	無線LANをつながりやすくする技術・制度・ガイドラインの検討など周波数の有効利用に資する運用方法の確立に向けた取組が重要であるとして、頂いた御意見と同様の趣旨を記載しております。したがっ
349	【個人⑦】 我が国における電波利用が飛躍的に進展し、無線設備の具備する機能が多種多様な拡がりを見せる現状において、無線設備の免許制度及び技術基準適合証明等の手続き等が円滑に進められるよう課題抽出も含め、広く産業界の意見を集め検討することは産業界の発展の為にも重要であり、賛同いたします。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
	【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 4 電波有効利用のためのその他の方策 (2)無線機器市場の監視、微弱無線機器への対応	
350	(2/三株・成金市であり金元は、次当派・林成市・などであり、その防止には不適合機器の取り締まりと公表・周知が重要と考えます。また、不適合機器の発見を早める手段としては、主管庁による無線機器市場の監視強化が有効であり、無線機器の市場規模や違反時の影響度合いを勘案したうえで、適切な範囲・規模で市場抜取試験を継続的に実施するのが良いと考えます。 微弱無線機器を購入する際の判別用に微弱適合マーク等を新設することは、技術基準適合マークとの関連において、かえってユーザの混乱を招くおそれもあり、慎重な検討のうえで、方針決定すべき内容と考えます。また、次世代のモノづくりの担い手となる小学生等が実験・試作等を目的として行うFMワイヤレスマイク(微弱無線設備)等の電子工作も規制対象になることから、人材育成の面からも障害にならないように慎重な検討が必要と考えます。	す。なお、微弱適合マークについて頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
351	証明機関が認証した際の測定(試験データ)の公表については、該当する無線設備の認証取扱業者の意向が反映される様に、課題抽出も含め広く産業界の意見を集め検討を行うことを要望致します。	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】 第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策 4 電波有効利用のためのその他の方策 (3)海外からの来訪者増加に向けた対応	
352	(3) 海外からの未前者者加に同けた対応 趣旨は理解しますが、曖昧な条件を想定した例外規定を導入することで電波監理の根本が揺ら ぎ、結果として利用者の障害となることを懸念します。むしろこの課題については、日本の無線LAN 等の機器認証の考え方が諸外国と比べ特異である点をあらためることが近道であろうと考えます。 特に空中線電力について、アメリカ(FCC)・カナダ(IC)・欧州(ETSI)等は「アンテナ利得● dBi以下 の場合は空中線電力上限■WJのような「条件+上限」が基本的な認証基準であり、基準値も概ね 国際協調が図られているのに対して、日本の基準は無線設備規則にて「定格出力+許容偏差」と 定められている点で特異です。一定のカテゴリーにある無線設備については諸外国と認証の土俵 を揃えることで、原案にあるような課題がそもそも無い状況とすることが望ましいと考えます。無線 LANやBluetoothにおいては不整合が生じても高々数dBであり、効果が大きいと思われます。 特に現在の無線LANについて、2.4GHz帯とW52/W53の許容偏差+20/-80%(Δ7.8dB)に対して、 W56が±50%(Δ4.8dB)であることで非常に苦労しています。このような苦労を日本国内向けに機 器を供給する業者のみが強いられている点も問題であり、早急にあらためて頂きたいと存じます。	
353	【(株)村田製作所】 海外からのWi-Fi端末や携帯電話端末で、日本の技術基準を満たすことが予め確認されていないものを利用可能とする制度整備の検討を行うことは必要と考えます。この場合、日本の技術基準への適合性確認方法については、十分検討を行う必要があると考えます。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。なお、GSM方式による携帯電話サービスの提供に係る御意見については、東京オリンピック・パラリンピックの際のサービスが検討さ
	GSM方式による携帯電話サービスの提供については、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの来日者向けの「おもてなし携帯電話サービス」として考えられます。東京オリンピック・パラリンピックを前提としたサービスの場合は、競技会場周辺、宿泊施設周辺、主要観光地を中心にエリアを整備することが合理的であると考えられます。 グローバルなGSM端末が利用可能で、かつ日本において割当ての可能性がある周波数帯としては1.7GHz帯が最も適当であると考えます。	
354	RODI(株/) 訪日外国人が一時的に持ち込む端末(WiFi機器、携帯電話)に関し、日本の技術基準を満たすことが予め確認されていない機器においても、日本国内での円滑な利用が可能となるよう制度整備に向けた検討を進めることについては、MVNOを含めた電気通信事業者による訪日外国人に向けた新たな電気通信サービスの検討促進に繋がることから、これに賛成します。新たな制度整備の検討に際しては、グレーゾーンを可能な限り小さくすることが望ましく、必要に応じガイドライン等を設けるなど、電気通信事業者による新たなサービス検討の障害とならないよう行政が十分に配慮することが望ましいと考えます。 【(一社)テレコムサービス協会】	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
355	「無能システムの活用においてもアクセス回線としての光ファイバー整備が行われることとなりシステム全体の設計・構築を最適化する視点が重要である。"という部分に賛同する。 なお、ロンドン五輪のデジタル化の成功英図においては、ロンドン五輪の開催直前に行われた、当時のBTグループ会長、マイケル・レイク氏のインタビュー記事が非常に参考になる。ここに、その 2012/07/08 日本経済新聞 朝刊 7ページを引用するが、	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。なお、英国での成功事例に関して頂いた御意見は、今後の検討
	「BTの独占を排そうとした美政府とBTとの話し合いにより、06年に通信インフラ部門をグループ内で別組制にしたためだ。競合他社もBTの通信基盤を同じ条件で使えるようになり、通信費が創 的に下がった。我々には厳しい選択だったが、結果的には通信需要が高まり、インフラ部門の収益も大きく改善した」	の際の参考として承ります。
	という部分が非常に参考になる。と指摘申し上げる。 取が国によいても、オリンピック・パラリンピックに向けた無線 ANスポット拡充によいては、その悪途艦の拡充に加えて、実際に利用可能な地占が増える必要があり、その無線 ANスポットのア	
	クセス回線が転離化されなければ、提供コストを抑制できず、無料提供などに掛かる国費・地方公共団体費の増大は、粉負担・公債費負担へと転化されるからである。またこれは、3G、LTE、およ USGIにおけるバックボーンとしての光ファイバーとしての活用面からみても同様であり、利用着負担の削減が求められる。	
	以上の事から、このアクセス回輸においては、「第1章 新しい電波料用の姿 3 2006 年以降の主要な移動造信とステム (1) 移動機能通信・アヒックの拡大」に記載されている、光ファイバール パックボーンとフィイセスアクセスのパラスの考慮の必要性も含むた対象が多われると共に、そのアウセス回線としての表アッイで表達においては、実団の政功事制である。通信インフ ラ部分のグループ内分離を参考にする事で、このパックボーン部分にも影響している固定網の独占問題の解決も含めて、効率的な電波活用が実現される事が望ましい。と提賞申し上げる。	
	スマ木時代の五輪とう対応で、美日でグループ、マイケル・レイク氏(そこが知りたい) 2012/07/08 日本経済新聞 熱刊・バーページ ロンドン五輪が27日開幕する。スマートフォン(高機能携帯電話ニスマホ)やインターネット映像配信の広がりで、4年前の北京五輪に比べ、異大な通信需要が見込まれる。会場の通信基盤を担	
	う美ロブルーブのマイケル・レイク会長に、五竜対策と美国の適信インフラ整備を聞いた。 ――今年は初の「デジタル五輪」といわれる。 「ロンドン五輪は開会式などその10(3次元)映像で放映し、各競技をハイビジョン画質でネット配信するなど、通信量が北京五輪の4倍に上る見通した。放送局への映像配信など通信需要をまかな	
	うため、最終の4式(ギガは10億)ビットの高速回線を用意した」 は実場には約8万の技練拠点を設け、通個回線は延べ5500キロメートルにもなる。競技で使う携帯端末の数は1万4000台だ。しかもネット技術を使い、通話も映像もウェブ閲覧も同じ通信基盤 上でできるようにした。会場には社員800人が認め、運営にあたる」	
	──実施事権ではスマホはまだなかった。 「今回は携帯端末で他の競技を見ながら観戦する人が多いだろう。メーンスタジアムには約8万人が入るが、2割の1万6000人が同時に映像を見られる無線環境も整備した。それを実現するにはかなりの技婦革新が必要だった」。	
	── 五輪を機に家庭にもネットが普及するのでは。 (日本)は20億水/トを投行、2015年末でに約2500万世帯の3分の2に光ファイバー網を配備する計画だったが、目標を1年前倒しした。五輪を前に1000万世帯に達した。残り3分の1の世帯は、政府が結動を主任し、我々やCATの数などが入れ方式でインフ5を整備する計画だ」。	
	・ 東西でキー外側所が進んだのはなぜか。 「日の物点を排そうとした実数者と日との話し、 日本の数とでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	
	■BTは携帯電話事業も切り離してしまった。 「10年以上前」なるが、第3世代帯電話は、30の電波競売などで投資が重荷となったためだ。その分、電話と放送とネット接接を一緒に提供する「トリブルブレー」に力を入れた。携帯電話も一構構使したいという法人には美术・ダブオンを紹介している。携帯電話に代わる事業としては公乗無線LANサービスを始めた。すでに英国内に400万基地局を持つ。スマホのデータ通信時代	
	に見合った事業体制に交替えずることができた」 美国は電子政府やオープンガバジトでも先端を行くが、そうした通信政策を支えているのがBTだ。インフラ部門の機能分離が奏功したことで、日本や米国、他の欧州諸国にも通信基盤の開放 を求める。最近は日本と欧州書会に対しの経済運搬協定にPA)の交渉開始にも聞かが強い。	
	大手国際会計事務所からBTグループのトップに就任。在任5年を迎え、英国の情報通信分野の対外的な交渉役を務める一方、お膝元で開かれるロンドン五輪の担い手でもある。英銀パークレイズなどの社外役員を兼ね、女王から授かる「Sir」の称号を持つ。	
	(編集委員 関ロ和一) 英ウェリントン大卒。1974年米KPMG入社。2002年KPMGインターナショナル会長。07年から現職。	
	【個人⑧】	
356	2020年の東京オリンピックでは、多数の海外からの訪問客に対して、遅滞なく通信環境を行う環境を整える必要があるため、海外で携帯電話に使用されている周波数及び今後使用が見込まれる周波数を特区(オリンピックエリア)に指	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	定し、周波数を開放していただくことを要望いたします。 英国オリンピックでは、開催期間中のトラフィック増大に備えて軍事用途の周波数を一時的に開放されました。日本に	
	おいても、2020年の国際標準バンドである1.7GHz帯(Band3の一部である35MHz×2。上り1710~1785MHz、下り 1805~1880MHz)、2.3GHz帯(Band40の100MHz幅。上下2300~2400MHz)、3.7GHz帯(Band43の200MHz幅。上下	
	3600~3800MHz)を移動通信用途に使用できるよう周波数の有効活用を検討するべきであると考えます。 尚、800MHz帯FPUは、1.2GHz帯及び2.3GHz帯への移行が予定されていますが、周波数有効利用の観点から、FPU	
	と同じ免許人である地上テレビジョン放送事業者の帯域(エリア的に空いているホワイトスペース)へ移行するべきであると考えます。同じ免許人の場合、地上デジタル放送との干渉が起きた場合でも効率的な調整が可能であることも考	
	えられるため、FPUは1.2GHz帯及び2.3GHz帯だけではなく、地上テレビジョン放送事業者の帯域である42CH以下の UHF帯ホワイトスペースへ移行するべきであると考えます。	
	【ソフトバンクモバイル(株)】	
357	日本の技術適合基準を満たさない端末であっても国際ローミングであれば合法的に使えるにもか かわらず、国内発行SIMカードでは違法になるというダブルスタンダードを解消し、万人に平等な制	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	度が整備されることに賛成します。	
	【個人⑩】	
358	賛成いたします。 現在公共業務無線に利用されている1.8GHzをさらに開放してオリンピック会期中のGSMサービス	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	に供し、終了後にはすでに1.8GHz帯の割り当てを受けている事業者ないしは1.8GHz帯の割り当て	なお、具体的な割当方法について頂いた御意見は、今後の検討の際
	を受けていない事業者両者に対してこれを割り当て、ネットワークの逼迫を解消するという、2段階 の策を講じていただければ、と考えます。	の参考として承ります。
	【個人⑩】	
	第3章 電波利用を支える産業の在り方 1 電波利用・関連産業の動向と展望	
359	>電話サポートの在り方などについても検討してはどうか。(近藤構成員) 言葉足らずで、何のことだか分かりません。	スマートフォン等携帯電話の利用に際して問題が生じた場合に、利用者がスムーズに問題を解決できるよう、電話によるサポート体制のよ
	百条足りりで、何のことだが方がりません。	すがスムースに同題を解決できるよう、電話によるサポート体制のような、利用者の利用をサポートする体制の充実化を指摘した意見で
		す 。
	【個人⑪】	
	第3章 電波利用を支える産業の在り方 1 電波利用・関連産業の動向と展望	
000	(1) 次世代社会基盤	
360	本報告書案に対し、基本的に賛同いたします。地域BWAを扱う地域事業者は、ICTを活用した地域 の街づくりに取組みやすい環境にあり、実際に取組んでいる事例もあることから、さらなる電波の	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま す。
	活用を推進していく上で、新たなアイデア等で参入する地域事業者への事業展開に配慮をいただ	
	けると幸いです。 【地域WiMAX推進協議会】	

番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
	第3章 電波利用を支える産業の在り方 1 電波利用・関連産業の動向と展望 (3)電波の関連産業	
361	認証制度の向上の必要性に賛同する。 なぜならば、海外からの来訪者の増加により、我が国の技術適合制度(技適)を通過してない端末 類も増加しており、結果として、その制度運用に齟齬が出ているからである。	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承ります。
	第4回議事要旨5項の三友構成員の指摘にもある通り、「技適マークについて、電波法違反に問われるリスクが増大する。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、他の地域から持ち込まれる端末について、電波法違反に関する問題が起こる可能性がないとは言えないと思う。現実的な問題として、実害の無い法律違反よりも実際に電波が混乱することの方が深刻だと思う。」も踏まえれば、その対応の必要性は喫緊の課題である。	
	また、これは同様に、日本国民が海外に訪問する場合においても発生している状況である事を忘れてはならず、加えて、海外からの来訪者がお土産として購入する日本で販売されている端末類(場合によっては、おもちゃ等含む)を持ち帰る場合にも発生している状況である事を忘れてはならない。	
	その一方で、この電波の管理・運用は各国の主権に基づくものであり、我が国の技術適合制度だけで解決できるものではなく、言わずもがな我が国の有する電波の管理・運用の主権が脅かされてはならない。	
	以上の事から、この認証制度については、「相互承認協定(MRA)の推進」などにより、できるだけ 多くのITU加盟国の認証機関と意志疎通を行い、その合意可能な国々との間におけるワンストップ な認証制度に改善する等、相互主権に基づく政治的・政策的合意を行う事で、海外からの来訪者 が、図らずしも日本で電波法違反を行ってしまう事が無いような知恵と配慮が期待されている、と 提言申し上げる。	
	【個人®】 第3章 電波利用を支える産業の在り方	
362	2 電波利用を支える人材の育成 今後の懇談会の場で、次のとおり「魅力あるICT関連資格の在り方」について、検討していただきたい。	「第3章 2 電波利用を支える人材の育成」については、本懇談会において引き続き議論していく予定でおりますので、頂いた御意見は、
	【理由】 電波利用とその技術の高度化・グローバル化が今後ますます進んでいく状況において、日本が高度な電波利用を先導し裾野の広いICT社会を実現していくためには、全産業の発展に役立つよう、 無線通信技術とIP関連技術の両方を修得した技術者の育成』が必須であり、その結果、かつてのような「技術立国日本」を復活させることができると考える。(1)電波利用とその技術の高度化が 進展してきた現在において、無線通信技術と情報処理技術を融合した、いわゆるICT関連技術に 係る資格として、技術進歩にも十分対応出来る能力を証明し、今後の社会(現場)の多様な問題解決に役立つ資格制度となるように検討していくべきである。(2) また、日進月歩の先端技術であるICT関連技術に係る資格は、現在の無線従事者資格のような終身免許制でなく、更新制にするとか、また実務経験等に基づいて上級資格を取得できるようにステップアップ方式にする等して、これに対応していくための日常的な取組みと自己啓発によって、効果的な人材育成が促されるようにすることが必要である。(3) さらに、ICT関連技術は幅が広くて奥の深い内容であるから、勉学により、また実務経験により得た技術・能力を、試験等により証明できた者については、それぞれの技術・能力を組み合わせた資格を 付与できるようにして、その資格で社会に貢献できるような「魅力あるICT関連資格の在り方」を早急に検討することが必要である。	今後の検討の際の参考として承ります。
	【(公財)日本無線協会】	
	第3章 電波利用を支える産業の在り方 2 電波利用を支える人材の育成 (1)日本発の発信やリーダーシップ	
363	現在、国際標準化活動は電波利用料使途のひとつ「国際標準化連絡調整事務」として、国際会議への出席及び主要国への働きかけ等に電波利用料が充当されています。その使途が適正かどうか事前評価・継続評価等を行うため「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」(以下「評価会」と言う)が行われていますが、その評価者は電荷で構成されています。電波利用料の使途は限定列挙されていますが、その使途における適用範囲は拡大傾向にあるため、その使途が妥当であるか等を現在の評価会以外の者が評価することが、より合理的な電波利用料の充当につながると考えます。 具体的には、人材育成等にあたり、使途の適正な使用を評価する評価会に携帯電話事業者等の主な電波利用料負担者を評価委員として参加させて頂くことを要望いたします。	ご指摘の「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」は、 総務省が実施する電波利用料による研究開発、技術試験事務及び 国際標準化連絡調整事務の評価に関し、行政評価法及総務省政策 評価基本計画等を踏まえ実施するものであり、このため国際標準化 活動等に関する専門的知見を有した有識者を委員としております。頂 いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
	【ソフトバンクモバイル(株)】 第3章 電波利用を支える産業の在り方	
	2 電波利用を支える人材の育成 (2) 人材育成の仕組みづくり	
364	特に、無線通信技術とIP関連技術を併せ持つ人材を育成することにより、通信分野に加え広範な産業分野や地域活動においてM2MやIoT等を活用した新たな商品・サービスやビジネスを生み出すことつながるため、これまで不足していたこのような人材の育成を効率的、効果的に進めるための仕組みづくりを推進する必要があり、電波利用の担い手の育成のあり方としてグローバルな視点も含め速やかに検討を深めて行くべきである。 【モバイルコンピューティング推進コンソーシアム】	す。
	【モハイルコンしューティンク推奨コンクーンテム】	1

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方 「~「電波教室」などの開催を充実させることも重要である。また、将来の電波利用に係る技術者は「頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 もとより理工系人材の育成のためにも若年層におけるアマチュア無線の利用を推進すべきであ る。」に修正願いたい。 (理由) アマチュア無線は、子供でも取得できる唯一の国家資格であり、かつ運用も可能なものである。ア マチュア無線の利用を通じ、電波をはじめとする科学技術に対する子供の関心を啓発し、将来の 電波利用を担う人材の育成に大きく貢献できるものと考える。したがって、人材育成視点での重要 な例示として追記することが望ましい。 また、今後の検討に当たっては、小中学生等の若年層への周知と資格取得を容易とするための受 験料等の減免措置に対する電波利用料財源の活用等について具体的に検討していただくことを 要望する。 現在、アマチュア無線従事者資格取得者のうち20才以下の割合は、0.4%であり、将来に向けて危 機的状況となっている。 JARDにおいては、青少年育成のため、平成25年度からアマチュア無線資格取得のための養成 課程の受講料を中学生以下に対し大幅に減額したところ、前年に比し4倍の受講数となるなど大きな効果がでている。しかしながら、一団体のみでは限界があり、アマチュア無線家はもとより、教育 機関、国等幅広い取り組みが必要である。 【(一財)日本アマチュア無線振興協会】「電波について十分な知見を有する技術者の育成は、我が国の産業の活性化や競争力強化といった観点からも必要不可欠である。特に、無線通信技術に加えてIP 関連技術を併せ持つ人材を育成することにより、・・・そのような人材の育成を効果的に進めるための仕組みづくりを検討する 366 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま 頂いに耐忌をは、下間に少などのパネパースカットを開始を定じて洗がかす。「第3章 2 電波利用を支える人材の育成」については、本懇談会において引き続き議論していく予定でおりますので、頂いた御意見 必要があり、・・・さらに検討を深めていくべきである。」の記述に大賛成である。この記述の中にある「(人材育成の)仕組みづくり」の一部は既に存在しており、無線従事者資格、IEEE WCET資格な は、今後の検討の際の参考として承ります。 どの検定試験や講習会はそれに該当している。 無線従事者資格は毎年5万名以上が取得しており我が国の電波利用を支える人材の質を維持し ているが、その試験や講習の内容は電波利用や無線通信技術の汎用的能力の育成という観点よ りは、特定の無線局運用に必要な目的志向の能力付与の資格となっている。そのため、資格は過 去の制度に依存している傾向があり、発展の著しい現状および未来に対応した人材育成の仕組み としては即応性に乏しく改善の余地が多い。通信・放送・運輸・防衛・警察・消防・防災のみならず 今後重要となる交通、物流、医療、農業、環境などの多様な分野での電波の利用に対応できる人 材育成を促す観点から、資格制度およびそのための検定試験、講習会、さらにそれと関連して高 校、高専、大学での教育内容に関する検討が是非とも必要であると考える。 後半の懇談会において、このような観点からの議論を深めて頂きたい。 人材育成にアマチュア無線が有効であることの認識を踏まえて、例えば「・・・、学校教育における 電波利用に関する学習機会の提供、クラブ活動におけるアマチュア無線の活用、高齢者へのICT 御指摘頂いた部分の記述は、ワイヤレスICT機器が若年層から高齢 367 者まで幅広い層に一般的に利用されるようになっている現状を踏ま え、これらに対応するための人材育成の例示として主に考えられる事 機器活用の支援などを行う人材の育成を行うことが望ましい。・・・・」というように「アマチュア無線」 項を記載したものです。 御意見を頂いた「クラブ活動におけるアマチュア無線の活用」は、既に記載のある「学校教育における電波利用に関する学習機会の提 を陽に記述して頂きたい。 小中高生に対して、アマチュア無線の資格取得の指導や、資格者の指導下でのクラブ局の運用を 認めるなどの施策によるアマチュア無線の活用を促すことは、科学技術への関心を高めると共に、 デジタル通信D-STAR(注)を用いた海外交信による国際化教育などが可能となる。 供」に広い意味で含まれると考えられますので、原案どおりとさせて また、一般の人達への電波への理解や、アマチュア無線の災害時の貢献においても、アマチュア いただきます。 無線を志す若年層を増加させることは、電波の利用を担う人材育成の観点から大いに検討すべき 課題であると考える。 〔注〕D-STAR(Digital-Smart Technology for Amateur Radio)は、電波利用料技術試験事務に て開発された日本発のデジタル通信規格であり、第4級アマチュア無線技士の資格で運用可能で ある。アマチュア無線界では国際的なデファクト標準となっていることから、欧米、オセアニア等と の間で容易に品質の良い音声交信ができる。 電波政策ビジョン懇談会中間取りまとめ(案)に対する意見募集について、特に第3章第2項(2)の部分につ 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 368 いて、以下のとおり意見を述べます。 近年、青少年の理科離れが問題になっており、このまま放置、静観すると、将来の我が国の科学技術立国 に大きな影響を及ぼしかねません。 中間とりまとめ(案)第3章2-(2)では、先端的技術開発の技術者の育成と、一般利用者の無線技術に関す る基礎的知識の普及、さらに高齢者等ICT機器の利用になじみの薄い人々への支援について触れている が、これらの分野でアマチュア無線の果たせる役割は大きいものと考えます。 あまり注目されることはありませんが、現代日本の先端技術やインフラ整備などの分野には、就学期にア マチュア無線に触れ、趣味として無線技術に取り組んで来た方々が多くおります。高度成長期から、今日に マテュア無線に関れ、を除くとして無線技術に取り組んでよってカマッショウ・高度成長期から、マロに至るまで、研究・開発・設計・製造・保守などのあらゆる場面にアマチュア無線家の姿がありました。このように、多くのアマチュア無線家が、我が国の先端技術開発の人的資源として貢献してまいりました。アマチュア無線技士は国家資格です。従事者免許の取得には、無線工学と電波法令の学習が必須で、資格によって初歩からプロ資格の上級に相当する知識までが必要になります。これは、中間取りまとめ案に 格によって初少からプロ貝格の上級に相当する知識までか必要になります。これは、中间取りまとの余にある無線技術に関する知識の普及にふさわしい制度の一つであると言えます。また、アマチュア無線は、その特性から、非常災害時などの通信確保に大きく貢献できる可能性を秘めております。これは、阪神淡路大震災、東日本大震災、紀伊半島水害などで実証済みです。アマチュア無線家は、市井に在る人々で、地域コミュニティーに溶け込んだ存在です。アマチュア無線家が おこなう非常通信などの社会貢献は、常にボランティアで、災害対策で言うところの自助または共助に当た ります。この性質は地域の中でICT弱者への支援というプランに最も近いものと言えるでしょう。電波教室に ついても、各地の当連盟支部や地域のアマチュア無線クラブなどが、学校、行政機関等と共同で取り組ん でいます。ARISSプロジェクト等もその一つと言えるでしょう。 以上のことから、当連盟としましては、中間取りまとめ案第3章2-(2)の記述を支持するとともに、新たな電波 政策ビジョンの取りまとめに当たっては、アマチュア無線の活用についてさらに踏み込んだ記述と提案を望 むものです。 【(一社)日本アマチュア無線連盟】 369 本報告書案に対し、基本的に賛同いたします。 頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま ICT分野やIoT等でますます拡大する電波利用は、地域社会の活性化に不可欠な存在である・ で、地域BWAの利活用も含めた認知度や人材の不足という点では問題を抱えており、今後の官民 連携した取組みについては、当協議会としても地域事業者と協力して推進ができればと考えており ます。 【地域WiMAX推進協議会】

変数率の多行や研究機会にも利用され、使途の範囲が広い。 また、総務者のが一般26年5月、18日に実施した行政事業しにコーン公開プロセス」では、電波利用料 を財混とする無常シアム音及支援事業(周波数者均利用促進事業)が審議され、「事業全体の 核本的な必要としの判断が下さたころである。 電波数据にジュン筋減会は、総額を削減したうえで、一層の有効利用を図る方向で、電波利用料 ついて譲渡すべきであり、その結果を引着機会とりまとめに記載すべきである。 (個人名) (個人名) (18 本方針等に基づきで選出りませんが、頂いた削速見は、今後の核計の際の参考として承ります。 (18 本方針等に基づきでありませんが、頂いた削速見は、今後の核計の際の参考として承ります。 (18 本方針を対しておいたが、頂いた削速見は、今後の核計の際の参考として承ります。 (18 本方針を対しておいた可な力を対していた可なが、頂いた削速見は、今後の核計の際の参考として承ります。 (18 本方針なおりませんが、頂いた削速見は、今後の核計の際の参考として承ります。 (18 本方針なおりませんが、頂いた削速見は、今後の核計の際の参考として承ります。 (18 本方針なおりませんが、頂いた削速見は、今後の核計の際の参考として承ります。 (18 本方針なおりませんが、頂いた削速見は、今後の核計の際の参考として承ります。 (18 本方針なおりませんが、原いたり組むのであれば傷事のケーム 関立のよれに対しておいましておいます。 (18 本方針なおります。) (18 本分)の検討の際の参考として承ります。) (18 本方針な対し、女子の検討のたいな方のはまります。) (18 本方針なおりを呼んしたりななどもカーブルテレビ業界として努力をしていく所存でこざいますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMMNのの活用等の判断も必要だと考えます。 (18 本分)の検討の際の参考として承ります。 (18 本分)の検討の際のを考として承ります。 (18 本分)の検討の際のを考として承ります。 (18 本分)の検討の際のを考として承ります。 (18 本分)の検討の際のであるとして来ります。 (18 本分)の検討の際のを考として承ります。 (18 本分)の検討の際のがあるとして来ります。 (18 本分)の検討の際のがあるとして来ります。 (18 本分)の表的を表します。 (18 本分)の表的を表します。 (18 本分)の表的を表します。 (18 本分)の表的を表します。 (18	番号	提出された意見(概要)	懇談会の考え方
# お客からず野角の中の記事性のの京集館の外に含ません。大きないただ多りできる時は、外は食物的に関すたでいる。 10の元前ではないとは何でで、プレビの情報をいままままり、一般であった。 日面に含からようになるとと対すで 国際発生力の影響の人から動いてベースとなる地域の単立に は遅らりまた。これらなくびことを対すで 国際発生力の影響の人から動いてベースとなる地域の単立に は遅らりまた。これらなくびことを対すで 国際発生力の影響の人から動いてベースとなる地域の単立に は遅らりまた。これられてはこれがある。これが、自然を大きないない。 に変えれているとはではない。ため、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対			
での他(電産事項・特別性のという)には、変換用料に対する記述が一切ない。しかし、電波利用料の選出に関係者能表別用料が登記し、特金ではないが、均等を助かな特別を持つよっていた。請外回に向極の利の企出が、自動を対し、特金ではないが、均等を助かな特別を持つよっていた。請外回に向極の利の企出が表したが、他面は動物を支援電車が同なが表していました。していました。 市本に、影客をが平元の4年月18日に実施した行政事業としている。「外の通過を対していました。」 また、影客をが平元の4年月18日に実施した行政事業とし、一「公用プロセス 1年は、電波利用料との こに対して、会談利用料の表面に対しても対しました。 を対象とする機能とステムを見を発展となって、自動を対象性を関した。では、関連利用料とでは、大きがことが表しました。 を対象とする機能とステムを見る定用するとしている。 では、影響を対象については、では対象と対象との対象と対象に対象に対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象を対象に対象を対象を対象に対象を対象に対象を対象を対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象を対象に対象を対象に対象を対象を対象に対象を対象を対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	370	相変わらず野良AP・認証無しの公衆無線LANと言われるただ乗りできる無線LANは日本国内で100万局近くはあると推定でき、ただ単に暗号化した無線LANアクセスポイントが爆発的に増えただけである。自治体職員の中には無線LANの物理的な特性や欠陥を無視して、町全体が無線LANで自由に繋がるようになると説明する「国際観光」の部署の人から聞いてベースとなる知識の無さに絶望すら覚えた。とにかくビジョンを掲げる事は必要だが、国民・市民がますますお金を払うだけで便利なものが得られるという思い込みで経済活性化と結論されるような一方的な議論は厳に謹んで頂きたい。我々は既に市民・国民がこの時代の流れに乗るには新しいものを買えばそれで良いと勘違いしているだけではないかという場面に何度も遭遇しており、「幸せになるのか?」という違った側面から見れば決してそうではない。ネット社会になり嫌がらせや中傷など、情報流出といった新たな困難・悩みを背負う事になった。そしてこれらのネットの嫌がらせや中傷そして情報流出はさらに激化している。この社会が継続した発展を出来るのか疑問視する場面もあり、不安を取り除く努力をしていると主張されても無味乾燥な実態が広がっている。とにかく勉強もしないし反省もしない市民・国民に目の前の技術や新しい価値観・目標に踊らされ甘い言葉で煽るだけで、実態は不安と不均衡・格差が拡大するだけである。このような事を言えるのは、我々が積み重ねてた調査データが「ただ単に風潮に合せて限界を知ろうともせず浪費を重ねているだけ」と言い切れるからだ。次のステージとして5Gを提示されたとしても市場の腐敗が深刻化した現在では夢物語として片づけられるものであり、技術進化の停滞を含めた混迷と淘汰の時代。セキュリティ事故の拡大と隠蔽。腐敗が進んだ通信事業者がオフロードと言って免許不要の周波数を乗っ取るかのような誤魔化しを許すようになってしまってはこの体制の先は短いのかもしれません。そして皆、疲れきっているのです。	
371 「中間取りまとめ(条)」には、電波利用料に対する記述が一切ない。しかし、電波利用料の過半は、電波利用料列の選出し、甲皮の年度から28年度すでの電波利用料 類帯電影利用料制度はあるが、後途は純粋な電波能理者外に限定されている。はいまりにて、わが国では別 対象学の移行や研究開発にしており間だれ、使じの間部が広い。 また、影客が可能の時間19日に実施しておび事業のが目を達成する。 電波変素ピジョン数性の作用19日に実施しておび事業のが日本とない。 地域が変化がある。この日間がたいたとのなる。 電波変素ピジョン数性のは、総統を削減したうえで、一所の有効利用を図る方向で、電波利用料に ついて建設すべきであり、その結果を信息株とりまとかまた記載すべきである。 (個人人) が2000年によりないました。 2012年の中間がでいたとなるなる。 2012年の中間がでいたとなるなる。 2012年の中間がでいたとなるなる。 2012年の中間がでいたとなりまた。 2012年の中間がでいたとなりまた。 2012年の中間がでいたが高さまります。 (個人人) が2000年の中の利性ので変速を行列を受けます。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では変する。 2012年の中間では、またはからないない、 2012年の中間では、またはからないない。 2012年の中間では、またはからの場では、 2012年の中間では、またはからの場では、 2012年の中間の必要者として乗ります。 2012年の中間では、またはからないない。 2012年の中間では、またはからないない。 2012年の中間では、またはからないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	<u> </u>		
2020 (学考賞料26] 2400MHzの電波の発射状況調査する件において、あまりにも広い地域を対象するとと り、拠られた人材や機材ではまず「指領できる調査結果」が得られるのが極めて疑問である。北陸 から全市町村全での土地に渡って調査を行か憂劣的人を受かれば最年30分子として深ります。 少考として深ります。 少考として深ります。 少考として深ります。 少考として深ります。 少考として深ります。 少考として深ります。 少年では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	371	『中間取りまとめ(案)』には、電波利用料に対する記述が一切ない。しかし、電波利用料の過半は携帯電話利用者が負担し、税金ではないが、均等税的な性格を持っている。諸外国にも同様の利用料制度はあるが、使途は純粋な電波監理業務に限定されている。これに対して、わが国では周波数帯の移行や研究開発にも利用され、使途の範囲が広い。また、総務省が平成26年6月18日に実施した行政事業レビュー「公開プロセス」では、電波利用料を財源とする無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業)が審議され、「事業全体の抜本的な改善」との判断が下ったところである。電波政策ビジョン懇談会は、総額を削減したうえで、一層の有効利用を図る方向で、電波利用料について議論すべきであり、その結果を『最終とりまとめ』に記載すべきである。	の歳出規模の在り方、料額等については、昨年有識者から構成される「電波利用料の見直しに関する検討会」が開催され、免許人等からのヒアリング、パブリックコメントを踏まえ、報告書「電波利用料の見直しに関する基本方針」が取りまとめられました。本年の通常国会においては、同基本方針等に基づきを渡利用料の見直しを行う「電波法の一部を改正する法律」が可決・成立したところです。したがって、本懇談会において、いただいた観点から改めて電波利用料について議論する予定はありませんが、頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。
2400MHz~2500MHzの電波の発射状況調査する限において、あまりにも広い地域を対象するとなり、関心ホルス料や機材ではまず信頼できる関連機関・が高り出るので疑問である。は登すの土地に渡って調査を行う必要があり本気で取り組むのであれば毎年30チーム 規模で3回肌、契用は400万円以上とは第する。影響もが出来するものは本当単用となる調査である。っまり対称は明金でありが得られるとは考えられない。ピンポインドでの観測で移わるのは自明であり、それを持って全てを細心るのはできない。「と、地域・大力を関係を含め、こまり対象には、中国では一般であり、できない。と、中でイントでの観測で移わるのは自明であり、それを持って全てを細心るのはできない。「と、地域・大力を関係し、災害時の広機やWFFスポットの無料間が、大力ととし、に国・文道を中部地が整備局との間で協定を締結し、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			
373 郭社では、既にエリア内自治体と地域防災協定を締結し、災害時の広報やWIFIスポットの無料開放を行うととも、国土交通省の部から整備長との間で協定を締結し、河川カメラ映像を地域住民へ提供する等、積極的に公共サービスを展開しております。 【スターキヤツト・ケーブルネットワーグ株】 【スターキヤツト・ケーブルネットワーグ株】 『はいた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 【スターキマント・ケーブルネットの活用等の判断も必要だと考えます。 【上館ケーブルデレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【上館ケーブルビジョン(株)】 『はキン・・フル・・フル・・フル・・フル・・フル・・フル・・フル・・フル・・フル・・フ	372	2400MHz~2500MHzの電波の発射状況調査する件において、あまりにも広い地域を対象するとなり、限られた人材や機材ではまず「信頼できる調査結果」が得られるのか極めて疑問である。北陸なら全市町村全ての土地に渡って調査を行う必要があり本気で取り組むのであれば毎年30チーム規模で2週間。費用は4000万円以上と試算する。総務省が提示するものは本当実用となる調査データが確保できるとは考えられない。全国規模であると毎年20億円以上が必要になる調査である。つまり有効な調査データが得られるとは考えられない。ピンポイントでの観測で終わるのは自明であり、それを持って全てを論じるのはできない。	の参考として承ります。
374 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【上越ケーブルビジョン(株)】 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)シー・ティー・ワイ】 376 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)シー・ティー・ワイ】 376 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)シー・ティー・ワイ】 376 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)ケーブルネット鈴鹿】 377 地域BWAに関するとりまとめについて概ね賛同いたします。地域の枠組みを尊重いただきました事、感謝申し上げます。地域資産である本制度が適切に利用されるよう今後も邁進いたします。 【(株)ケーブルネット鈴鹿 すが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の対域を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であり、適当と考えます。 【(株)を験優CATV】 378 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。	373	放を行うとともに、国土交通省中部地方整備局との間で協定を締結し、河川カメラ映像を地域住民へ提供する等、積極的に公共サービスを展開しております。	
すが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【上越ケーブルビジョン(株)】 375 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)シー・ティー・ワイ】 376 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)シー・ティー・ワイ】 376 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)ケーブルネット鈴鹿】 377 地域BWAに関するとりまとめについて概ね賛同いたします。地域の枠組みを尊重いただきました事、感謝申し上げます。地域資産である本制度が適切に利用されるよう今後も適進いたします。すが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)ケーブルネット鈴鹿】 377 地域BWAに関するとりまとめについて概ね賛同いたします。 【(株)ケーブルネット鈴鹿】 378 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)変域CATV】 378 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。	074		
375 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)シー・ティー・ワイ】 376 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)ケーブルネット鈴鹿】 377 地域BWAに関するとりまとめについて概ね賛同いたします。地域の枠組みを尊重いただきました事、感謝申し上げます。地域資産である本制度が適切に利用されるよう今後も邁進いたします。 【(株)を受援CATV】 378 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございます。なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であり、適当と考えます。 【(株)ケーブルネット鈴鹿】 377 ・ 「(株)を展るとりまとめについて概ね賛同いたします。地域の枠組みを尊重いただきました事、感謝申し上げます。地域資産である本制度が適切に利用されるよう今後も邁進いたします。 【(株)愛媛CATV】 378 ・ 「以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。	3/4	すが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。	なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であり、適当と考えます。
すが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)シー・ティー・ワイ】 376 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)ケーブルネット鈴鹿】 377 地域BWAに関するとりまとめについて概ね賛同いたします。地域の枠組みを尊重いただきました事、感謝申し上げます。地域資産である本制度が適切に利用されるよう今後も邁進いたします。 【(株)変媛CATV】 378 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございます。	375		
 376 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。		すが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。	なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であり、適当と考えます。
すが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 【(株)ケーブルネット鈴鹿】 377 地域BWAに関するとりまとめについて概ね賛同いたします。地域の枠組みを尊重いただきました事、感謝申し上げます。地域資産である本制度が適切に利用されるよう今後も邁進いたします。 【(株)愛媛CATV】 378 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 は(株)愛媛CATV】 「国いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であり、適当と考えます。	376		
 377 地域BWAに関するとりまとめについて概ね賛同いたします。地域の枠組みを尊重いただきました事、感謝申し上げます。地域資産である本制度が適切に利用されるよう今後も邁進いたします。 【(株)愛媛CATV】 378 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周次数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であり、適当と考えます。 		すが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。	なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であり、適当と考えます。
378 以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等の判断も必要だと考えます。 の判断も必要だと考えます。 「頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能であり、適当と考えます。	377	地域BWAに関するとりまとめについて概ね賛同いたします。地域の枠組みを尊重いただきました	頂いた御意見は、中間とりまとめ(案)に対する賛同意見として承りま
【(株)エヌ・シィ・ティ】	378	以上のような促進スキームにより私どもケーブルテレビ業界として努力をしていく所存でございますが、最終的には事業性を確保する観点から、スキームの進捗状況を見ながらMVNOの活用等	頂いた御意見は、今後の検討の際の参考として承ります。 なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周 波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは
		【(株)エヌ・シィ・ティ】	

番号 提出された意見(概要) 懇談会の考え方
